

平成23年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成23年12月6日（火）午前10時開議

（第1日目）

1. 開 会 宣 告

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 会議録署名議員の指名

日程第 3 会期の決定

会 期 自 平成23年12月 6日

至 平成23年12月15日

日程第 4 村長あいさつ

日程第 5 報告第 2号 夢白馬施設条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

日程第 6 報告第 3号 公用車両事故に係る損害賠償の専決処分報告について

日程第 7 議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定について

日程第 8 議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）

日程第11 議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

平成23年第4回白馬村議会定例会（第1日目）

1. 日 時 平成23年12月6日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横田孝穂	第8番	高橋賢一
第2番	篠崎久美子	第10番	小林英雄
第3番	太田伸子	第11番	太谷正治
第5番	太田修	第12番	松沢貞一
第6番	柏原良章	第14番	下川正剛
第7番	田中榮一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福島総一郎	総 務 課 長	太田 忠
税 務 課 長	横澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太田今朝治
環 境 課 長	丸山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

- 1) 諸般の報告
- 2) 会議録署名議員の指名
- 3) 会期の決定
- 4) 村長あいさつ
- 5) 議案審議

報告第2号から報告第3号まで（村長提出議案）説明、質疑

議案第44号から議案第48号まで（村長提出議案）説明、質疑、委員会付託

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 報告第 2号 夢白馬施設条例の一部を改正する条例の専決処分報告について
1. 報告第 3号 公用車両事故に係る損害賠償の専決処分報告について

1. 議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定について
1. 議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について
1. 議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例について
1. 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）
1. 議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）

1. 開会宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。

これより平成23年第4回白馬村議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第1 諸般の報告

議長（下川正剛君） 日程第1 諸般の報告をいたします。

監査委員から、平成23年8月、9月、10月分の一般会計、特別会計、企業会計の例月出納検査報告書が提出をされております。お手元の資料の配付をもって報告にかえさせていただきます。

同じく監査委員から、平成23年度定期監査の結果報告が提出されております。お手元の資料をもって報告にかえさせていただきます。

次に、北アルプス広域連合議会の開催状況について報告をいたします。北アルプス広域連合議会平成23年11月定例会が11月25日に開催をされました。内容については、お手元に配付しました資料のとおりです。報告にかえさせていただきます。

これで諸般の報告を終わります。

次に、本定例会において、受理いたしました請願並びに陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりで、所管の常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、陳情文書表のとおり付託することに決定をいたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

議長（下川正剛君） 日程第2 会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第119条の規定により、第8番高橋賢一議員、第10番小林英雄議員、第11番太谷正治議員、以上3名を指名をいたします。

△日程第3 会期の決定

議長（下川正剛君） 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りをいたします。本定例会の会期は、別紙平成23年第4回白馬村議会定例会日程予定表のとおり、本日から12月15日までの10日間と決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日から12月15日までの10日間と決定をいたしました。

△日程第4 村長あいさつ

議長（下川正剛君） 日程第4 村長より招集のあいさつを求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成23年第4回白馬村議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位のご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

本日まで、平地にはまとまった降雪はありませんが、気象庁によると、ラニーニャ現象の影響により、12月に入ると寒気が流れ込み、冬型の気圧配置や寒気の影響が強まることから、今後は平年並みか平年より寒くなるという長期予報が出されているところであります。

降雪は自然のなせるわざではありますが、11月27日は例年に倣い議会の皆様とともに戸隠神社へ雪ごい祈願に行ってまいりました。年々冬季の観光人口が減少していると言われる中で、今後順調な降雪があり、一日も早くゲレンデに冬のにぎわいが訪れ、村内に活気があふれることを願っているところであります。

東日本大震災後、8カ月を過ぎてもまだ3,500人を超す行方不明者がおり、引き続き捜索が行われていることには心が痛みますが、復旧・復興関連の第3次補正予算や法案がようやく成立をし、今後の財源確保の道筋についても与野党の合意が図られつつあると言われる昨今、復旧・復興だけでも大変な状況の中で、ギリシャの経済危機に始まるユーロ圏の信用不安とそれに伴う円高、タイにおける洪水の影響、TPP協議への参加等、我が国を取り巻く経済状況は次から次へと新たな課題が発生し、まさに野田内閣の力量が問われる局面が続いているところであります。

長引く経済の低迷が一気に回復するような妙薬はないと思いますが、観光の動向には何と言っても景気の上昇が大きく左右するだけに、本当に厳しい世相が続いている現状では、これから冬季の観光シーズンを迎える本村にとっても、憂慮すべき事態だと考えております。

さて、村の事業の進捗状況等について概要を申し上げますと、環境課関係では、福島第一原発の放射能の影響が全国的な懸念となっておりますが、長野県では7月に次いで先月15日に、白馬村において2度目の空間放射線量測定を行いました。今回は測定箇所として前回同様の役場と南小のほか、小さな子どもたちの過ごす場所として、しろま保育園を加えていただき、雨どい下や側溝、草地など比較的高い値が出るという場所を中心に測定をいたしましたが、結果はいずれも問題のない値でありました。

原発事故の完全な終息までには30年はかかると言われる中で、このごろは落ち葉を焚くことさえ自粛が要請され、線量が周りに比べて異常に高いホットスポットについての関心も高まっていることから、こうした不安を解消し、住民生活また観光地としての安心・安全のため、本村でも空間放射線測定器を購入することとし、本定例会に予算計上をいたしましたので、よろしくお

願いをいたします。

ごみ処理広域化につきましては、大町市三日町の住民投票と、その結果に基づいての建設反対という正式表明を受け、広域内さらに広域議会で検討した結果、三日町を候補地とした計画は断念することになりました。地元同意を大前提としてきただけに、残念な結果ではありますけれども、やむを得ないものと思っております。今後の進め方につきましては、3市村間でよく話し合っていきたいと考えております。

観光関係では、夏場の入り込みをそのまま引き継ぐように、秋は前年を上回る入り込みがありました。特に平地観光では10月は前年対比140%の増加となりました。

これからウインターシーズンを迎えるに当たって、11月23日には村内6スキー場の合同スキー場開き、安全祈願祭と、各スキー場の話題等についてのプレスリリースが行われました。

また、10月29日の石川県を皮切りに東京・横浜・大阪・名古屋など15の会場で延べ45日間、観光局と常設観光協会が共同でウインターキャンペーンを行ってきており、私は11月18日から19日にかけて東京・埼玉会場のキャンペーンに参加をまいりました。また11月6日から9日にかけては、副村長が長野県冬季観光プロモーションの一員として、中国北京において冬季観光の説明、商談会に参加をし、県下関係者とともに合同でインバウンド・キャンペーンを行ってまいりました。

今シーズンは長野県スキー発祥100周年という節目を迎えますが、これを契機として、次の100年に向けたスノーリゾート信州プロモーション事業が展開されており、白馬村でも観光局が中心となり、スキー発祥100周年を記念し、村の資産である雪を最大限アピールすることを目的に、白馬雪恋まつりを2月10日から19日まで開催をいたします。

メイン会場では、かまくらフェスタなどの催しを行う予定でありますし、ウインターシーズンを通してのキャンペーンとして、スタンプラリーに対する商品等のプレゼントも企画しており、メディアを活用したPRなどにも力を入れてまいります。

また、教育委員会関係では、スキー発祥100周年にちなんだ記念イベントとして、来年2月26日にスキージャンプ子供の日を開催をいたします。3歳から小学生までを対象としたミニジャンプ体験、ジャンプ大会、雪上運動会を計画をしております。

国民保養センター岳の湯の利活用につきましては、岳の湯利活用検討委員会を設け、8月から検討をまいりましたが、検討結果については今年中にまとめられるようお願いをしているところであります。

なお、国民保養センター岳の湯の営業中止に伴い開始をいたしました高齢者への入浴回数券交付事業については、11月24日現在の利用者は304人という状況であります。

また、財団法人白馬村振興公社を指定管理者として委託をしている山小屋施設、白馬いこいの杜、夢白馬施設等については、来年3月で指定管理の期限が切れることから、現在、指定管理者

を公募しているところであります。3月定例会においては、その指定についての議決をいただくこととなりますので、よろしくお願いをいたします。

農林関係では、農林水産省長野地域センター発表による10月15日現在の中信地区における米の作況指数は94で、県下では1993年以来18年ぶりに不良という指数が出されました。出穂前の7月下旬と9月上旬の低温と日照不足により、イモチ病が発生したことが指数低下の要因とされておりますが、そのような中で、本村においてはイモチ病、カメムシの被害は幸いにも少ない状況でありました。

また、ソバは115ヘクタールが作付されましたが、8月、9月の雨の影響で生産量が伸びず、例年に比べやや減少をいたしました。

今年度本格実施となった戸別所得補償制度には302名の参加があり、対象面積は水稻413ヘクタール、大豆7.1ヘクタール、ソバ115ヘクタールでありました。

カシノナガキクイムシによるナラ枯れが県内でも広がっており、村内でも今年は40本を超えるナラ枯れが確認をされ、特に被害が確認された落倉・和田野・どんぐり区で薬剤樹幹注入や粘着材散布、伐倒薫蒸処理を行ってまいりました。今後被害が拡大することも懸念され、さらなる対策を講じていかなければならないと考えているところであります。

住民福祉課関係では、災害時要援護者台帳整備システム導入の準備を進めておりますが、この台帳は地図データ、住民記録データ、介護保険情報、障害者福祉情報とも連携することができるようにと考えているところであります。

地域のきずなを図るために、昨年からの地域支え合いマップの策定を各地区にお願いをしており、今年度も災害時住民支え合いマップづくり研修会を開催をいたしました。その結果、昨年度の5地区に加えて、本年度は10地区が取り組みを始めております。要援護者の把握のためには、支え合いマップを毎年更新していただくことが大変重要であり、各地区のマップづくりとこの台帳整備システムの連携がスムーズに図られることを願っているところであります。

過日、北アルプス広域連合の次期における介護保険料の見込みが5,113円程度と新聞報道をされました。第4期保険料3,870円から1,300円ほどアップすることになりますが、基金から3億3,000万を取り崩すことができた前期とは違い、基金の取り崩しが困難なため、第5期においては値上げが必要となってきたところであります。

これには要介護認定者及びサービス利用者が年々増加し、特別養護老人ホームの80床増床が計画されていることも関連をしており、本定例会の全員協議会で保険者である北アルプス広域連合から説明をしていただくことを予定をしているところであります。

なお、介護保険料については来年2月の北アルプス広域連合議会で正式決定されることとなりますので、よろしくお願いをいたします。

税務課関係では、10月末の徴収状況は、前年比村税が2%増、国保税が1.6%増となって

おり、すべての税目で前年比を上回っております。また、長野県地方税滞納整理機構による10月末現在の徴収額は、約2,200万円となっております。

建設水道課関係では、神城山麓線と菅入の災害復旧を現在施工中であります。その他の工事はすべて終了をいたしました。

なお、先ごろ成立をいたしました国の第3次補正予算において、社会資本整備総合交付金5,225万円の追加内示があり、神城山麓線については24年度予算を待たずに、前倒しで工事発注ができることとなりました。このため、今定例会に補正予算を上程いたしました。予定どおり24年度降雪前には全線の供用ができるものと考えているところであります。

村道の除雪業務については11月8日に入札を行い、全41工区の業者が決定し、過日業務説明会を開催をいたしました。その後はそれぞれの業者が受け持ちの工区について、それぞれの地区の区長さんと打ち合わせをするなど、除雪の準備を進めてきているところであります。

総務課関係では、例年予算編成を前に行っている地域役員懇談会を、10月14日から11月14日にかけて村内10カ所で実施をいたしました。議員各位におかれましては、それぞれの会場に足をお運びいただき、まことにありがとうございました。

例年のことであります。各地区から出された膨大な要望にこたえることは至難のわざであり、各担当課において状況や内容を精査し、緊急度、優先度、事業効果、地域バランス等を勘案する中で、年次的な計画も視野に入れながら、来年度予算編成に向け、対応を図ってまいりたいと考えております。

事務事業評価につきましては、5回の会議の中で37の事業を選択して評価が行われ、11月17日に委員会から報告をいただきました。評価結果につきましては、10事業に対して充実すべきの方針が出されております。これらは地域づくり、ごみ処理、道路維持、観光振興といった村民生活に密着した事業であり、自治体としての基礎的な施策を着実に遂行すべきとの評価が示されたものと思われませんが、これらは予算の増加ばかりでなく、事業の効率化や手法、手段の見直し等によっても、実現し得るものであると考えているところであります。

一方で、7事業については縮小または基本的見直しの方針が示されました。村民の皆様にも今後、村のホームページ等でお知らせをしておりますが、白馬村の歴史的背景を考えると、政治的や道義的見地から一気に見直すことは難しい事業も少なからずありますので、そうしたことも勘案をする中で、できる限り新年度予算に反映をしております。また、できる限り新年度予算に反映をしております。

ユーテレ白馬では迅速で時宜に適した情報をお届けするため、新たに文字ニュースシステムの構築を検討しておりましたが、12月中旬ころから基本的に1日数回、30分程度のニュースの配信を始める予定であります。

また、10月31日には番組審議会を開催し、番組編成や内容について、さまざまなご意見を

いただきました。組織の規模から考えても、専門のテレビ局のようなくあいには当然いきませんが、少しでも地域に密着した番組を届けられるよう、庁内各課でもビデオカメラを活用するなど、行事等のニュースソース提供に努めてまいりたいと考えているところであります。

最後に、平成23年度の一般会計補正予算（第4号）の主な内容について申し上げますと、歳入歳出それぞれ約1億2,360万円を追加し、歳入歳出予算の総額を約46億1,800万円余とするものであります。

歳入歳出の主なものは、神城山麓線の工事費の増額や戸籍システムの共同化に伴いリース期間の残っているリース料の一括償還、ハザードマップ作成、衛星携帯電話、非常用発電機の購入、教科書改訂に伴う中学校指導書、教材購入等が主なものであります。

なお、本定例会に提出する案件は、報告案件2件と議案5件の計7件で、最終日には給与にかかわる追加議案1件を上程したいと考えております。

それぞれ議案の詳細は、担当課長が説明をいたしますので、ご審議をいただき、円満なるご議決を賜りますようお願いを申し上げ、今定例会招集に当たりましての冒頭のごあいさつといたします。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これより報告事項に入ります。

なお、本定例会の質疑につきましては、会議規則第55条の規定により、1議員1議題につき3回まで、また規則第154条第3項の規定により、自己の意見を述べることができないと定められておりますので申し添えます。

△日程第5 報告第2号 夢白馬施設条例の一部を改正する条例の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第5 報告第2号 夢白馬施設条例の一部を改正する条例の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 報告第2号 夢白馬施設条例の一部を改正する条例の専決処分報告について。

夢白馬施設条例の一部を改正する条例について、地方自治法180条第1項の規定により、平成23年11月1日に専決処分しましたので、議会に報告し、承認を求めるとでございます。

2枚おめくりをお願いをいたします。

夢白馬施設条例の一部を改正する条例。

夢白馬施設条例の一部を次のように改正する。

第12条中「法第244条の2第4項」を「法第244条の2第8項」に改める。

改正の内容につきましては、第12条中の地方自治法の条項の数字に誤りがありました。軽微な修正のため、9月議会で議決された地方自治法180条第1項の規定により、専決処分とするものでございますので、よろしくをお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

これで報告第2号は終了いたしました。

△日程第6 報告第3号 公用車両事故に係る損害賠償の専決処分報告について

議長（下川正剛君） 日程第6 報告第3号 公用車両事故に係る損害賠償の専決処分報告についての報告に入ります。

報告を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 報告第3号 公用車両事故に係る損害賠償の専決処分報告については、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告するものであります。

事故の内容、損害賠償請求者等については、この後、別紙により説明をいたしますが、当事者間において示談による和解が成立しており、それぞれ村長の専決処分事項の指定についてで定める50万円以下の賠償額でありますので、今回専決処分をし、報告をするものであります。

別紙をご覧くださいと思います。

事故の内容であります、1件目は平成23年9月5日午後2時ごろ、ウイング21駐車場において軽乗用車に職員の公用車が接触したものであります。

2件目につきましては、平成23年10月19日午前11時ごろ、オリンピック道路において公用車両が軽貨物自動車に追突事故を起こしたものであります。

損害賠償の請求者につきましては、1件目が北城の松澤香里氏、2件目が松本市の川上泉氏でございます。損害賠償金につきましては7万9,958円、2件目につきましては11万7,722円。専決処分日は平成23年10月26日と、平成23年11月10日でございますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これで報告第3号は終了をいたしました。

△日程第7 議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定について

議長（下川正剛君） 続いて、議案の審議に入ります。

日程第7 議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第44号についてご説明をいたします。

平成20年に国の暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部改正が行われまして、その同法第32条第1項に、地方公共団体にも暴力排除活動の促進にかかわる責務が規定をされたところでもあります。これに伴い、本年3月に交付され9月から施行されている長野県暴力団排除条例に準じて、白馬村においても安全で平穏な村民生活の確保と、社会全体で暴力団を排除するための条例を制定したいと考え、今回提案するものであります。

第1条では目的を、第2条では用語の定義を定め、第3条では法の趣旨にのっとり、これまで警察対暴力団であった対策を、社会全体で推進することを基本理念としてうたっています。

第4条では関係機関が連携して排除施策を推進し、青少年健全育成のための必要な措置を講ずるといった村の責務をうたい、第5条は村の施策を推進するため、村民、事業者が協力し、行政に情報を提供する責務をうたっております。

第6条では村の事務事業から暴力団を排除するよう努めるとともに、契約の相手方に対する暴力団の排除のための措置について規定をしております。

第7条は公の施設からの締め出し規定をしたものであり、第8条、9条は村が相互連携のために情報の提供、必要な支援や広報、啓発活動を行うことを規定しております。

また、第10条、第11条は、村民の暴力団員への利益の供与、威力を利用することを禁止する規定となっております。

以上、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第8 議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第8 議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてにつきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

この白馬村税条例等の一部を改正する条例につきましては、国の方で法律でありますけれども、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対して、税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これが本年6月30日に施行されましたので、これにあわせまして、国、県から指示された準則のとおり、白馬村税条例と、それから平成20年、22年に改正しました白馬村税条例の一部を改正する条例の附則の一部を改正するものでございます。

税に係る不申告等の過料の額の改正、それから村民税に関する寄附金税額控除の改正が主なものでございます。

めくっていただきまして、税条例第1条が税条例の一部改正でございまして、まず最初のところは、過料の3万円から10万円への引き上げでございます。

それから、第34条の7、これは寄附金税額控除の改正でございまして、地方税法の方で今まで控除額が5,000円でありまして、5,000円を超えたものが控除の対象になっていたんですけども、これが控除額が2,000円というふうに変更されまして、2,000円を超えたものが控除の対象になるということでございます。これにつきましては、地方税法の方で規定されておりますので、あえてこの条例の中ではうたっておりませんが、そういう内容。

それから、この控除になる対象でありますけれども、今まで、いわゆるふるさと納税ですとか、村に対するもの。それから共同募金等の関係につきましては、今まではこの条例の中で規定がされておりましたけれども、34条の7の中に、法第314条の7第1項ですね、この中でそれがうたわれておりますので、今までと比べると、そういう部分がなくなっておりますけれども、そういう法律のとおりにやるということで、それについては変更がないということ、控除額が2,000円に下がっているということですね。

それから、その下の(1)第1号でございまして、これにつきましては、今までと変わっておりませんが、若干言葉の使い方が変わっておりますけれども、こういうものであります。

それから、次のページにいきまして、失礼しました。そこで別表第1に掲げるものというふうにありますけれども、対象はその下のアから、次のページのコまででありますけれども、そのアからコまでのうち、別表1に掲げるものが対象になるということでもあります。また、別表につきましては、後で説明をさせていただきます。

それから、その次のページの2号の別表第2に掲げる特定非営利活動促進法の、いわゆるNPO法人でありますけれども、これが控除の対象になるということで、対象になるのは広く一般から寄附を募っているものであって、特定の人に利益が行くものでないということが条件にはなりますけれども、そういうものが、今度新しく控除の対象になるということで、これについては別表第2に、それぞれの団体を示していくということになります。

それから、その次につきましては、用語の改正と、それからその一番下のところは過料の統一して3万円から10万円に引き上げているということが、その次の3ページの方にも同様に出しております。

それから105条の2、それから139条の2等も同様でございます。

次のページの4ページ、5ページ、この辺も法律改正によりまして、言葉の改正等を整合させていくというものでございます。

それから、6ページのところで別表第1、別表第2というふうになっておりますが、現在のと

ころは、この表そのものは、まだ対象者がいないということで空欄になっておりますが、今後対象にしてほしいという希望の団体、法人等から申し出が出てきて、その内容が基準に合っているということになれば、そのときにまた条例を改正して、この表をつくっていくということになります。

それから、その下の第2条でございますけれども、これは平成20年に改正いたしました白馬村税条例の一部を改正する条例の附則の改正でございます、これも寄附金税額控除にまつわるものでございます。

それから、その下の第3条、これは平成22年に行いました白馬村税条例の一部を改正する条例の附則を改正するというので、これは施行期日、適用期日を先延ばししているということで、これも地方税法にあわせたものでございます。

それから、7ページの附則でございますけれども、施行期日を定めておりますが、下の第1号から4号までにつきましては、それぞれの記載の日から施行ということで、それ以外につきましては公布の日から施行ということでございます。

第2条が村民税に関する経過措置。

次のページの第3条は、固定資産税に関する経過措置。

第4条はこの白馬村税条例の一部を改正する条例の一部改正に伴う経過措置。

それから第5条は罰則、過料ですけれども、それに関する経過措置ということでございます。

あと正誤表がつけてございますけれども、正誤表、失礼いたしました。新旧対照表につきましては、1-1から1-18まで、これが先ほどの第1条に関する新旧対照表でございます。

それから2-1から2-4まで、これが第2条にまつわる新旧対照表。

それから3-1が第3条に関する新旧対照表というふうに、条ごとに分けてお示ししてございますので、またご覧をいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

私からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第9 議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第9 議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。横澤税務課長。

税務課長（横澤英明君） 議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例についてにつきまして、朗読を省略し、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、この地方税法等の改正、先ほどと同じ、現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対しての税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律、これが6月30日に施行されて、その地方税法の中の条の番号、それから項の番号等、そういうものが変わっておりますので、整合させるために、そういう部分につきまして改正をしていきたいというものでございますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

△日程第10 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）について

議長（下川正剛君） 日程第10 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算に1億2,361万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億1,824万1,000円とするものであります。

5ページ、第2表地方債補正（変更）をご覧をいただきたいと思います。先ごろ国会を通過した国の第3次補正により、神城山麓線工事について、社会資本整備総合交付金が補正予算としてつくことになったことから、起債額を1億240万円から4,270万円追加して、1億4,510万円とするものであります。

なお、交付税措置のある有利な公共事業等債を借り入れるために、無利子貸付債300万円を同時にやめるものであります。起債の方法、利率、償還の方法等については記載のとおりでありますので、ご覧をいただきたいと思います。

続きまして、9ページの歳入明細をご覧をいただきたいと思います。

8款の地方特例交付金については、児童手当特例交付金を162万2,000円追加するものであります。

9款地方交付税につきましては、1,508万2,000円を追加するものであります。

11款土木費分担金については、神城山麓線の増工に伴い、地元分担金を600万円増額するものでありまして、12款の使用料及び手数料は、IRU契約利用料としてNTTより入る使用料180万円の増額補正であります。

次に10ページに移りまして、13款国庫支出金の3目土木費国庫補助金については、社会資本整備総合交付金5,225万円が、国の補正により増額交付されるものであります。

農林業補助金については、国庫ではなく県費補助金扱いとなることから300万円を減額し、11ページにあります県支出金の農林水産業費県補助金の林道改良補助金に276万4,000円を、現時点での確定額として増額補正をしたものであります。

また、間伐事業である森林整備地域活動支援交付金に141万3,000円を増額補正しております。

次に12ページ、15款財産収入の不動産売払収入は、南小駐車場にある倉庫用地を持っている個人への土地への売り渡し代288万7,000円であります。また64万円については、雪上車の売払代であります。

17款繰入金については、住民生活に光をそそぐ基金101万2,000円を、保健予防事業予算に組み入れるものであります。

13ページ諸収入の雑入についての主なものは、北アルプス広域介護保険負担金精算金の135万7,000円の入であります。

それから、20款村債については、地方債補正の変更で述べたとおり、土木債の変更補正でありますので、よろしくお願ひします。

次に、14ページからの歳出明細について概要を申し上げます。

各費目に共通している共済費の追加につきましては、市町村共済組合の基礎年金拠出金にかかわる負担率が、例えば給与の場合には一般職にあつては1000分の36.25が1000分の48.25に、特別職にあつては1000分の29が1000分の38.5に変更となったために、この不足分を増額するものであります。

企画費については、中部電力の電柱移転に伴い、ユーテレ白馬の管路を移転する工事費262万5,000円を予算化したものであります。

それから、電算業務費につきましては、契約実績により電算の委託料を200万円減額するものであります。

それから15ページ、戸籍住民基本台帳費のシステムリース料619万3,000円につきましては、広域戸籍システムの共同化により、リース期間途中で解約となるリース料金を一括支払うものであります。

16ページの障害者福祉費の185万円につきましては、障害者福祉費にかかわる国庫補助金の前年実績の精算額を返還するものであります。

飛びまして18ページ、保健予防費につきましては、光をそそぐ基金を繰り入れしまして、医薬材料費119万9,000円を減額し、ワクチン接種委託料93万6,000円を増額するものであります。

塵芥処理費につきましては、処理委託料実績により、135万7,000円減額するものであります。

飛びまして20ページ、林業振興費につきましては、間伐等促進事業補助金に91万円、団地化をして間伐をしている地区への森林整備地域活動支援交付金が183万円の増額であります。

21ページ、観光施設整備費の84万4,000円は岳の湯の耐震診断費で、22ページ、道路維持費は除雪機械の修繕料100万円を増額補正するものであります。

また、土木費の道路新設改良費の1億154万5,000円の補正は、先ほど申し上げましたが、国の第3次補正による社会資本整備総合交付金の増額により、実施設計等委託料に600万円、工事請負費に9,300万円、補償費に250万円を増額補正するものであります。

23ページの下段、防災費については、住民への啓発資料とするハザードマップ作成経費として126万円を補正するものであります。また、備品購入費150万2,000円については、地域防災力向上支援事業として、2分の1の国庫補助金を得て、山間地の5集落に非常時のための衛星携帯電話と発電機を整備するものであります。

25ページ、教育振興費の105万7,000円は、中学校教科書改訂に伴う教師用指導書の購入費、107万3,000円は教科書改訂に伴う指導用教材の購入費の予算化であります。

また、文化財保護費の169万1,000円の減額につきましては、伝建事業補助金の確定に伴う補正であります。

以上、概要を申し上げます。よろしくお願いたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。ただいまの議案第47号につきまして、質疑をいたしたいと思っております。

議案の歳出についてでございますが、歳出について3項目お伺いしたいと思っております。

まずページ数で申しますと15ページになりますが、2款7項3目にありますスポーツ事業振興費、これは10万円上がっておりますが、この委託業務の内容と、その目的についてお伺いをいたします。

次、16ページになりますが、3款1項3目の地域活動支援センター利用給付費、こちらは36万円上がっておりますけれども、この内容についてお伺いをいたします。

最後でございますが、23ページの8款1項4目の防災事業におきまして、ただいま簡単な説明はございましたが、再度、国の地域防災力支援事業補助金を利用いたしました今回の事業内容、対象地域や予定する通信方法、機器などについてお伺いしたいと思いますし、あわせてハザードマップ作成につきましても、今回の対象としている地域、地域数と完成時期などを含めた全体的な予定についてお伺いをいたします。お願いたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） スポーツ事業振興費、業務委託料10万円のご質問であ

りますが、白馬クロスカントリー競技場活用検討委員会からご報告をいただいております陸上競技場及びサッカーコート等の整備に当たり、スポーツ課内に専門的知識のある職員がいないため、経費等の概算につきまして、外部に委託する経費であります。

議長（下川正剛君） 次に、倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 地域活動支援センターの利用給付費の内容ということでございますが、地域活動支援センターについては、障害者自立支援法に基づき障害者の方々が通いで利用し、創作活動などの機会の提供及び社会との交流の促進を図るデーサービスセンターということでございます。

対象者は村外のグループホームなどを利用されている方で、デーサービスセンターの利用に対するもので、お一人は一月に10日間の利用。もう一人については月5日間の利用に対する給付ということでございます。利用期間については来年の3月までの6カ月間に対する給付ということでございます。

なお、平成24年度においても引き続き利用を希望しておりますので、給付を予定しております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 次に、太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 国の地域防災力支援事業補助金の交付要綱は、今年6月につくられております。対象地域としては集落への道路本数が2本以下で電話以外に交通手段がなく、また補助された備品を維持管理ができる集落が対象ということで、本村の場合には立の間、通、青鬼、野平、嶺方の5地区を対象地域として申請をいたしました。

補助内容につきましては、衛星携帯電話と、その衛星携帯電話を維持するための非常用の発電機を整備するもので、1集落当たり32万円の経費がかかり、その2分の1を補助金としていただくものであります。1月末までには整備完了を予定しております。

それから、ハザードマップにつきましては、対象地域は村内全体でございまして、啓発資料を兼ねるということで、来年の春までには村内各家庭に配布を予定する予定でございます。

議長（下川正剛君） 篠崎議員、3点について答弁がありました。質疑はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） スポーツ事業振興費10万円の委託業務について、今ご答弁をいただきましたが、経費の概算ということでお答えいただきましたけれども、これはサッカーコート、陸上競技場など検討委員会等で上がってきたことを、建設する際の経費の概算というふうに解釈してよろしいのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） そのとおりです。

議長（下川正剛君） 篠崎議員、ほかに質疑はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 同じく、それについてですけれども、そうしますと、この委託業務の終

了予定の期間的なものをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 平林スポーツ課長。

教育課長兼スポーツ課長（平林 豊君） 来年の3月31日をめどに考えております。

議長（下川正剛君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

△日程第11 議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について

議長（下川正剛君） 日程第11 議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）について、説明申し上げます。

第1条平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

第2条平成23年度白馬村水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございますが、1款1目営業収益が、補正予定額160万円の増額でございます。

支出では、1款1目営業費用が、補正予定額208万5,000円の増額でございます。

なお、第4条資本的収入につきましては、目の組みかえのみで、款の予算額に変更がありませんので、こちらでの記載はしてございません。

1ページをご覧ください。白馬村水道事業会計補正予算実施計画（第1号）ですが、収益的収入について、1款1項2目受託工事収益が、補正予定額160万円の増額でございます。

収益的支出では、1款水道事業費用が208万5,000円の増額でございます。内訳でございますが、1目浄水費が職員手当20万円の増。3目受託工事費ですが、消火栓の新設及び移設工事増に係る費用と今後の見込みを含め160万円の増額で、工事請負費が60万円、材料費が100万円でございます。

4目総係費は、人事異動に伴う職員給料と職員手当が28万5,000円の増額でございます。

2ページをご覧ください。資本的収入でございますが、これは県の指導により、一般会計からの補助金、簡易水道事業債の元金分でございますが、こちらの方を補助金から出資金に課目を組みかえるものでございます。

説明については、以上でございます。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りをいたします。ただいま議題となっております議案第44号から議案第48号まで、お手元に配付してあります平成23年度第4回白馬村議会定例会常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号から議案第48号までは、常任委員会等付託書のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定をいたしました。

これで、本定例会第1日目の議事日程は終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日12月7日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日12月7日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午前11時00分

平成23年第4回白馬村議会定例会（第2日目）

1. 日 時 平成23年12月7日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第4回白馬村議会定例会第2日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりであります。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。本日は通告をされた6名のうち、4名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第5番太田修議員の一般質問を許します。第5番太田修議員。

第5番（太田 修君） 5番、太田修です。師走に入り、まとまった降雪を期待をしている毎日でございます。過去のうさぎ年には大きな災害があったというような話を聞いているところでございます。今年の3月11日には東日本大震災での津波、そしてまた原発、また翌12日には長野県北部地震と、未曾有の被害が発生をしたわけでございます。その後も台風時期に入りまして、各地で被害のつめあとを残しております。

幸い村内では被害は少なかったものの、オリンピック以降スキー人口、そしてまた不況等の影響で、対応しまして取り組んでまいりましたインバウンド事業が、原発事故の風評被害など、そしてまた円高などの影響を受けまして、大きな課題が残されております。

11月24日の県会が開催をされました。北部地震の復旧、復興費を初め、経済対策費や学校給食の食材にかかわるセシウム検査費なども含めまして、過去最高額となる333億5,400万となる予算。そしてまた新年度事業に向けまして、30人学級の規模拡大などが上程をされているところでございます。村も平成24年度の予算編成時期を迎えまして、活気ある安全・安心な村づくりを目指し、質問をさせていただきます。

まず、第1点目といたしまして、第4次総合計画及び平成24年度予算編成について。また、2点目といたしましては、観光施策について。そしてまた、3点目といたしまして、いこいの杜

施設の整備計画について。以上3点にまとめ質問をさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと思います。

まず第1点の、第4次総合計画及び平成24年度予算編成についてでございます。

将来を見据え、基本的な行政施策の方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を目指し、地方自治法に基づき議会の議決を得て基本構想を定め、これに即して行うべく、白馬村第4次総合計画後期が作成をされております。また、まちづくりマスタープランで決めました将来像に基づき、自然と共生した土地利用計画に各村内の特性を把握して進めるとあります。こういったことを現実に向けまして、事業の推進と、そしてまた予算編成などについて、お伺いをさせていただきます。

まず、1点目といたしまして、平成24年度の主要施策についてお伺いをいたします。

2点目といたしまして、まちづくりマスタープランの地域づくり構想への取り組みについて。これにつきましては、広域観光が観光化が求められている中で、近隣市村と連携をどのように進めながら、村の特性を生かした大自然と共生できるスポーツの健康の村づくりについてのお考えについて、お伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしまして、糸魚川静岡構造線上にある白馬村でございますが、地震災害を初め、風水害や土砂災害を想定しました防災体制についてお伺いをいたします。これにつきましては、大北地域は震度6以上の巨大地震が起こる可能性が15.7%というふう聞いております。こういったことの対策を含め、お伺いをしたいと思います。

それから、4点目といたしまして、地域高規格道路のルート素案についてでございますが、第4次総合計画では、ルート発表にあわせ見直し、素案の修正を行いますとありますけれども、過日商工会より提出のありました陳情書のルート案に基づき、村民の緊急医療体制、生活環境の改善、そしてまた生活圏の拡大や観光振興に資するなどの利点からも、早期実現に向けた素案づくりが必要ではないかと考えております。事前にルート案、あるいは地域の要望などを集約し、利便性の高いルートこそが、後世に残す道ではないかと確信をしておりますが、その辺について村長さんのお考えをお伺いをいたします。

5番目といたしまして、地域支え合いプロジェクトの行政と地域の役割分担についてでございます。

以上、5点につきましてお伺いをしたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田修議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

大きく3つのご質問をいただいておりますけれども、最初の第4次総合計画及び平成24年度予算編成について、5項目にわたってのお尋ねにお答えをさせていただきます。

まず最初に、平成24年度の主要施策についてであります。お答えをさせていただきます。

平成24年度の当初予算編成は、11月の7日から作業を始めており、現在、各課の予算要求額の集計を行い始めたところであります。編成作業に当たる職員には、現場の声、住民の声を反映させるために、事業の精査や歳入の的確な把握を指示しているところでございますし、第4次総合計画の後期計画に基づき、最小の投資で最大の効果を上げるような予算編成を行ってまいりたいと思っております。

現在は編成作業中であり、予算査定もこれからでありますので、主要な施策等については3月定例会で詳しく申し上げたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

2番目の、まちづくりマスタープランの地域づくり構想への具体的な取り組みについてのお尋ねであります。まちづくりマスタープランは、白馬村のまちづくりの方向性について都市計画、土地利用計画の視点に立って、平成15年に策定をしたものであります。都市計画の用途地域こそ敷きませんでしたけれども、環境基本条例並びに景観形成重点地域に基づく独自規制によって、同計画の地域づくりエリアゾーニングに沿ったまちなみが形成されつつあり、道路計画に基づく神城山麓線整備なども進められているところであります。

都市施設としての下水道は、計画を早めて完成をさせ、都市公園として大出公園も完成をし、山岳景観のビュースポットとして定着をしてきているところであります。

優良農地のスプロール化を防ぐため、白馬村農業委員会がこの監視に努めているところであります。

まちづくりマスタープランは、本村のまちづくりの文字どおりの基本方針、マスタープランとなっていることをご報告をし、これについての答弁とさせていただきます。

3番目の糸魚川静岡構造線上にある村の地震災害を初め、風水害や土砂災害等にかかわる防災体制についてと、5番の地域支え合いプロジェクトの行政と地区の役割分担については、関連性がございますので、あわせてお答えをさせていただきたいと思っております。

平成23年度を振り返りますと、3月11日には先ほど議員ご指摘のように東日本大震災、翌12日には長野県北部を震源とする地震、さらには、6月30日には長野県中部地震といった大地震が各地で発生をいたしました。また9月には、台風第12号による記録的な大雨があり、和歌山県や奈良県、三重県などで土砂災害や浸水、河川のはんらんを引き起こす豪雨災害を発生させました。日本は地震や津波、豪雨、地すべり、洪水などの自然災害が発生しやすい自然条件下にあることは承知をしておりましたが、本年発生をした自然災害を通して、自然の脅威を改めて認識をしたと同時に、災害に備えるという意識や取り組みの必要性を痛感したところがございます。

第4次総合計画の後期計画では、災害には住民一人一人の自助、地域の共助、そして防災関係機関による公助、それぞれの役割分担を明確にした上で、相互に連携できる防災体制を確立して備えなければなりません。そのためには住民や事業所、地域、防災関係機関の防災力をそれぞれ

に高める必要があると、このように記載をいたしたところであります。

防災体制のベースには、住民一人一人の災害に備えるという意識がなければならないと考えております。私たちが住むこの地域でも、自然災害が発生するかもしれないという危機感をまず認識し、災害によってどのような事態が起こりうるのかを知り、その事態に備えておくという意識は、地域の防災力の底上げにつながるものと考えからでございます。

11月13日に、NHKの山崎登解説副委員長を講師に迎えて開催した防災講演会は、住民一人一人の防災意識や知識を高めることを目的に開催したものであり、当日は、白馬村と小谷村から500名近くの方々が足を運んでくださいました。この講演会では、東日本大震災を初めとする国内外のさまざまな自然災害取材した経験から、過去の災害が私たちに教えてくれたこと、災害に対して私たちができる備えについてのお話がありました。中でも隣近所のつながり、つまり行政区がしっかりと機能することが、地域の防災を考える上で最も重要であるという点については、共感を覚えたところでございます。

行政区については、第4次総合計画の後期計画においても、行政を運営する上で重要な組織として位置づけており、協同を推進するためには、さらなる行政区の加入率向上に努めていかなければならないと記載もしているところであります。しかしながら、本定例会の一般質問にもありますように、目標とする姿への道のりを見出せていないのが現状であります。今後は防災といった切り口からも、この問題にアプローチしてまいりたいと考えております。

本年度、新たに10地区で災害時住民支え合いマップづくりに取り組んでいただいておりますが、災害発生時には、特に災害時要援護者の状況把握、的確な情報伝達と迅速な避難支援に当たっていただくのは、やはり地域の皆様の力によるところが大きいと考えております。そして行政には地域から上がってくる情報を一元的に管理をし、行政区、防災関係機関、福祉関係機関との連携を密にして、必要な場所に、迅速に的確な災害援助を行っていくことが求められると考えております。

あわせて、平時においては防災体制構築のため、地域で行っていただく自主防災活動に対しまして、財政面での支援を行っていくことも、行政としての役割の1つでありますので、平成24年度以降も必要な予算措置を継続していく考えでおります。

いずれにしましても、災害における被害を最小限に抑えるためには自助、共助、公助それぞれが災害対応力を高め、連携をすることが大切であると言われております。住民一人一人の防災意識や知識を高める機会を提供することで自助力を高めながら、同時に防災といった切り口からも、行政区問題にアプローチすることで共助力を高め、地域の防災力の底上げと、防災体制の強化を図ってまいりたいと考えているところであります。

次に、地域高規格道路のルート素案についてのお尋ねでございます。白馬商工会は村内全地区区長と各種団体53組織からなる松本糸魚川連絡道路建設促進実行委員会において、意見集約をさ

れたルート案を作成をし、この11月21日に、議会と村あてに陳情書として提出をしてきました。

ルート案は、JRより東側のルートとし、道路規格は緊急輸送路として自動車専用道路並みとしてほしいというものでありますが、村では議会の陳情採択を受け、長野県に要望書として提出をしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、第4次総合計画及び平成24年度予算編成についての答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 主要施策につきましては、3月の時点でということでございますけれども、今、白馬村の景気状況等を考えますと、今年度行いました住宅リフォーム、あるいはまた昨年度行いましたプレミアム商品券等、いろいろな景気対策等もあろうかと思えます。また、そんなところも、ぜひ24年度計画の中に入れてほしいものと思っております。

また、今年度予算で防災対策の関係で、各避難所の表示板を設置するというお話を聞いたんですが、これも1年で終わることなく、村内全域にかけまして何とか設置できるような方法、そしてまた予算付を考えてほしいなと要望するものでございます。

また福祉関係では、今までご年配の方が利用しておりました保養センターが、実際には休館というような状況になっております。この間ちょっと新聞を見ていましたら、木島平で閉校した校舎を活用しながら、農業観光を生かした介護施設をつくっていききたいとの記事が出ておりました。また白馬村でも決して人ごとではないことではないかと考えておりますので、またその辺の対策等も、ぜひ24年度に期待をしてまいりたいと思っております。

それから、まちづくりマスタープランの関係でございますが、一応マスタープランの一番最後のページだったかと思えますけれども、構想の将来像の中に、北部のスポーツレクリエーション活動を主体とした観光のまちづくりというものが載っておりました。これにつきましては、まさに村長のこの前の答弁でも、川北のB&Gのプールを直したいというような計画も出ております。あそこにあるグラウンド、そしてまた附帯施設がある中で、白馬村には村有地の9715の26という場所があるわけでございますが、こちらの活用をどのように考えていくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、防災の関係に入りますけれども、先ほど村長さんの答弁にもございましたが、NHKの解説員山崎さんからの講習を、私たちが傍聴させていただきました。地域の力が被害を減らす。そのためには地域の総合力として、企業、学校、病院、地域消防、住民、自治体、行政などが連携することで有事に備え、ふだんのが、いざというときに生きてくるというようなお話がございました。こういったことも含め、また地域ごとの支え合いや、そしてまたきずなを強めていくためには行政関係、あるいは団体が牽引するシステムが必要ではないかと、こんなふうに考えております。この辺につきまして、具体的にお答えをいただきたいと思っておりますが、よろしく

お願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員から、再質問を何点かいただきました。

予算編成に当たって、防災標識の問題等も含めて、さらにはリフォーム補助金等の継続等についての要望も出されましたけれども、今までプレミアム商品券、そして本年度はリフォーム補助金をつくったわけでありましてけれども、大変大勢の人に理解をいただいたことが、あの人気につながったんであろうと、こんなふうに思っております。

仮にやるようになるとするならば、さらに多くの村民が享受できるような、受益できるような方策も、1つの方法として考えていかなければいけないというふうに思っておりますが、財政的な見地から、総合的にまた判断をしてみたいと、このように思っております。

それから、村有地のことは松川端のことと理解してよろしいでしょうか。村有地もあります、できることなら有効活用をしたいということもありますが、あの土地そのものが、やっぱり堤内地ということもあって、開発行為そのものができるものとできないものが、わかりやすく言えば、構造物をつくることは認められないというような制約もあります。したがって、そういう制約をクリアしながら、利用できる点については今後の課題というよりも、今、そうした方向に向かって検討をいただいている部分もございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

私の方からは、以上でございます。

議長（下川正剛君） 防災の関係。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 太田議員さんから言われた、24年度の施策に対しての予算化でありますけれども、防災を含めて、当然そのようなことを日ごろから聞いておりますので、担当課の方で当然予算化の要求をしてくると思っております。そんなことで、十分意見を聞きながら反映をしてみたいと考えております。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員は質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。ぜひ村の土地でございますので、有効活用をしていただきたいと思いますと思っております。

男子のソフトボールは、ベースからホームラインまで大体69メートル、それから女子が61メートル、それから小学生が54メートルというようなことでございます。野球のみならず、ソフトとかそういった活用や、いろんな広い範囲での視野で、ぜひ有効活用を考えていただけたらと、こんなふうに思っております。

また、あの近くにはドクターヘリが来ることのできるヘリポートも建設されておりますので、ぜひその辺のところを含め、やっていただきたいと思いますと思っております。

それとあと、今ちょっとドクターヘリ関係が出たんで、関連なんですけれども、各ドリンクメーカーでAEDの設置、ドリンクメーカーの自動販売機を設置することによってAEDを設置

し、なおかつ管理もしていくというようなシステムが、この間ちょっと新聞で見ましたけれども、白馬村もそういった大勢お客さんの集まる施設も抱えていますので、ぜひその辺も含めて研究をしていただきたいなど、こんなふうに思います。

それから、9月の定例議会一般質問の回答で、24年度以降にクロスカントリー競技場、陸上競技場の設置計画をしています。また、先日の補正予算の説明の中で、同僚議員の質問に対しまして、調査費を計上したというような回答をいただいております。施設の有効利用は必要であり、第4次総合計画でも陸上競技場に向けた施設整備を推進するとございますけれども、一応この何といたしますか、予算を計上したってということは、地方自治法になりますこの2条4の関係で、市町村はその事業を処理するに当たっては議会の議決を得て、その地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならないということなんですが、これ、その辺について抵触しないんですかね。ちょっとその辺についてお伺いをしたいと思います。

それから、陸上競技場になったその経緯。それからまた、当然それを計画するというからには稼働率とか、あるいは費用対効果等も当然検討されていると思いますけれども、いまだちょっとそのことについてはお伺いしてありませんので、今日その辺についてお伺いをしたいなあと思っております。

また、何ていいますか、現地は軟弱な地質や、排水の状況が非常によくないというような状況の中で、専門家や団体の人たちの調査、あるいは研究などを入れながら、また過去、利活用検討委員会から提出をされました報告書等に基づきまして、立地条件に配慮した案で、十分な議論が私は必要ではないか、ちょっと時期尚早といったような感じがあるんじゃないかなというような気がしております。

それから、また村長の答弁の中で有利な起債を使うというお話がございましたが、辺地債を仮に使ったとしても、そのうち2割は村が負担になりますし、また長期債でございますので、据え置き期間の利子、あるいはまた元利償還に絡めた費用も、大分金額的には大きくなってくるとはならないかなというような心配もございます。その辺についてお伺いをしたいと思います。

以上、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私は、自治法違反に抵触していないかという話については、これは全く違うというふうに認識をしておりますし、太田議員から通告を受けておりませんので、後ほど通告をしてある方に、答弁をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 村長、この24年度の主要施策についての関連もありますので、通告をしていないという今答弁をしておりますが、今の質問の3点について答弁を求めます。

抵触していないかということをも1点、それからもう1つは、もう少し議論を深めてもいいんで

はないかということも1点、それと起債の償還の関係、その関係について通告ということなんですけれども、24年度、それからマスタープランの関係についても通告をしてありますので、その範囲以内で簡潔に答弁をお願いいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） それではお答えをいたしますけれども、繰り返しになりますけれども、行政執行者側の立場として、具体的に事案を調査をする必要性を感じて、その調査要求を議題として上げたことについては、私は抵触するものではないというふうに考えております。

議論を尽くすということについては、まさに言われるとおりであります。また後ほどの通告者に詳しく答弁をいたしますけれども、そういう議論をした結果で判断をすることは、私も期待をしているところでありますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

それから、起債の件でありますけれども、一番有利な起債ということになれば、我々の村にとっては辺地債だということは、今回の事業にかかわらず、今までも大きな事業にも辺地債を有効に使ってきたことであります。この償還についても、確か2年据え置き10年と仮に計算をいたしても、総額の8割が辺地債の対応になるということになるかと思っております。その償還については、今申し上げましたように2年で10年ということになれば、12年間にわたって、それを返済していくということになれば、1年当たり幾らになるかということ、2,000万強ということになるかと思っておりますけれども、そうしますと、白馬村の全体の予算の中で、当然もう仮に幾らかかった場合には、一般会計の状況がどうなるかと、そういうことはシミュレーションをした上で、私はある程度考えを持っているつもりであります。そういったところも本来ですと、話し合いを十分にした中で提案をさせていただければ、私は一番よかったと思っておりますけれども、ただ、具体的なことについて我々も素人でありますので、より議会の皆様の理解を得るためには、専門的な知識をお持ちの方から総体的な我々の計画に対して判断をしていただくという、そのための調査をするということに、このたびの議会で提案をさせていただいたわけでありまして。ぜひそんなようなところをご理解をいただきたいと考えております。

くれぐれも申し上げておきますけれども、これでもうすぐ工事に入るんだと、その工事の着手のための調査費ということでないことだけは、ぜひ誤解のないようお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、答弁を含めてあと26分ということでございますので、次の質問に入ってください。

第5番（太田 修君） 次に入らなければだめですか。

議長（下川正剛君） まだありますか。

第5番（太田 修君） じゃあ、いいです。じゃあ入ります。

それでは、2番目の観光施策についてをお伺いをさせていただきたいと思っております。村の経済を牽引するのは観光産業であると言っても過言ではないのではないかと私は思っております。世界

的な金融危機や円高、また東日本大震災にかかわる原発事故等の風評被害などによりまして、インバウンド事業を初め、観光産業が大きく減速をされております。早急な対策と、また取り組みが必要ではないかという観点から、何問か質問をさせていただきます。

まず1点目といたしまして、前任者の観光局長が退任され、6月から新しい新局長が就任をされております。理事長、そしてまた村長さんの立場から、この新局長さんにどんなことを託されたのか、その辺についての内容をお伺いしたいと思います。

また、2点目といたしまして、組織の見直しでの評価についてお願いをしたいと思います。これにつきましても、一応、観光局の見直し事業の中で、組織を見直すんだということと言われておりました。その評価がどのようにあらわれているのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

また、3点目といたしましては、冬季シーズンに向けた誘客宣伝についてお伺いをしたいと思います。

また、4つ目といたしまして、スキー伝来100年に今年は当たるわけですが、これに対しまして、行政や観光局がどんな取り組みをしていくのか、それについてお伺いをしたいと思います。

5つ目といたしまして、インバウンド事業の取り組み強化についてでございます。

以上5点、よろしくお願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田議員の観光施策について、5項目にわたってのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初に、局長就任時に託された内容についてということでのお尋ねであります。私が就任する前、観光局の局長は行政の特別職、あるいは担当課長が勤めていた経緯がございました。私としては、観光産業を取り巻く環境が大変厳しい時代となっていることも踏まえ、やはり観光に専門的な局長をおくことが大事と考え、就任したときから観光局の職員、そして理事の皆さんに諮り、公募をすることにより観光局長を採用することと決定したことは、議員ご承知のことと思います。

こうしたことから、これからの白馬の観光局長にふさわしい人物像はどうあるべきか、こうした観点で小論文、そして面接の結果、前庵局長が誕生したところであります。時代対応のできる観光地白馬村のあるべき姿への局長の在職中の取り組みは、決して間違っていないかと思っておりますが、会員との意思の疎通がうまくできなかったために、局長の本意が理解されなかったこと。また局、理事会で決定した情報が末端まで届いていなかったこと。そしてまた半官半民という組織の十分な理解が薄かったことから、民間感覚での発想が強くなってしまい、白馬村のためにより結果を早く出したいとの強い思いが、逆に会員の誤解を招き、結果として辞任をするこ

ととなったわけであります。

大変残念なことでありましたけれども、こうした経過を踏まえる中で、平成23年3月18日に制定をされました白馬村観光局組織検討委員会設置要項に基づいて、検討委員会に付託された事項の結果が第7期の総会で承認をされ、項目ごとの詳細については既に議会の皆様にもお知らせをしておりますので改めて申しませんが、新しく篠崎前観光農政課長が局長に就任したところであります。

指示した内容については、前局長を公募した事項が基本であります。新しい運営体制に基づいた運営に努め、特に会員とのコミュニケーション、情報公開の徹底を図り、運営の透明性を高めることが何よりも大事であることから、その徹底を強く指示してあります。

次に、組織見直しでの評価についてのお尋ねであります。組織検討委員会は議員2名、観光局専門委員会の方々など14名で構成をし、今年4月から5月にかけて、理事会のあり方と体制、事務局体制、委員会等の見直しの3項目について検討をいただきました。

理事会の構成とあり方については、宿泊関係者を新たに理事に加えるとともに、副代表理事と常務理事2名を新たに設け、私を含む4名で構成する執行部を設けることにしたところであります。

事務局体制については、不在となっていた観光局長を当分の間、行政側から選任をすることとしたところでございます。先ごろ次長が退職をいたしました。事務局体制の中で、このたびの組織改正の中では、次長は理事から外れておりますので執行権はありませんけれども、次長が担っていた仕事量は、今いる職員でシェアをすることになり負担が多くなりますので、この件については執行部会で今後の方針を検討してまいります。

委員会等の見直しについては、各地区の旅業組合で構成する部会の設置をすることとし、事業企画部会を新たに設置をすることといたしました。特に執行部会は6月以降4回開催しておりますが、理事会を頻繁に開催することが困難な状況であることから、当面する事業方針の決定や、理事会に付議する事項を協議してきております。事業企画部会は、事務局や専門委員会で計画していた事業の企画を、新たに設けたこの組織で検討することとして設置をしたところであり、組織として知恵を出し合い、観光局の事業を計画し、実行に移行する上で意義のある組織であるというふうに考えております。

設置後、この部会では長野県スキー発祥100周年を迎えたこのウインターシーズンの企画をしていただき、今後は当面する事業のほか、中長期的な視点に立っての施策について検討をしていきたいと考えております。

評価というお尋ねについては、新しい体制で発足したばかりでございます。この評価をするには、今後の経過によって評価をしていくしか方法はないと思っておりますし、我々も今までの経緯を踏まえて、精いっぱい取り組みはしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願

をいたします。

次に、冬季シーズンに向けた誘客宣伝状況について。長野県スキー発祥100周年での行政や観光局の取り組みについて。インバウンド事業の取り組みについては、それぞれ相互に関連がございますので、一括お答えをさせていただきます。

前置きをさせていただきますが、誘客宣伝関係については、基本的に観光局が中心となっており行っております。したがって、ここでは観光局の取り組みについて大まかに説明をさせていただきますと思います。細部につきましては、観光局が出席をする全員協議会でご質問をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

本年は長野県スキー発祥100周年を迎えることから、観光局では剰余金の一部をウインターシーズンの事業に充てることを総会で承認をいただき、企画については、先ほども説明した事業企画部会で検討をして、計画を進めてきております。先月23日にも索道事業者協議会と合同で記者発表をしたところですが、今シーズンは2月の10日から19日までの10日間、白馬雪恋まつりと題して、観光資源である雪を最大限アピールし、スノースポーツに限定しない誘客施策として、白馬47ウインタースポーツパーク会場でのかまくらを題材に、かまくらフェスティバルを行います。かまくらバーやかまくら写真館、おもちゃのかまくらなどを設置し、郷土料理やおしるこなどの提供も行う予定でいるところであります。

また、各スキー場にも協力をいただき、期間中いろいろなイベント等が行われることとなっております。白馬ジャンプ競技場では、2月の26日に2012スキージャンプ子どもの日として、100周年の記念イベントも計画をされております。

また、来シーズンのスキーシーズン券や宿泊補助券をプレゼントするスタンプラリーや、環境に対する取り組みとして、昨年引き続きエコキャップの回収等、私たちにできるエコ推進と題して、スキー場や宿泊施設など各事業者ができることから取り組んでいただき、お客様にもその活動を啓蒙してまいります。

宣伝活動では小谷村観光連盟と連携して、白馬山ろく一帯をPRすることとして首都圏、中京圏、関西圏、北陸圏等、15箇所のイベント会場でスキー場や観光協会の方々と出展を行ってきております。私も、さいたまスーパーアリーナ会場で、観光局職員とともにPR活動を行って来たところであります。

インバウンド事業では、新たに白馬村と小谷村の9スキー場を掲載した、白馬山ろくエリアとしてのスキー場のコースマップの制作に取り組むほか、豪州、中国、台湾でのプロモーション、招聘事業として、韓国や台湾教育旅行関係者、香港やロシアのメディア招聘に取り組んできております。また、在日外国人をターゲットに雑誌広告やツアー造成にも取り組んできております。情報発信としては、正確な情報を現地に伝えるため、長野県やJNTO、日本政府観光局と協力して引き続き進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

また、中国、韓国から姉妹都市提携等の申し出もいただいているところであります。このことも含め、インバウンド事業に積極的に取り組んでいきたいと、このように考えているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、答弁を含めて13分であります。太田修議員、質問はありませんか。太田修議員。

第5番（太田 修君） はい、ありがとうございました。一応、観光局の目的はやっぱり誘客宣伝がまず第一ではないかなと思います。組織等もだんだん複雑になると、職員がそこへ回る時間が少なくなっていくのではないかなというような懸念もございますので、その辺のところのかじ取りを、またよろしく願いをしたいなと思っております。

それから、この間、河津町へ視察に行つて来たんですが、河津町のある例では、緊急観光誘客拡大事業ということで、補正予算に600万をつけたというようなことで、これは東日本の大震災に伴います経済対策だというようなことで、9月の15日から1月の15日まで、町内の宿泊者に限り10万円の宿泊券や、また町内で使える商品券をプレゼントして、次につなげるというようなことをやられているというふう聞いてきました。この辺も1つ参考になるかなと思います。

それから、11月の23日に長野駅で100周年のPRイベントを行われましたけれども、ここでは非常に、その各市町村のマスコットキャラクターが大分紹介をされておりました。白馬にはそういったものがあるのかなのかな。それとまたこの日、ちょうど村のスキー場開きも重なったんで、出られたのかなのかな、この辺についてはお答えは要りません。

それから、またインバウンド関係では一応知事さんを初め、北京の方へ行かれたということで、一応これについて観光局長さんが行ったのかなかなかな、その辺のところもちょっと聞きたかったんですが、時間の都合もありますので、また後ほど聞かせていただきたいと思っております。

それから、せっかく行ったんですけれども、今現在、局に外国人向けのパンフレットがどのくらいあるのかなってところが、一番心配になります。白馬村地域観光振興計画では2005年に3カ国語、そしてまた2010年には5カ国語を備えていきたいという、大きな目標があるわけですが、これに沿って事業が行われているのかなのかな、その辺について、また後でお聞かせをいただきたいと思っております。

それでは時間の関係上、3番のいこいの杜整備計画について入らせていただきます。村長ご存じのように、あの施設は正直言ってもう長年経過しております。三十数年という年月がたっております。その中で平成10年から11年度にかけて、財団法人電源地域振興センターの補助金を得まして、あそこの中の村内の企業、団体、交通機関、あるいは商工会、あるいは女性グ

ループ等ともヒアリングをして、村長さんに提出をした経緯がございます。そういったところをどのように受けとめ、今後どのように反映していくのか、その辺についてお伺いをしたいと思います。

それから1番といたしまして、いこいの杜の施設の総合拠点になるわけですが、一応今白馬、聞くところによると、今白馬はバス単位でのトイレ、それから食事のできる場所はないと言うんですね。ぜひ道の駅を含め、いろんな検討をしていただきながら、やっぱり観光地として受け入れ体制はつくっていくべきではないかな、そんなところを思います。

それからあと、グリーンスポーツの食堂関係なんですけど、昔はあそこでもって体験学習で宿泊したんですけど、今それが全くそういうニーズがなくなっているということで、施設の一番奥へ行って食堂をつくって、入ってくれと言っても、なかなか難しいんじゃないかなと私は思います。まあその辺のところも含めて、ぜひ検討を進めていただきたいと思います。

また、2つ目に上げてありますトイレの関係ですが、これは同僚議員からも再三にわたっておりますが、私も地元出身ということで、結構皆さんからそういった意見を聞いておりますので、再度お伺いをしたいと思います。

それから、あと多目的な周遊コース、これにつきましては村民並びに観光者に多く使っていただきながら、白馬のよさを楽しんでいただく。そのためにも、ぜひつくっていく必要があるのではないかと、以上3点ですが、時間の範囲でよろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の、いこいの杜施設の整備計画について答弁をさせていただきます。

このいこいの杜のグリーンスポーツ構想については、その構想の調査をしたことは十分承知をしているところでありますが、それらも含めた中で答弁をさせていただきたいと思います。

このいこいの杜の整備は、深空地域における姫川と平川の合流点処理の計画の際に、深空区より、この合流点につながる共有地の有効活用の要請がなされ、整備が始まったと。このように聞いております。

当時、村では民宿経営の原点をテーマに、住民と来訪者である観光客が共有可能な村民広場的な要素もあわせ持った平地観光の基地として検討をし、国道の西側に国民保養センター、東側にグリーンスポーツ施設を配置することとし、グリーンスポーツの杜は全国10カ所のモデル市町村の1つとして、昭和53年度に文部省野外活動施設補助金を受けて、家にこもって運動不足に陥っている子どもたちや大人たちに、豊かな自然と、スポーツ医学に基づき配慮された諸施設の中で、腹の底から沸き上がる感動と喜びをもたらしたいということを念願をして造成された施設としての位置づけであり、村民はもとより、白馬を訪れる人々に愛され、活用されることによって、白馬が目指す心のふるさと建設の第一歩として位置づけられたものであります。

施設内容については、もう十分ご存じのこととありますので申し上げませんが、今ある

施設については十分使っていただくよう、昨年約200万円ほどの予算で改修を行ったところですが、今後さらに遊具等の充実は図っていかねばと思っているところであります。

このいこいの杜は、平地観光の一翼を担う施設という位置づけのもとに、活性化計画も検討された時期もありますし、岳の湯利活用検討委員会でも、岳の湯ならず、いこいの杜を含めた活用方法も検討すべきとの意見もございますことから、整備充実は必要と認識しつつも、財政上から直ちに改修着手とはなりにくい状況でありますことを、ご理解をいただきたいと思っております。

また、地代を含めて地権者や区の最大限のご理解がいただけたらと、このように思っているところでもございます。園内のトイレ改修について、地権者会議や地区役員懇談会でも懸案事項として提起されておりますし、この件につきましても、9月定例会において篠崎議員からも一般質問をいただいたところでございます。

グリーンスポーツ内には4カ所のトイレがありますが、地権者の皆様とはトイレ整備を含め、実施すべき事業を精査し、地区と十分協議をした上で優先順位を決めて行うこととしております。このようにトイレもさることながら建物も老朽化していることから、これらを一体的に考えた計画を立てる必要があると認識をいたしております。

眺望を生かした多目的周遊コースの整備につきましては、近年、各地で歩くということをテーマにした催しが多く見受けられるようになり、それが誘客のツールにもなっている状況でありますことは、ご認識のとおりでございます。グリーンスポーツの森は、白馬村の中心的な位置にありますことから、現在ある遊歩道、きこりの道やサイクリングロード等、すべてこのグリーンスポーツやスノーハープにたどり着くような整備にすれば、いこいの杜自体の活性化にもつながってくるものと考えているところであります。

幸いなことに、今年はこの拠点としたランニングコース4キロが整備されましたし、国土交通省では姫川右岸の管理道路整備にも着手をしております。これが完成すれば、姫川沿いで白馬三山を眺望しながらの遊歩道としても利用できるものと思っております。この管理道路整備に関しましては、沿線地権者の皆様や、維持管理のために各地区のご協力がなくてはなし得ない事業でありますことも、ぜひご理解をお願いいたします。

以上で3番目の質問の答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、答弁を含めてあと3分少々です。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第5番（太田 修君） 最後に1つだけお願いいたします。いこいの杜等振興公社経営改善庁内、公社事務局検討委員会というのがありまして、その要項を見ますと、委員長に副村長が当たるということになっておりますが、今までのその取り組みと、経過を聞かせていただけたらと思っておりますが、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 委員会と申しますか、私が職員会等にできる限り出席させていただいております。そして、その経営状況と申しますか、そういったもの、あるいは振興公社で問題になっていること、あるいは人事配置のことといったものを検討させていただいております。

ただ、具体的に今こうだよというものはありませんし、また特にいこいの杜につきましては、別に検討委員会というものを設けさせていただきまして、その方向性を検討させていただいております。おおむね年内中にはその結論をいただけるのではないかと考えていますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田修議員、質問はありますか。太田修議員。

第5番（太田 修君） ありがとうございます。これを持ちまして私の質問を終わらせていただきます。

議長（下川正剛君） 太田修議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第7番田中榮一議員の一般質問を許します。第7番田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 7番、田中榮一です。今回も3つの質問をいたします。

初めに、3つあります。1つとして、区加入条例制定について。2つ目として、行政として今後の誘客施策について。3つ目に、放射性物質検査についてであります。

初めに、区加入条例制定について、村長に伺います。区未加入問題については、同僚議員が今まで何人も質問をしてきたところです。あえて重要問題と私も考えていますので、質問をさせていただきます。

村長は先日の社会福祉大会において、その冒頭のあいさつの中で、この問題にも触れておられました。そして今年の大町合同庁舎で行われた大北市町村長と知事との懇談会の折にも、知事に直接未加入問題に対する助言を求めておりました。ことあるごとに触れておられるということは、村長の心の片隅に、常に気がかりな問題として存在しているのではないかとこののではないかとこのように私は思います。

質問に入ります。東日本大震災後コミュニティーというテーマが活発に論じられるようになってきています。震災復興に人々の強いきずなが欠かせない条件になっていることが、マスコミ等で日々報じられているからでもあります。村として、長年の懸案事項である行政区未加入問題は、コミュニティーや住民自治を揺るがすものであり、村民参加の協働の村づくり、白馬村第4次総合計画にありますように、この協働の村づくりを進める上で重要な課題であると思います。

核家族化、経済不況などでさらに広がる可能性があり、行政区加入を義務づける条例の制定を検討すべきと思いますが、村長の考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員の最初のご質問、区加入条例制定についてのお尋ねに答弁をさせていただきます。

先だって、田中議員ご指摘のこの未加入者の現状は、全人口の27%近くになるというような状況は、言いかえればコミュニティーのもう既に崩壊が始まっているというような表現ができるのかなど、こんな思いもしております。ご指摘のように、この村づくりのためには、ここに住む村民の心が1つになって、お互いがこの地域をよくしていこうと、そういう思いを共有しなければ、地域づくりはできないというのが、私の村長就任以来の思いでありますけれども、なかなか思うようにいかないというのが現状でございます。そうしたことを前提にしながら、お答えをさせていただきます。

今申し上げましたように、災害に強い村づくりや協働の村づくりには、何といたっても地区が果たす役割が重要であることは、今申し上げたように、今さら申し上げるまでもないところでありますが、これまでの一般質問でも議員ご指摘のように、何回となくお尋ねをいただき、答弁もさせていただいているところであります。当村では本当に3割に近い、この未加入者がいるという現状の解消は、何としてもしていかなければいけないということは、私も思っておりますが、こうした状況がなぜ起きてくるのか、そんなことを考えれば、区費や加入金などの費用の問題、あるいは役員負担への懸念、さらにはやはり近所づき合い等の煩わしさを嫌うといった、最近の住民意識の変化が顕著にあらわれてきているものと、このように思われるところであります。

東日本大震災から学んだ支え合い、助け合い、きずな、連携の教訓を風化させないように、未加入者、行政区未組織の地区の方々にも、ぜひ理解を得ていきたいと、このように考えているところであります。

こうした問題は本村のみならず、全国的に見ても、同じような課題を持った自治体は数多くあるようであります。長野県下でも平成15年には、そうしたことを解消するために、下伊那郡の高森町では町民参加条例を制定したほか、昨年は小諸市が自治基本条例を制定し、その中で住民の区への加入をうたい込んだ点が注目をされたところであります。このことにつきましては、昨年的一般質問でも若干触れさせていただきましたが、当村で同様の条例制定を想定した場合、未加入者に対する罰則規則の有無や、それに対する法律上の整合性なども含めた議論をしていかないと、条例自体が形骸化してしまう恐れもございます。したがって、条例化に向けましては先進事例なども参考にしながら、さらに研究していく必要があるかと考えております。

なお、この村の施策決定に当たりましては、条例の有無にかかわらず、各区长さんとの連携を緊密に保ちながら、地区要望を尊重して施策に反映していくというスタンスは、従来と変わっておりませんし、今後の行政運営についても、同様の考えて進めていきたいと考えております。

その点につきましては、ぜひご理解をお願いをしたいと思いますと同時に、先ほど申し上げましたように、この東日本の大震災によって得た教訓を風化させることのないように、何とか地域コミュニティーを存続させるための努力を、こうした防災の観点から取り組んでいくのも、また1つの方法かと、このように考えておりますので、あわせてご理解をいただきたいと思います。

以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありませんか。田中榮一議員。

第7番（田中榮一君） 再質問ですが、平成18年12月の議会において、私どもの先輩議員がですね、同じ質問をしております。30%近い区への未加入問題は、住民参加の村づくりを進める上で重要課題であり、区への加入は強制できるものではないけれども、条例をつくることは、村全体で村づくりに取り組んでいる姿勢のあかしであると考えてるがどうかというような質問をされております。

その中で、村長の答弁の中で、そのための方策を具体的に考えていきたいというようにお答えになっているんですけども、以来5年がたち、加入率が先ほど答弁にありましたように、加入率が向上しているというところでは本当には見えないわけですね。だから今までどんな方策をしてきたのか、そういうところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細部にわたっては、また担当の方からお話もご説明をさせていただきますけれども、私が認識しているところでは、当初、田中議員が今申されましたように、前先輩議員が質問をされたことに関して答弁をして以来、担当課は再三、地区の皆さんと懇談を重ねてまいりました。しかしながら、いつも出席をする方々は同じメンバーで、その必要性を認めながらも広める方策がないということで、堂々めぐりで過ぎてしまったと。

そうした中で、ごみ処理問題が起きてまいりました。その会議も、ごみ処理問題によって中断をせざるを得ないような状況になってまいりました。それにより、一定の長い期間、ブランクの状況がありましたけれども、またここでその区の切実、未加入者問題について担当課の方にも指示をしながら、地域ともう一度懇談を重ねるようということで指示はしてございます。

指示を受けた担当課としても、実質的な効果が上がる方法がどういうところにあるか、いろいろ試行錯誤をしている中で、この東日本の大震災が発生をした。そうしたことにやはり防災の面で切り込んでいくのも新しい切り口かと、こういうふうを考えながら、今その準備を進めているという状況だというふうに認識をしておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） お答えをしたいと思います。田中議員さんおっしゃられるとおり、私自身もこの行政区というのは、白馬村に必要なものだということで思っております。先ほど村長の答弁にありましたが、高森町の例を言いますと、平成15年のときに3,750世帯ぐらいいりまして、平成22年には4,219世帯になっておりまして、そのときの区の加入率が84%ありますが、平成22年には逆に79%に下がっているというような状況であります。ということから考えますと、条例制定自体はしたんですけども、結果的にその効果はあらわれていない。なぜかという、このコミュニティ自体が強制すべきものではなく、罰則規定も設けることが

できないというような状況の中で進んできたのではないかと、個人的には思っております。

それで、先ほど村長が答えましたように、本村にも大きな集落のような形をなしている地域があるわけでありまして、その地域の皆さんと私自身、二、三度ぐらい話をしました。いずれにいたしましても、その人、一人一人が暮らしてきた歴史が違いますので、白馬村のいわゆる成り立ちを理解してもらうためには、地道に理解をしてもらうような努力をするほかはないというように、個人的には考えております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 先ほど、今は高森町と小諸の例が述べられておりましたけれども、ちょっと重複するようなどころがあるかと思うんですけれども、同じ悩みを抱えている県内で茅野市が上がってきております。茅野市の場合には67.5%にとどまっています、自治会のその加入率を上げるために、加入を義務づける条例の制定を、来年度をめどに検討しているというような新聞報道があったわけです。小諸の方は当然、自治基本条例でやっているというようなところは、先ほどの答弁にありましたけれども、どうも私はですね、今まあ総務課長はそうおっしゃいますけれども、どうですか。ここで制定に向けて、一度やってみるということを決断したらどうかと私は思うわけです。先ほどおっしゃるように、条例の制定、審議に当たっては、住民の負担能力と立場を第一に考えながら、本当に慎重な検討が必要であると。そして権利を制限して義務を課するということは、必要最小限にとどめるよう留意しなければならないということ、私自身もよく承知しております。罰則規定というものは、私自身も求めてはいたませんが、単なる努力規定では現状を変えることはできないというように私自身は考えますし、あえて、ここで本当に決断をすべきというように考えますが、村長どうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 地道な努力を重ねて理解をしていただかなければ、これは進まないわけでありまして、条例をつくることも、決して私はむげに反対をしているわけではありませんけれども、やはりその条例の趣旨を、お一人お一人の住民の方が理解をしていただければ、全く形骸化してしまいます。その辺のところをどうするかということが、一番問題であろうかと思えます。議会の皆さんとご相談を申し上げることは当然でありますけれども、私は実態として、その自治区未組織の集落の状況を見ますと、南小学校へ通う生徒のうちでも一番大勢おいでになります。そういうことから、父兄も一番多いということから、議会の皆さん方のお力も借りながら、そういったご父兄の皆さん方に、そのコミュニティーの大切さ、そしてお互いに、ここの白馬村の成り立ち、伝統文化等も理解をしていただいて、その組織に入らないと、地域の皆さんとの連携もうまくいかない。ひいてはやはり子どもたちのためだというような意識、理解をしてもらう努力を、何としても始めていこうということで、ちょっとお願いをしている経過もありますので、まずその辺から取り組むのも1つの方法かなと、こんなふうには思っているところでござい

ます。

そうしたことを進める中で、ご指摘の条例等も、どういう条例がいいのか、議会の皆さんとも検討をさせていただきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 18年に質問をした先輩議員はですね、こんなことを言っておられます。もともとここに住んでいる土着の村民に吹いている風、新しく入ってきた方々の新しい風とがかみ合ったときに、本当に白馬村の白馬村らしい村づくりができるのではないかと。条例は本当に白馬村が一本になって、村づくりに取り組んでいるあかしになるのではないかと、言葉穏やかにおっしゃっておられるわけでありませう。

今この経済危機、東日本震災の影響下にある現状の中で、今求められているのが、この先輩議員のこの言葉に尽きるのではないかと私は考えます。ぜひ、先ほど村長がおっしゃいましたように、ぜひ前向きに検討をお願いしたいというように思います。

次の質問に入ります。行政区として今後の誘客施策についてということで、村長に伺います。

東京電力福島第一原発事故を機に、外国人の宿泊客のキャンセルが相次ぎ、この冬も外国人観光客の大幅減が予想されます。国内の誘客についても夏、冬ともに減少傾向にあり、誘客対策は急務であります。次の点について伺います。

1つとして、インバウンド関連では巨大市場である中国がかぎを握っていると思いますが、中国国内都市との姉妹、または友好提携を含め、対策を考えていますか。

2つ目として、グリーンシーズンの誘客のため、ハード面での整備はどうなっているのか。

3番目として、日本で最も美しい村連合というのがありますけれども、その登録についての考えはあるか。

この3つをお伺いをしたいというように思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 田中議員ご質問の、2つ目の質問事項であります、行政として今後の誘客対策についてのお尋ねに、順次お答えをさせていただきます。

まず全段として、本年3月からの観光客の入り込み状況について触れさせていただきます。観光客の入り込みは、平地観光で前年との比較をした率で見ますと、3月と5月が76%、74%と減少をいたしました。6月からは増加となり、6月は118%、7月から8月が113%、9月が120%、10月は142%となり、観光客の動向が長野県に向き、連休等天候に恵まれたことなどにより、増加をしたものだと、このように思っているところであります。

しかしながら、インバウンドにつきましては、ウインターシーズンが中心となりますけれども、ご指摘のとおり大変厳しい状況が続いている状況でございます。ご質問のインバウンドにおける中国市場と中国国内都市との姉妹、または友好提携についてのお尋ねであります。白馬村にお

る海外観光客のうち中国からの旅行客ですが、外国人観光客宿泊実態調査結果では、他の国と比較しますとまだ少数ではありますが、右肩上がり増加している状況でございます。今後の市場としては、一番大きな市場としてターゲットを絞っているところであります。

そんなことも含めながら、さらなるこの誘客に向けては、長野県でもスキー、雪、桜を商材としてセールスを展開をしており、この商材を活用し、誘客できる条件を白馬村は十分持っている、このように考えているところであります。

白馬村では、先月6日から9日の日程で、北京市で開催をされました長野県主催の観光プロモーションに、村内観光業者の皆さんとともに副村長と観光局の職員が出席をし、北京市の関係者、現地旅行会社、スキー場等へのセールスを行ってきたところでございます。行った報告によりますと、各長野県内のスキー場では数社行かれたようでありませけれども、向こうのエージェント関係を含めた皆さん方、白馬、白馬という声が非常に高く、副村長が出てその対応をしたことは、一層のインパクトづけになったということで、大変効果のあるプロモーション活動だったと。こんなふうに言っております。

申し上げましたように、中国市場はこれからの大きなやはり市場だということを前提に、取り組みを進めていきたいと思っておりますし、そのために、今年度から白馬村観光局はJNTO、日本政府観光局の会員となりましたので、今まで以上に細かい、そして積極的に情報提供等をいただけるものと、こんなふうに思っておりますし、また長野県等も共同しながら、このアジア地域、とりわけ中国からの誘客に向けての取り組みを推進していきたいと考えているところであります。

中国国内都市との姉妹提携、友好提携という手法も1つではありますけれども、まだ今の段階では、それを絞り込んでいくにはまだまだ時期尚早かなと、こんなふうに思っておりますので、スタンスとしては門戸を広くした誘客を、当面は推進をしていくことというふうに考えて取り組みをしていきたいと思っております。

それから、2番目のグリーンシーズン誘客のためのハード面の整備状況についてのお尋ねでございます。近年、山ガール、山チルドレンと言われるように、山に関心が高まってきております。国有林地や国立公園内の登山道は国が整備していくことが基本であり、国に対して要望もしているところでありますが、そのような中で黒菱唐松岳線については環境省の直轄事業として、平成20年度から5カ年計画で整備に着手となり、大変ありがたく思っているところでございます。

しかし、黒菱唐松岳線の登山道の一部が荒廃したことからルート変更をし、整備をしなくてはならない箇所も出てきております。新たな事業として、国、県の関係者にも現地確認をいただいているところでありますが、事業が採択されるよう、引き続き地元の皆さんとともに迂回ルートの設定に向けて、要望や調整を進めてまいります。またこのほか小遠見山のトレッキングコースの整備には、県を通じアサヒビールからの基金をいただき、整備を今実施をしているところでございます。

平地においては、観光局で平成22年度県の元気づくり支援金を受け、自転車と徒歩で楽しむ白馬小径を、村内宿泊エリアを中心に5つのコースに細分化し、各コースが10キロ程度の距離になるよう、村内の観光スポット、景勝地等を結ぶコースづくりの実施をいたしました。

また、既存の白馬小径の道標に、次のポイントまでの時間や歩数を表記したサイン看板を整備するとともに、マップも全体版、エリア版に分けて、日本語版と英語版をあわせて6種類の整備をいたしました。近年、健康志向からくるウォーキング愛好家やサイクリング愛好家の人口増加傾向にありますので、利用の増加を大いに期待をしたいと思っているところであります。

次に、本年教育委員会でグリーンスポーツ施設を発着点とするランニングコースを新たに整備し、地元のジュニア選手を中心に、100人ほどが参加をしたオープニング記録会も開催されたところであります。村民だけでなく、観光客の利用も大いに期待をすることであります。

また、観光協会等で既存の道路を利用したトレイルラン大会も開催をされ、大勢の参加をいただいているというふうにもお聞きをいたしております。ランニングをする方々も増えており、今後ますます盛んになっていくものと思っておりますので、スノーハープの利活用についても調査研究をさせていただき、また議会の皆様にも、具体的にその検討の中に入れていただければと、このように考えているところでございます。

次に、3つ目の、日本で最も美しい村連合への登録についてのお尋ねであります。日本で最も美しい村連合は、フランス国内でのフランスで最も美しい村活動をもとに、平成17年10月に設立されたNPO団体でございます。長野県内では池田町、小川村、中川村、高山村、大鹿村、木曾町、南木曾町の7町村が加盟をしております。

この連合の目的は、すばらしい地域資源を持ちながら、過疎にある町村が美しい村宣言をすることにより、みずからの地域に誇りを持ち、将来にわたって美しい地域づくりを行うこと。住民によるまちづくり活動を展開することで、地域の活性化を図り、地域の自立を推進すること。3つ目に生活の営みによりつくられてきた景観や環境を守り、これらを活用することで観光的付加価値を高め、地域の資源の保護と地域経済の発展に寄与することを目的としているところであります。

本村では観光の推進につきましては、白馬村観光局を中心に、常設の4観光協会、白馬商工会、索道事業者を初めとする観光業者の皆さんと連携し推進をしておりますし、景観と環境につきましては白馬村環境基本条例、景観形成重点地域指導基準、色彩計画といった規定による指導により保全を図っているところでありますので、現段階では、日本で最も美しい村連合に加盟するというところまでは至っておりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありますか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 今3つの質問をしたんですけれども、1つ目のインバウンド関連というと

ころで、ちょっと2つのことを聞きたいんですが、姉妹提携というところ、友好提携というところは、時期尚早ではないかという答弁がありましたけれども、今その提携を結ぼうとすれば、僕は素地ができていないのではないかというように思います。ということは、今まで村民にお願いをして、中国の方々にスキーや靴を贈ってきたこと、これは長野県全体では、スキーにすれば13万台を超えているというような話を聞いておりますけれども、白馬の方々もかなりの数、数字はわかりませんが、かなりの方々が協力をしていることと思います。

それと長野県日中スキー交流委員会というのがあるんですけども、それを通じてですね、中国スキージャンプチームとの村の合宿ということが、今行われているんですけども、そこに深いつながりがあるということ、それと先日白馬に訪れたチームが村長を表敬訪問をされているという報道もありましたし、そのチームのトップの方々、コーチ、監督等も村長自身もよくご存じの方が多いというように私は思います。そういう方々を通じてですね、特に関連のある吉林省あたりをお願いをですね、本当に今これだけの素地があるんですから、すぐにでも僕は可能ではないかというように考えます。だから、ぜひそんなことで、今すぐにやるべきこと、誘客につながるものってというのは、ここにあるのではないかと、私は行政としてやるべきことというように考えますので、ぜひその考えを、もう一度お聞かせ願いたい。

それと、窪田副村長が先ほど言った11月6日から9日にかけて、長野県冬季観光プロモーションの一員として中国の北京を訪れたということで、説明会や商談会に参加されたということで、本当に村民に対してですね、今この生の声を、この感想というものをね、ここで副村長ご自身の、本当に心から思ったその感想というものをね、ここで述べていただきたいというように思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私の方からは、吉林省との今までのつながりを利用して姉妹提携はどうかと。姉妹提携をする素地はもう十分できているのではないかとご指摘であります。実は吉林省でこの白馬へジャンプのための合宿に来た指導者の方が、今度中国の全体の滑雪協会の指導者になったというふうにお話を聞いておりますけれども、話をする中で、吉林省の状況がどうかということを尋ねたところ、まだまだご覧のとおり、吉林省としては人口全体がスキーに取り組める方々と、スキーができる人とできない人とのその差が物すごく大きいという中で、吉林省でこれを契機に何とか広げていきたいということは、やっぱり中国の中の国内事情である、いうふうに私は理解いたしました。

そういうことから、決してその姉妹提携がいけないということではなくて、やはりそのタイミングをはかることも大事なことであろうと。このように思っておりますし、今続いている友好関係をさらに広げることが大事なことだろうと、こんなふうに思っておりますし、これについても、やはり現地に赴いて、やはりその実情を的確に把握することも必要だと、こんなふうにも考えて

おります。ですから、決して否定をするという意味ではなくて、慎重に対応をしていきたいということでご理解をいただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 11月の6日から9日まで、中国に観光プロモーションということで行ってまいりました。その感想ということではありますが、議員さんご指摘のとおり、中国は世界の人口第1位13億2,000万、それからGDPが世界第2位ということで、かなり経済的に発展をしているということで、観光に限らず、すべての面でマーケットとしての魅力は感じました。

今回のプロモーションにつきましては、阿部知事さんを先頭に県内からは自治体、観光事業者、およそ50名くらいで参加をさせていただきました。商談会では旅行関係者は102名、それからスキー関係者が139名参加し、大変大きな手ごたえを感じたところであります。

先ほど議員さん言いましたとおり、白馬はスキーの関係で、吉林省とジャンプ訓練隊を受け入れたりなどして、スキーの交流があるということで、大分中国では白馬の名が通っているということで、相手方にしても白馬に魅力を感じてくれたもの思っております。

しかし、今回の商談会で、直ちに大挙して中国から大勢の渡航が、うんと旅行者が来るというわけではありません。中国人の特性、あるいは口コミ、外国志向を踏まえて、息の長いPR活動をしていけば、将来的に大きなマーケットになってくると思っております。

また、今回は私は行政の立場で参加させていただきましたけれども、通常は民間レベルで観光PRしていますけれども、行政が参加することによって、そのPRにさらに信用力が増すということで、必要があれば行政が常に参加することは必要なことだと感じてまいりました。以上です。

すみません、あとレポートみたいな形でまとめてありますので、必要があればご覧いただきたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、答弁を含めて、あと20分少々です。質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） では、次に2番目のグリーンシーズン誘客のためのハード面の整備はというところで、ちょっとお聞きしたいんですが、先ほど太田議員も出ていましたけれども、どうしてもスノーハープのことをちょっとお聞きしなきゃならないということで、今回の補正でスポーツ振興費として10万円が計上されております。第4次総合計画の後期計画というのが策定されたわけですが、その中でクロスカントリー競技場の利活用を図るために、陸上競技場化に向けた施設整備を推進しますというように書かれております。その総合計画をつくられた、その文言も入れられたということは、平成20年に神城地区の旅館組合の方々や観光協会の方々が、村長に対してクロスカントリーの競技場の利活用に向けて、陸上競技場の方をぜひお願いをしたいという要望書が提出されたのと、それから21年度ですかね、クロスカントリー競技場の利活

用検討委員会というのが開かれたわけですが、その答申と申しますか、それによって第4次総合計画がつくられたというように私は解釈しているわけでありまして。その調査費と、陸上競技場に向けての調査費と、そういうように解釈してもよろしいでしょうか、村長。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをいたします。今、田中議員の方からお話がありましたけれども、平成20年の10月11日に、私の方にスノーハープの陸上競技施設化に関する要望書が出されました。村民が積極的に使え、白馬村の観光振興につながるいい施設にしてほしいとの要望でありましたけれども、提案者はさのさか観光協会、五竜とおみ観光協会、東部旅館業組合、白馬五竜観光組合、飯森旅館民宿組合と、前議会議員の南部地区の皆様全員の連名による要望書でございました。そして、その具体的には近年多くの大学、実業団が陸トレで北海道を利用をしているけれども、旅費と経費的な面から、長野県を初めとする本州の中で、それも涼しいところの場所を模索している中で、長野県に注目が集まり協会に照会が来ていると。こういうことも含めての要望とともに、クロスカントリーコースをメインとしたトレーニングコース、盛んになってきたトレイルランのコースとしても使えるようなコース整備をしてほしいという要望に加えて、陸上競技は、多くの団体が同時に合宿を行えるという優位性があるし、今後このスポーツ合宿の白馬村としての構築をぜひ図っていききたいと、こういうことで要望が出てきたわけでありまして。

私自身、このスノーハープの有効利用については、何とかしたいものだということは、私個人の、村長の方針としても議会の皆様にお伝えをしてくれていることは、もう十分ご承知のことと思っておりますが、ただ、私自身そのトラック競技を行うための施設というよりも、村民も含め使われるお客さんにとって、あの会場へ入ったときの土の異臭、そして水はけが悪いために、雨が降ると使えないという状況、さらに排水が悪いために、グラウンドばかりではなくホテルの里の末端が降雨により水浸しになり、蛍も分散してしまっていて、年によっては蛍の発生も非常に悪いというような状況。このホテルの里づくりについても、内山の皆さんが長年にわたって地域を上げて築き上げ、本年度の実績をお聞きしますと、大型バスに換算すると、もう何百台だというような表現もされております。そうしたことで、さらには南北の高低差が1メートル60センチ以上あるというようなことで、それから、今あの場所を切久保地区の皆さんが主体となって、サッカー場として使っていただいておりますけれども、あの芝生そのものが、サッカー場として使うために植栽したのではないことから、非常にサッカー場としての機能の面からいって、非常に問題があるんだというお話もお聞きをいたしております。

それに加えて、実はこの福島県の災害が発生をした以後、大学、社会人等の合宿場所として、白馬で受け入れられるかというお尋ねも、正直私のところへもございました。話をしていく中で、やはり中途半端な施設では来てくれないというのも現実の問題としてございました。いろいろ要望は多いわけでありましてけれども、とてもこれをすべて解決をするためには、大変多額の費用を

必要とします。そういうことから、少なくとも最低限の環境整備をするにはどの程度がいいのか、どうすればいいのかということ、我々行政マンもそういうことに関しては素人であり、専門的な見地からご指導をいただくための調査費として、今回10万円を計上させていただいたわけであり、10万円そのものは、本当にそれで全部できるのかと言えば、やはり第1回目の調査によって、第2の調査ということも私は当然あり得ると思いますから、一応議会の皆さんに理解をいただくための基本的な調査は、この範囲で何とかできないかということで上程をさせていただいたということで、その整備の必要性は、とりあえずどういう形にしる必要ではないかと、こういうふうを考えています。よろしくお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、答弁を含めて、あと13分少々です。田中議員、質問は。田中議員。

第7番（田中榮一君） 私もですね、スノーハープのこの利活用に関しては、さまざまな意見があるということは、私も承知しております。やはり人それぞれで考えがあって私はいいと思います。だから、かんかんがくがくと議論を重ねてですね、それでこの問題を真っ正面でみんなでもって受けとめて、検討していただきたいなあと私は考えますので、よろしくお願いしますと思います。

次に移ります。日本で最も美しい村連合というところの登録は、まだ考えていないというところでもありますけれども、誘客ということを考えると、やはりここもぜひ検討していただきたいなあと私は考えるわけであり、美しい村連合というのは、北海道の美瑛町が提唱の始まりですけれども、現在、長野県では7町村、大鹿村、木曾町、中川村、池田町、小川村、高山村、南木曾というようなところで、県内は参加しているわけです。

先ほど答弁にもありましたように、人口1万人以下であると。それから資源の条件を満たすのにいろいろなものがあるということが述べられておりましたけれども、まさにその中で、白馬村自体はそれに参加する条件というのは、すべて私はそろっているというように考えております。

今年はですね、長野県の7市町村では、都会において物産市を開くとか、そういうことを積極的に行っている皆さんであります。ぜひ白馬村としても、そういうところに参加して、1つの手段として、ぜひ積極的にこれから参加を前向きに検討をお願いをしたいというように思います。

議長、3番目の質問に入ります。

議長（下川正剛君） はい、どうぞ。

第7番（田中榮一君） 3番目の質問でありますけれども、放射性物質検査について、教育長にお伺いをいたします。

県外産の野菜が増えるシーズンを迎えて、小中学校が給食で使う食材について、放射性物質検査を実施しようとしている市町村が増えておりますけれども、村教育委員会としての考えをお聞かせ願いたいというように思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。福島教育長。

教育長（福島総一郎君） 田中議員さんの3つ目のご質問でございますけれども、今までの経過、また国、県の方での現在対応等もございますので、そういったことも含めてお答えをいたします。

ご質問の、小中学校が給食で使用する食材の放射性物質検査についてでございますけれども、東京電力の原子力発電所の事故によりまして、国の方では原子力緊急事態宣言が3月11日に発令をされ、これを受けまして、厚生労働省は食品衛生法の観点から、当分の間、原子力安全委員会により示された指標値を暫定規制値として、これを上回る食品については、食品衛生法第6条第2号、いわゆる有害物質を含む食品については販売をしてはならないという、この条項に当たるような食品については、食用に供されることがないように、販売その他について十分処置するように都道府県知事などに指示をされているところでございます。

また、あわせて食品の検査に当たっては、原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限等の品目、地域の設定、解除の考え方を踏まえて、厚生労働省が示した地方自治体における検査計画に基づき、実施するように指導もしているところでございます。

こういったことを受けまして、本県を含む総理指示対象自治体及びその隣接自治体である都県におきましてはモニタリング検査が実施され、その結果をホームページなどで公表をしているところです。

このようにして、出荷制限や都道府県による検査等によりまして、暫定基準値を超える食材は市場に出回らないことを基本として、村では現在安全な給食を提供できているのではというふう考えております。

しかしながら、田中議員さんご質問のように、学校給食に対する保護者等の安全意識の高まりや、より一層の安心が図られるように、学校給食に使用される食材の放射性物質測定を独自に実施する自治体が増えてきていることも事実でございます。そこで、長野県教育委員会では、学校給食実施主体である市町村等を支援するために、検査を希望する市町村教育委員会等と連携をして放射性物質検査を実施し、安全の再確認及び検査結果を公表することにより、保護者等の学校給食への理解、安心を図ることとしており、村教育委員会も検査依頼をしているところであります。

ここに来て先週月曜日の11月28日に、県の教育委員会が示した学校給食用食材の放射性物質検査実施要領によりますと、検査対象の食材は福島県、茨城県、栃木県など16都県産の農畜産物及び水産物で、学校給食での使用頻度の高い食材について測定を実施するとしております。検査日については、県の教育委員会の指定日で、おおむね週1回、3品目程度を予定していることとあります。検査期間と方法は、長野県環境保全研究所が所有するゲルマニウム半導体検出器による測定で、検査食材の選定は県教育委員会と、それぞれのお願ひするところの市町村で協議して決定をするということでございます。

こういったことの検査の公表につきましては、県の教育委員会は検査結果を検査実施日に当該

市町村教育委員会に通知をし、翌日に公表することとしており、市町村教育委員会では、その検査を速やかに保護者等へ通知するという事としております。

また、ここに来て文部科学省では、先ごろ成立した国の第3次の補正において、安全・安心のための学校給食環境整備事業を盛り込み、長野県を含む東日本17都県を対象に、学校給食用食材の放射線検査器、検出限界が1キロ当たり40ベクレル以下とすることが可能な機種種の導入、また検査の方法、補助金の交付要領、県からの事業計画書を、この12月9日まで必着で提出しろというようなことについての文章、事務連絡をしているところでございます。

これを受けまして、県の教育委員会では3台、4台のシンチレーションスペクトロメータ、いわゆる聞いてみますと、食材などの放射性物質の量を測定する機器、これを新たに導入をして、検査希望市町村の要望にこたえていくということでございます。

村の教育委員会としましては、今後、県教育委員会と検査の頻度、検査品目につきまして十分調整をさせていただき、給食食材の放射性物質検査を進めてまいりたいというふうに考えております。また、調査も来ておりまして、つい一昨日に会議等も持ちまして、検査をしていくという方針を決めているところでございます。また、これに加え保護者の皆さんに安心していただくために、学校給食で使用した主な食材の産地を、月の初めに公表したり、今後の検査結果の状況を保護者やホームページ、また広報等でも公表してまいりたいというふうに考えておりますので、これから具体的にその調査する品目、頻度等を決めて、県と協議をして進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中榮一議員、質問はありませんか。田中議員。

第7番（田中榮一君） 今、答弁で県や教育委員会の保健厚生課の方の指示のもとに、放射性物質の検査をするというお答えをいただきました。ぜひそのように、慎重に検査の方をよろしくお願ひしたいというふうに思ひます。

1つ、保育園の食材についてどのように考えているのかちょっと課長、村長どちらか、ちょっとそこだけお聞きたいたんですが。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 保育園についても教育委員会と連携をしながら対応をしてまいりたいというふうに思っております。具体的には、できるかどうかはちょっとあれですけども、教育委員会の学校の給食との共同購入みたいな形が取れるものであれば、そういうふうになればなというふうには思っておりますが、今後、教育委員会とも相談しながら進めてまいりたいと思ひます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。田中議員、質問はありませんか。

第7番（田中榮一君） ありません。終わります。

議長（下川正剛君） 田中榮一議員の質問時間が終了をいたしましたので、第7番田中榮一議員の

一般質問を終結をいたします。

ただいまより1時まで休憩といたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時00分

議長（下川正剛君） 再開をいたします。

第2番篠崎久美子議員の一般質問を許します。第2番篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） 2番、篠崎久美子でございます。あらかじめ提出してごきます通告書に基づき、大きく3つ質問をさせていただきたいと思ひます。

内容といたしましては、観光関連事業、次に庁舎内の体制について、そして最後にエネルギー施策についてをお伺ひいたします。早速質問に入らせていただきます。

まず最初の観光関連事業についてお伺ひを申し上げます。歴史的古民家についてのお伺ひです。白馬村の歴史的古民家、いわゆる通称庄屋丸八と呼ばれている施設は村の所有資産であり、その管理に関しましては、国の観光ルネサンス事業の中の位置づけということもあり、それら等の経緯を踏まえて、平成20年2月から平成25年3月末日までを指定期間として、指定管理者である白馬村観光局が行っており、またその中の特にレストラン部門につきましては、レストラン営業をしているところに指定管理者である白馬村観光局が委託をして行っていることと理解をしております。ここの部分に関しましては、平成20年第1回臨時議会におきまして、当時の観光農政課長による説明文の中から確認をさせていただいております。

村にとって、観光という意味においても非常に重要な施設であるということ間違いのないと思ひますし、インバウンド事業その他のいろいろな事業に対して、この施設を活用して、観光施策を行っていくとして行っている施設であると理解をしております。

そこで、次についてお伺ひをいたします。歴史的古民家庄屋丸八のレストラン部の事業の現状、特に委託の状況に関しまして、お伺ひをいたしたいと思ひます。

そしてまた、古民家施設の村の活用方針と指定管理者に対しての、その具体的な指導をどのようにこの施設を村としては使いたないので、こういうふうにしてもらえるところはあるだろうかというような指導の部分をお伺ひします。

そして、指定管理者からの事業報告書や利用状況の提出状況についてもお伺ひしたいと思ひます。

そして、観光関連事業の最後といたしまして、記念館維持管理事業についてもお伺ひをいたします。この名称ノルウェービレッジと称する記念館は、長野五輪終了後に村の所有となり、その管理については、やはり白馬村観光局が指定管理者として行っております。これは平成24年3月31日まで。今年度の当初予算におきまして、村としては昨年と変わらない、この記念館維持管理事業には868万9,000円の歳出を予定して、この事業が進められているところでござ

います。

さて、先ごろ終了いたしました平成22年度事業に対する事務事業評価、要するに平成23年度白馬村事務事業評価委員会の報告書によりますと、担当課長による今後の方向性は基本的見直し。庁内総合評価、そして委員会総合評価ともに、財政の圧迫が大きいことから事業の縮小、見直しが必要であるというコメント。そして今後の方向性の部分に関しましては、庁内評価委員会の見解は、事業内容を精査し手法及び村負担の縮小を検討すること。委員会そのものの見解は、長野オリンピックの遺産として有効な利活用方法を検討いただきたい。また、観光局の設置場所とあわせて事業内容についても精査をし、今後の村負担の縮小について検討することの説明が賦され、今後の最終方針としてはE判定、つまり基本的見直しという判定になっております。

そこで、観光関連事業の最後の4番目の質問でございます。今年度のこの事務事業評価の結果を受けて、記念館維持管理事業は今後どのように展開をしていく予定なのかをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎久美子議員のご質問、3点にわたってお尋ねであります。順次お答えをさせていただきます。

まず最初に、観光関連事業についてのうちの1つ目であり、歴史的な古民家庄屋丸八レストラン部の事業の現状についてのお尋ねでございます。白馬村が所有する庄屋丸八は、平成20年2月20日から平成25年3月31日まで、白馬村観光局が指定管理者として管理、運営を行っております。白馬村観光局は平成20年12月1日から平成23年11月30日までの3年間、株式会社王滝と賃貸借契約を結び、王滝が飲食部門の事業を行ってまいりました。この12月1日から指定管理期間が満了する平成25年3月31日までの1年4カ月は、引き続き株式会社王滝と賃貸借契約を結んだところでございます。

2つ目の、古民家施設の村の活用方針と指定管理者に対して、その具体的な指導についてのお尋ねであります。庄屋丸八は地域の豪商であった横澤家の屋敷を国土交通省の観光ルネサンス事業と、財団法人地域活性化センターの魅力ある商店街づくり助成事業を活用して、歴史ある風情や日本の建築文化を残しながら改修を行い、長期滞在の外国人観光客や村内外の人たちの触れ合いの場、着物の着つけなど、日本の文化体験ができる施設として位置づけをし、活用していくことといたしました。観光局では、こうした方針に基づき、着つけ体験や折り紙体験などの文化体験プログラムも実施をしてきたところでございます。

3つ目の、指定管理者からの事業報告書や利用状況の提出状況についてでございますが、白馬村と白馬村観光局との間で締結している、白馬村歴史的な古民家管理運営に関する基本協定書の中で、管理報告や利用状況報告、決算見込み書の提出がうたわれており、観光局から月別の報告を受けているところであります。

4つ目の、本年度の事務事業評価の結果を受け、記念館維持管理事業の今後の展開についての

お尋ねであります。今年度行われた事務事業評価では、長野オリンピックの遺産として有効な活用方法の検討と、観光局の設置場所とあわせて事業内容も精査をし、今後の財政負担の縮小について検討してほしいとのご意見をいただいたところであります。

オリンピック記念館維持管理事業は、記念館にかかわる維持管理と、情報館とミーティングルームの建物購入償還費、ノルウェービレッジ敷地の土地借上料が主な経費となっており、860万円程度の費用を要しております。そのうち建物購入償還費が510万円と大半を占めており、平成25年度までの償還となっております。また、記念館の入場収入は、平成22年度実績で約280万円となっております。

現在、ノルウェービレッジに白馬村観光局があることから、観光局を指定管理者として管理をお願いしているところであります。私としても、かねてより観光局の場所について検討をしているところでありますが、村との貸借関係等もいろいろ支障になることも多々ございますが、そうしたことを見据えながらも、いろいろなご意見を参考にしながら、総合的に判断をしてみたいと、このように考えております。

賃貸者、土地の賃貸契約についても、もう本年度23年の3月31日をもって契約が切れるというようなこともございます。しかし、償還は25年まで続くというような現実の問題もございます。そうしたことを総合的に勘案しながら、1つ観光局だけの改善ということで、ことが済むほど簡単でないこともあるということも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） ただいまいただいた答弁によりますと、庄屋丸八レストラン部の事業の委託の現状は、観光局と王滝の間で賃貸借契約が平成25年3月31日までということで、締結をされているということで、それ以上のことはございませんでした。

しかしながら、もう既に11月中にこのような、もうご存じかと思いますが、宣伝が入ってきております。これは地元といいますか、大北の新聞でございまして、ここには王滝さんとは違う会社の名前がここに入っています。これは一体どういうことであるのかということをお伺いしたいです。賃貸借契約をしている委託先のところから、また再委託をされているということと解釈してよろしいのか。例えば、もしそれがそうだとすれば、その再委託しているその先の実際に事業をやっている企業の企業内容であるとか、経営の健全性というものは、当然に判断をされなければならない。そしてそれを判断した結果として、再委託をされているというふうに、当然に判断をするところでは思いますが、では、それはどこで、どのような材料、資料によって判断をされているのか、王滝さんの方でされているのか、観光局がそこまでわかっているのかということをお伺いしたいと思います。もし、王滝さんのところでとまっているとすれば、村は最終的に実際に現場で事業をやっている企業が、どの企業がどういう形態で入っていても関知しないという

ような、観光局としては関知しないというようなことになるのではないかと。あるいは村としても、そのところは、当然に村の観光施設、観光資源であると位置づけている以上、そこは当然に知っていなければいけないことと思いますが、二重の委託をするということによって、その再委託事業者というところまで観光局なり村が把握をできているのか、そのところをお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 篠崎議員の再質問にお答えをいたします。

今、経営者が変わったかのごとくの新聞広告がでていたというお話でありましたけれども、私どもは王滝さんと契約をするときに当たって、私どもは事業主体は王滝であり、今まで来ていた役員が、従来どおり責任を持って運営はしていくけれども、いろいろ運営上大変厳しい中で、さらにそのノウハウを得ながら実効を上げていきたいために、ある企業とコラボレーションをしながら、今まで以上に充実をしていきたいと、こういうお話を伺っております。そういうことから、王滝がさらにほかへ転貸しをするというようなことは、私ども契約のときには一切聞いておりませんし、あくまでもコラボレーションをしていくと。しかし、その責任は王滝がとっていきますということで、従来どおり残された期間については王滝さんと契約をさせていただいたと。こういうことでもあります。

したがって、管理運営についての我々のかかわり方としては、いろいろなあの施設を使つての行事等については、この庄屋丸八を管理運営していくに当たっては担当員が決まっております。そうした担当員が王滝さんと連携を密にしながら、当然そのお客さんの意向等、入ってきたものを伝えながら、お客さんのニーズにこたえる対策、そして各種のイベント等についても、局と王滝さんの間で意思の疎通を図りながらやってきたつもりでありますし、今後もその姿勢で取り組みをさせていきたいと、このように思っております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今のお話を伺いますと、あくまでも王滝さんにお任せをしている部分であるというふうに解釈をしてよろしいということでしょうか。

では、先ほど申し上げましたように、そのコラボしている先の企業の健全性というか、そういうことに関しては、あくまでも王滝さんの方で責任を持つということと解釈してよろしいということでしょうか、と私は理解いたしました。

そこですと、先ほど事業報告書についてでございますが、指定管理者からの事業報告書は毎月出ているというふうにお伺いしましたが、よろしいですか。それにつきましても、例えば王滝から、これは実際に運営しているところは、現場は王滝さん、また今回に限ればその先にまた1つの事業所があるわけですが、その事業者、王滝さん、観光局、そこまでにデータが上がってきて、それが毎月観光局に上がり、観光局から村へはどのような報告が定期的にされてい

るのか、いつの時点でされているのか、そこをお伺いしたいと思います。

それと、もう1点です。先ほど担当者が意思の疎通をしながらというお話がございましたが、これを見ると、私は実はこれを見たときに気がつかなかったんですね、庄屋丸八の広告だというのは。なぜか、ロゴが違うんです。これは漢字です。ですけれども例えば庄屋丸八の設置条例等々を見ますと、庄屋まるはちと平仮名です。これは実は今回に限ったことではなくて、統一がされていない、観光局で出している地図の中には、漢字で書いてあるところもあれば、平仮名で書いてあるところもある。今回は、こちらの方は漢字を使っていらっしゃる。ですけれども、案内は、あそこへ行って見ていただくとわかりますけれど、平仮名になっています。

こういったこと1つをとっても、意思の疎通をしてというお話になっておりますが、そのところは本当になされているのか。あるいは当然に指定管理者が入っているわけですから、地元の方の雇い入れは何%であるとか、あるいは地元産の野菜、地元をあらわすような特徴的な料理を出してほしい。あるいは地元と協力して、例えば地元の方に産直を開いていただくなり、いろんなことをやっていただくということも、展開としては考えられると思うんですけれども、そういったところの地元の方の雇い入れ、あるいは地元産の野菜を使ってほしいとか、そういったことに関しては、どのように協定をされているのか、そのところをお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 細部については、また担当の方からも答弁をさせたいと思いますけれども、今、篠崎議員が言われた基本的なこと、当初第1回目の指定管理者として委託をするときの話し合いの中で、人が必要なときには地域の人を雇用してほしいということ。それから、地元産のものを可能な限り優先的に使ってほしいということは、当初からお話をいたしました。

そして記憶をたどりますと、当時の地域の役員の方にもお話をしたつもりであります。その中で、なかなか常時そこへ勤務するということは難しいと。しかし、そばを打つとか、あるいは漬物を漬けるとかということについては、地域が応援をすると、こういう話がございました。それを前提に王滝さんと話をし、王滝さんの方も理解をして、できる限りその範囲でやっているというふうに私は理解をいたしております。

そうした過程に行き着くには、当初あの施設をつくるときに、地域であの管理をしたらどうかと。地域からも観光の拠点として、あそこを有効利用したいという強い要望があったことから、前向きに取り組んできたつもりでありますし、地域の皆さんとご相談もさせていただいたと、このように思っております。

今ご指摘の、連携を深めてやっていると言いながら、看板の表記、漢字、平仮名の統一もとれていないではないかというご指摘もいただきました。この点については大変申しわけないと思っておりますし、早速統一をさせるようにさせたいと思いますけれども、一事が万事ということではなくて、それなりに局の職員も、本当にあの施設が有効に利用できるよう、時に応じては料

理内容にまで口を出して要望を伝えているというようなことも聞いているところでもあります。

しかしながら、すべてが満足をしているかと言われれば、またさらに大勢の皆さんの声をお聞きしながら、現場に反映をさせていく努力は、私の方からも強く指示をしたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 報告の関係につきまして、私の方から説明させていただきます。

毎月ものを、それぞれ年度をまとめて、翌年度の当初に提出をいただいているということでご理解をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 庄屋丸八に関しましては、ぜひ村民に誤解を招かないような使い方をさせていただきたいということです。地元の理解、あるいは村民の理解を得た中で、まるでその事業者者に丸投げをしているじゃないかというような印象づけるような使い方はされないように。そうでないと、村の例えば住民に聞きますと、丸八へ行くと言うと、行かないって言うんです。行ったことないと。なぜでしょうかって考えると、理解がされていないんだと思います。村の方針がきちんと見えない、あるいはその事業者が入っていることによって、自分たちより遠くに、あそこにはあるんですが、遠くにあるように感じる。そういったことも含めて、やはり担当者と事業者が、さらには再々契約の再委託先の事業者とも話をして、ぜひ村の住民と協力をして方向性を探って行っていただきたいと思います。

地域での管理をお願いしたら、それは難しいことである。あるいは常時勤務は難しかったんだというお話も今ありましたけれども、常にそれも働きかけをしながら、当時協定にあったことであれば、当然に盛り込まれていかなければいけないことでありますし、地元の方がいるということによって話が、行ったときに話ができるねという、そういうメリットもありますので、ぜひこのところは今後考えて行っていただきたいと思います。

そうしまして、次に、オリンピック記念館のことについて、1つ質問をしたいと思います。ただいま事業報告に関しましては、歴史的な古民家の部分をお伺いしましたけれども、オリンピック記念館も、当然に指定管理者であるわけですから、観光局から村に提出がされているはずであると思います。それに関しましては、どのような提出状況になっているのか、そしてそれを受けて、どのように対処されてきていたのか。そしてまた先ほどのE判定、E判定が出るまでには内部の評価でもE判定。要するに見直しが必要、最終的な結論も見直しが必要という、そういうところまで行ってしまおうというところに、なぜその事業報告書が活用されてこなかったのかというところが非常に疑問であります。

そしてまた白馬村観光局の場所の移転について、再度お伺いいたします。場所の移転はもう既にお考えになっているのか、あるいはいつをめどにお考えになっているのか、あるいはないのか、

そういったことも含めて、再度お伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 維持管理については、観光局が委託を受けてやっておりますけれども、あの建物そのものは、オリンピックを開催するときに村が主体となって契約をしております。そして、その契約年月日等も、村が主体的に全部計画をしております。そういったことから、観光局だけの一存でものが進まないところがございます。また、貸してくれている地権者にとれば、契約期間満了までは契約どおり使ってほしいという要望もあります。そうしたことの兼ね合いも必要であります。

村としても、ただ漠然と見守っていたわけではなくて、あの建物を、仮に建物を移転する場合には、どこへ移転をすればいいのか。あそこの施設が全部おさまる場所があるかどうか、そういうことについては、村がこれから主体的に考えていかなければいけないことだと、このように考えております。そうした視点で評価委員のご指摘もさることながら、庁内としてもいろいろ検討を重ねてきているところであります。私どもも何とか早く結論を出したいと、このように思っておりますし、第1回目の、要するに賃貸契約が23年の3月31日で切れます。

しかし、移転をするというようなことになれば、冬のさなかというような状況もあって、3月31日までに移転をするということは大変まあ厳しい状況だと。このように思っております。そうしたことも踏まえて、移転ができるまでの少しの猶予を、新たに契約をするとか、そんな手法も持ちながら、評価委員に出していただいた結果を尊重して進めていきたいと、このように思っているところでありますので、よろしく願いをいたしたいと思えます。

落としましたけれども、観光局の位置についても、今新たなところへの賃借は考えるべきではないというようなご意見、さらには庁内へ移すべきという意見、それから観光局と観光農政課のとのかわり合いの問題等、いろいろ検討しなければいけないことも付随的に出てくる要素もございますので、このこともあわせて考えながら答えを出していきたいと、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 今の答弁でよろしいでしょうか。

第2番（篠崎久美子君） オリンピック記念館の事業報告書を。

議長（下川正剛君） 事業報告について、それでは横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） こちらの利用報告につきましては、先ほどと同様に、年度をまとめたものを翌年度に報告をいただいております。ただ、こちらにつきましては、収入が直接村へ入ってくるというような、そういうような仕組みになっておりまして、収入については、局の方からは報告はいただいております。よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、3問目が終了いたしましたので、ほかに質問はありませんか。篠崎久美子議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは再質問も3問も終わりましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

次は、庁舎内の体制についてお伺いをいたしたいと思います。私が認識するところでは、直近の課の再編というのは2008年4月だと記憶しておりますが、人員的には現在80名から90名ぐらいの方が、職員として働いてもらっているというところだと思います。

業務量に対しての適切な職員数の配置であるとか、あるいは業務内容に精通した職員の配置というものは、当然職員にとってもスムーズな業務遂行にもつながるわけですが、住民にとってはさらにそれが住民サービスの向上というところに、当然につながってくるのだと思います。このバランスは、言えば常に見直しをかけて配慮されるべきところだと思います。たびたび課の再編があって、それがよいかというと、そこのところはまた別な話ですが、やはり常に見直しをかけていくということは必要なことであると思います。

そこで、次についてお伺いをいたします。現在、課によって業務量のばらつきなどがあるように外から見ると見えておりますし、住民もそのようなことを言っていますが、実際の業務量の把握の状況、把握するためのその方法も、どのようにしているかというところを含めてと、新年度に向けて課の再編成をお考えになっているかというところをお伺いしたいと思います。

次にです。2番目としては、途切れることのない継続性や専門性を持った住民サービスというのは大事なんです、それを実現するための人材の育成ということについて、どのようにお考えになっているか。この2点についてお伺いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員、2つ目の質問であります、庁内体制についてお答えをさせていただきます。課により業務量のばらつきがあるように見えるけれども、その業務量の把握の状況と新年度へ向けて課の再編があるかということでございますけれども、現在の課の編成や業務内容の区分につきましては、白馬村の長い歴史の中で形づくられてきたものであります。そして、時代の流れの中で、その時々世相や新規事業への対応なども勘案しながら、課の設置や廃止、統合が行われ、同時に村の人事異動指針にあわせて人事異動も行われてきているところであります。

そうしたことは、今後も当然引き続き行っていく必要があると考えておりますが、現状では、今後の具体的な課の編成等についての考えを、まだ言える状況にはありませんので、ご理解をいただきたいと思います。

業務量の把握についても、当然それを加味して人事異動を行っているわけでありまして、予期せぬ職員の休職や退職があった場合には、その補てんは臨時職員等で対応するケースが多く、そういう場合には、職員に通常以上の負担がかかっていることは十分理解をしております。また、人間である以上、職員個々にも能力の差や経験の差、業務内容に対する得手不得手もあり、性格的にも言える人もいれば、言えない人もいるという状況もございます。

このように、さまざまな要素や相違がありますので、そうしたことが事務の遂行に影響する場合もありますし、人により見る視点が違いますので、特定の課や職員に負担がかかっている場合もあるのかもしれませんが。ふだんの業務内容を見ていて感じることや、予算編成の折の予算要求、職員各層との懇親会等を通して、私なりにその一端はうかがい知ることができておりますので、他人の意見も聞きながら、最終的には人事異動は私の評価や視点を踏まえて行っていくことになります。

日々の事務事業への対応や業務内容の評価、人間関係、性格等を総合的に加味をし、適材適所も意識しながら、その時点時点では考えられる最適な人事を行っているつもりであります。ただ、評価というものは非常に難しいもので、私の評価がすべてとは言えませんので、篠崎議員がおっしゃられるような事実がありましたら、デリケートな部分やプライバシーの問題もありますので、個人的にご教示いただければと、このように思っているところでございます。

次の人材育成については、私は常々組織は人なりという考えで、役場における最も大事な要素は職員だと思っており、人材育成の重要性は十分に認識をしているところでございます。村が現在職員に行っている人材育成策は研修であり、先月も全職員を対象に、企業からインストラクターを招いて接遇の研修を実施したところでございます。そのほか、長野県市町村職員研修センターが実施をしている研修、例えば新規職員の研修、中堅職員の研修、係長研修、税務、法政執務等々の研修に、積極的に職員を参加をさせていただいています。

ただ、こうした単発研修では、なかなか本当の人材育成にはつながっているとは言いがたく、私も村長就任以来、職員を国や県や人材育成に有効と思われる民間組織に、単年度での研修派遣をしたいと考えておりましたが、定員削減等のこととも絡まって、現状では職員数に余裕がなくで断念をせざるを得なかったところでございます。

しかしながら、24年度は何とか研修派遣を行いたいという思いで、現在、県の市町村課へ、県職員と市町村職員の交流派遣を行いたい旨の要望をして、調整をしているところでございます。この派遣では県観光部への派遣を希望しており、実現すれば研修のその後の村の観光施策に主することができ、かつ研修した職員のスキルアップにつながればと期待をするところでございます。

また、24年度は県の滞納整理機構へ職員1名を派遣する予定であり、専門的知識の習得により、村の課題の1つである徴収対策に生かしていければと考えているところでございます。

いずれにせよ、人材育成の充実は今後の村づくりには欠かせないことでありますので、積極的に対応をしてまいりますので、よろしく願いをいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 私もかつては企業に勤めていたこともございまして、その際に100項目ぐらいにわたる自分でチェック項目があつて、すべてチェックをする。そして自分の今年度の反省を書く。来年度に向けての目標を書く。それを提出する。そして上司からは、上司側からの

100項目以上のチェックがある。そして最終的にはお互いに面談をして話をし、今どういう業務をやっているのか、実際業務量はどうか、自分の適性と合っているのか。あるいは自分の得意とする分野、専門性も加味したところで合っているのかということも話し合いをしながら進めていくというような会社にいたこともございました。

それは、ある意味においては非常に大変なことではございますけれども、自分を外部から評価してもらおう。いつも自分が思っていて、自分のやっていることが、これでいいんじゃないかなということだけではなくて、外部から評価してもらおうということもありまして、それが1つのよい意味での緊張感と、よい意味でのプライド、責任感につながっていき、それが正当な評価を受けているんだということで、次の職員のやる気につながっていった。そういうところがあります。

今お伺いをいたしますと、村長のところで、例えば懇親会の場面であるとか、あるいは村長が判断したところで職員の評価をしているんだというようなお話もありましたけれど、1つこういった系統立った、職員評価を系統立ってするシステム的なものの構築ということのお考えはいかがかと思えます。

また、もう1つですが、それと同時に大切なのは、職員が今現在どのようなことに悩んでいたり、どのようなことで行き詰まっているのかということも含めて、職員をフォローしていくことも非常に必要だと思いますが、この職員のためのフォロー体制、相談体制というのは現在どうなっているのか。あるいはもしないとすれば、今後おつくりになったらどうかと思えますが、その辺についてお伺いをしていきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。窪田副村長。

副村長（窪田徳右衛門君） 今、篠崎議員さんから職員の評価の関係のご質問だと思いますが、村といたしましても、将来的に職員評価制度の導入に向けて検討してまいりたいと思っております。

それから、また日々の職員の動向につきましては、私が1階にいますので、なるべく目配りをしていくようにしていきたいと思えますし、村長は2階にいますが、たびたび下におりてきて、庁内の状況を把握しているということもありますし、あと細かなことなんですけれども、文書の回覧が回ってきて、私のところで決裁が終わる部分については、私が直接職員に配付をして、例えば訂正箇所があればこういうことだよということで、日々の動向にはなるべく目配りをするような形にしております。

あと最近の特徴としては、やっぱり心の病といえますか、そういうものを抱えた職員がいるというのは、これは全国各地の自治体でもあるようでありますので、そういったことについては、より細やかな対応ができるようなことをしていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 太田村長。

村長（太田紘熙君） 職員の執務状況の中での考察といえますか、洞察といえますか、副村長今申

し上げたとおりであります。ただ、私が最終的に判断をしているという表現、誤解をしていただかないように申し上げますけれども、私一人ですべてを判断しているわけではありませんので、そういう人の意見も聞きながら、客観的な判断の中で最終的には、私の名前で指示をします。この組織である以上、そういう仕組みになろうかと思っております。

私も正直民間で、当時は大手のところへも勤務した経験もありますし、また自分で商売をし、相当大勢の職員を使っていた経験もあります。そういった中で、民間においては職員のやる気を起こさせるような方法もあります。また、その方法が行政で役に立つこともあります。そういったことから、評価される方、する方のやっぱり適正な評価をするシステムを、どうしてもつくっていかねばいけないということから、課長を対象とした研修をするようにということで、今その取り組みも進めているところでございます。

ただ、民間とこういう行政との違いというのは、行政が1つの計画を職員がしたとしても、その結果が出てくるのには何年もかかるというようなこともあります。そうした評価の仕方については、民間と一様にいかないところも多々ございますけれども、やはりこういう形で評価をするんだよというものをつくりあげることが大事なことだと思っております。議員からご指摘もいただきましたので、さらに職員の方へも働きかけをしながらシステムづくりをしていきたいと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員、質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 例えば私が先ほど例として申し上げましたシステムなんですけれども、これは1つのメリットとしては、公平に評価をしてもらっているということが、評価される側にはあるということ。そしてまた上司に対しても、上司も評価を、同じ評価をされているという、部下だけではなくて、上司も同じ評価を受けているということ。そしてまた面談ということも申しあげましたけれども、1対1ではなくて複数の方と面談をして、面談をする側が複数いるということで、そこでもまた公平な目が生まれるという、こういったところがあって、やはりどうしても人間なのでね、合う人合わない人とかがいるところは当然なんですけれども、あくまでも公平な評価を、正当に自分の仕事に対して受けているんだということは、やはり職員にとっては、責任を持って自分のことは、きちんとやっていることはやっている、直さなければいけないところは、こうやっていこうって次につながるステップになっていくので、ぜひお考えいただいたり、またあるいは今伺いますと、研修制度も活用されていくご予定、実際に活用されたり、今後活用されていくご予定、そしてまた県との交流人事もされたりする中で、そういう専門性を持ったという意味においての育成ということも、お考えになっているということなので、非常に期待しております。

そして、その中でですね、先ほど業務量のバランスということをちょっと申し上げましたけれども、課同士のその業務量を横に連携をして、うまくそのバランスを取って、もちろん専門的な

ところは無理なんですけれども、人員的に、物理的に手が足りないというところは、横の連携はどのようになっていращやるのかということをお伺いしたいと思いますし、もう1つ、これは住民の中によく聞くんですけれども、観光については非常に基幹産業と位置づけているんじゃないかと。特産品の開発とかも含めて、観光農政課という形にはなっているんですけれども、1つ観光課というものをきちんとつくって、基幹産業だと言ってるのならば、観光局とタイアップをして、行政のできる部分、観光局のできる部分をきちんと系統立ってやっていく。それが観光の推進力になるんじゃないかという声もありますし、そのことと。

あと福祉に関してですね、福祉も今後非常に重要度が増してきます。このところは目に見えない部分ではありますけれども、団塊の世代の方が10年後には全員後期高齢者になるという事実が、もう目の前に迫ってきております。そして、なおかつそれを介護する、できる方は人数的にはもう減ってきている。そういったことは、もうデータとして出ているわけですから、そういったときに福祉もこれから事務量が減る、業務量が減るということは、もう考えられない状態だと思います。そういったところで福祉、観光、福祉。それを特に重点的にして、課の編成をお考えになったらどうかと思いますが、その点2点についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員ご指摘、ご提言の件については、今そうした考えのもとに、24年度に向けて取り組みをしていこうという気持ちでおります。ただ、明確に課を統廃合してこうだとかいうことまでいけるかどうか、そういうまだ不確定要素もありますので申し上げますけれども、実務の面においては、そういった今、議員ご指摘のことは、当然考えていかなければいけないということで、課長会議等でも話をしているところでありますので、そうしたことを念頭におきながら取り組みはしていきたいと、このように思っております。

福祉の面についても、もう当然、今3人で1人を支えている、1人を支える。それが平成50年になると1対1になるというような状況でございます。ご指摘のとおり、必然的にもう福祉にかかわる費用は、ずっと右肩上がりていくんだろうと。あわせて教育もそういう形になってくるだろうというふうに考えておりますので、やっぱりそうしたことも、将来に向けての見定めというものも必要になってくることでもありますし、福祉そのものも、もうやっぱり専門知識のない人でないと務まらないことにもつながってまいります。そうした人材確保にも、やはり先をとらえながら検討していかなければいけないと、こんなふうに思っております。

それから、1つ言い忘れておりましたけれども、その職員の個性、適格性を見抜くという意味で私自身も職員と、特に1年目を経過した職員、新入社員等は、特に個別面談もしながら、私なりに不満やら要望等を聞きながら、その情報を下の方に伝えながら、人事にかかわることは同じ思いを少なくとも副村長には伝えながら、職員がやる気を持って勤められる、そんな環境づくりはしていかなければいけないと、ささいであります、そういう取り組みをしているというこ

とも、ご理解はいただきたいと思ひます。以上であります。

議長（下川正剛君） 観光課の位置づけについて、答弁漏れであります。

村長（太田紘熙君） 今申し上げましたように、その特産品開発とか、そういうことも当然兼ね合いながら、観光課と観光局との連携の考える中で、議員ご指摘のようなことは、当然考えていかなければと、このように思っております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） 今、課の横の連携もちょっとお伺いしたかったんですが、それは時間の関係もありますので、また改めてお伺いできればと思ひます。

最後に、3番目の質問といたしまして、当村のエネルギー施策についてをお伺いをしたいと思ひます。今年には本当に3・11の未曾有の大災害の後に、エネルギーへの関心がある意味非常に高まったと言えらると思ひます。電気やガソリンなどについても、自分たちも経験いたしましたが一たんあぁいった大規模災害が起きたときには、実はその便利さというものは、いかに不安定な状態で供給されてきたのかということに改めて感じました。

そこで、今は自治体では、例えば再生可能エネルギーを利用している自治体、そういったことへの取り組みをされている自治体も多く見られるようになってきましたので、白馬村においてはどのようにそこをとらえているか、また地球規模で言えば、エネルギーの問題というのは地球温暖化の、これはチーム・マイナス6%、あるいは政府の方では25%というような話もありますけれども、地球温暖化の問題とも深くかかわってきております。

そこで、次についてお伺いをしたいと思ひます。平成19年2月には、白馬村は地域新エネルギービジョンというものを策定しておりますが、その最後のところに、行政としての具体的取り組みという項目が挙げられております。地域新エネルギービジョンに基づきますこの取り組みについて、どこまで実際に進んでいるのかということをお伺いいたします。

2つ目といたしまして、エネルギー生産による地域の力を高める。これは防災力にもつながることだと思ひますが、BDF燃料の生産消費サイクルの確立でありますとか、豊富な水資源を活用して小水力発電の実用化。小水力発電につきましては、今年度農水省の方から補助金として、農業関係用水のためということではございますが、小水力発電への調査費ということが当村にありてきておりますので、その賦存量などが調査されれば、おのずとどれくらい利用ができるかということの1つの指針になると思ひます。そこで、この小水力発電の実用化に取り組んでみてはどうかということについて、お伺いをします。

3つ目に関しましては、環境に配慮している村というものを構築しまして、それをアピールしていく。それがすなわち観光が先にあるのではなくて、環境があつて観光につながる。そういった取り組みにつながっていくと思ひますが、例えば長野県でいえば、もう環境といえば飯田市。そういうイメージがあります。上勝町のホームページを開くと、上勝町は環境の町ですと、もう

はっきり出ています。あるいは岡山県の町であるとか、山口県の宇部市であるとか、そういったところも、もう環境をうたって、それぞれにそこに視察に来るということで、観光にも寄与するというようなところが具体的にありますので、その環境に配慮している村と、その観光の面でのアピールということに関して3つ、以上3点についてお伺いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 議員3つ目のご質問でありますエネルギー施策について、一括お答えをさせていただきます。ご質問にありました地域新エネルギービジョンにつきましては、従来の化石燃料から太陽光、風力といった自然エネルギーへの転換を図り、CO₂削減を図ることを目的として、平成19年に策定されたものであります。

この中で、7つのプロジェクトにより新エネルギーの導入を進めることとしてスタートしたわけではありますが、正直申し上げまして、財政的に非常に厳しい状況が続いた中で、なかなか新しい取り組みに手をつけることはできず、重立った成果が上げられなかったところは反省点でございます。

こうした中ではあります、本年度はご存じのとおり観光農政課において、平川用水を活用した小水力発電導入の可能性について、今研究をしながら、事業展開をするために取り組みをしているところであります。本年度中には費用と効果も踏まえた一定の方向性が示されると、このように思っておりますので、その結果を見ながら、今後、村内での小水力発電普及の可能性について、細かい検討ができるものと考えておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

また、最近マスコミなどの報道にもありますとおり、長野県ではメガソーラー事業を推進するため、県内9カ所をその適地として公開をいたしました。残念ながら今回は、本村ではこの条件に見合う候補地の選定はありませんでしたが、今後メガソーラーの参入事業者に向けて的確な情報発信ができるよう、アンテナを張っていく必要もあると感じているところでございます。

議員ご指摘のとおり、省エネルギーへの取り組みは、環境面のみならず村のイメージアップにもつながるという考えは、私も同じでありますので、今後さまざまな可能性を探っていきたく、このようには思っているところでございます。

環境に優しい村という看板を掲げるかどうかは別にしまして、今スキー場でエコに大変取り組んでいただいております。それが直接的に観光客の誘引につながるかどうかといえば、まだ非常に難しいところもあろうかと思いますが、その姿勢として、環境に優しい村だというイメージを外に向けて発信できるような体制づくりは、進めていくことが必要だと、このようには考えておりますので、ご理解のほどをお願いいたします。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。篠崎議員の質問時間は、答弁を含めて2分少々であります。質問はありませんか。篠崎議員。

第2番（篠崎久美子君） それでは、この地域新エネルギービジョンにうたっておりますところの、

例えば白馬村エネルギー推進委員会の立ち上げそのものも、まだ見ていないということだと思いますけれども、そういったことに関しては今後どのように、ぜひ取り組んでいていただきたいと思いますが、その辺どのようにお考えになっているかということ。

また、1つの案としまして、例えば小水力発電を使ってエネルギースタンドをつくる。電気自動車のためのエネルギースタンドをつくる。これは長野県でいえば、長野市と今、大町市にありますが、大町市はこれは販売店の中にあるそうです。なので観光でEVで来られて、それで夜間に充電ができますよと、そういうのに小水力を使っていますというのも、1つのアピールになるのではないかと思います、この2点についてお伺いしたいと思います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） おっしゃられることは十分理解できますし、村でも進められなかった1つの理由は申し上げましたけれども、さらにいろいろ考えても、財政的な面と、そのエネルギーの賦存量の問題もござります。したがって、理論的にはいいとわかっている、この白馬でどうかといったときには、その賦存量が大きく左右しますので、大変難しいことだと、このように考えております。

そうした中で一番可能性のある小水力発電が、何とか採用されるのではないかと期待は、持てるようになったことは、やっぱり大きな前進だというふうにとらえております。

そしてまた、EVについても、私はできることなら仮にそれが可能であるならば、逆に公用車等を率先して使うことから始めるようなことが本来望ましいと、このように思っておりますが、1台当たりの単価を見ると、なかなか厳しい財政状況の中で、外へ向けてアピールするほどの果たして効果が出てくるかどうかということについては、多少疑問は感じますけれども、その世の中の進みぐあいによっては、そうしたエネルギー供給スタンドを設置をするというようなものも、時期を見てやるべき、やれることなのかなあというふうには考えておりますが、今、今日この席で明確な回答というわけにはまいりませんので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了をいたしました。第2番篠崎久美子議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第1番横田孝穂議員の一般質問を許します。第1番横田孝穂議員。

第1番（横田孝穂君） 1番、横田孝穂です。私は今回の一般質問は、大きく分けて2問でございます。1問目に、平成22年度白馬村上下水道事業及び農業集落排水事業について。2問目に、白馬クロスカントリー競技場スノーハープの現状と利活用についての2問について、質問させていただきます。

それでは、1番目です。平成22年度白馬村上下水道事業及び農業集落排水事業についてであります。下水道事業は河川の水質汚濁を防止し、豊かな自然を保護するために大きな役割を果たしてまいりました。住民が便利で快適な生活を受け、豊かさを実感できる上で欠くことのできな

い施設であります。

白馬村上下水道事業第1期事業では、平成5年に大出、白馬町において供用開始され、第2期事業、第3期事業を実施し、また農業集落排水事業においても、同年度の平成16年には事業も終了し、2事業とも供用開始から既に8年を迎えようとしております。

その後、さまざまな問題点、今後においても多くの疑問が残り、また住民に対しては不公平感を助長しかねないと思われる幾つかの問題点が指摘されております。この件については、前回の平成23年第3回一般質問において同僚議員が質問をされておりますが、答弁に対し十分に理解できかねる部分がありますので、再度質問させていただきます。村民の皆様にはわかりやすい、親切丁寧な答弁を求めます。

1番目、特に下水道事業の経営状況と公共下水道、農業集落排水の合併に関しての、今後の見通しについて。

2つ目、平成22年度下水道事業における分担金、負担金及び使用料を含めて1億7,900万円の未済額は、今後どのように処理されますか。

3、分担金及び負担金、受益者負担金は、公法上の債権であるか、私法上の債権いずれでありますかをお聞きいたします。

4番目に、公共下水道事業受益者負担金に関する条例改正の目的とその根拠について。

5番目、条例改正によるところの受益者負担金の公平性は、常に保たれているとお考えですか。

以上、5点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員から、大きく2つのご質問をいただいております。できるだけ丁寧に答弁をということでございます。いつも私は丁寧に答弁をしているつもりであります。もし、足りないところがあったら、また再度、再質問でお願いをいたしたいと思っております。

白馬村の公共下水道事業につきましては、平成元年度から第3期事業終了の平成17年までの建設事業費が163億円で、国庫補助金が58億円、地方債については84億円借入れをいたしました。排水区域が432.5ヘクタールで、下水道普及率は90.1%、水洗化率は75.4%でございます。

平成22年度末の地方債残高は62億円で、年間の償還額は4億7,000万円でございます。償還額については、向こう10年はこのように多額でございますけれども、その後は償還額は下がってまいります。平成25年度の東部農業集落排水統合の際は、地方債の借入れを行います。それ以外は当面大規模な工事等は考えておりません。今後も収入増に努力するなどして、安定した経営に努めていかなければと、心を新たにしているところでございます。

受益者負担金につきましては、当然公平性を保たなければと考えております。ごく当然のこととらえております。過去に下水道未接続の土地に対する受益者負担金については、法的には有

効でも一般にはなかなか納入に対して理解が得られず、差し押さえをすることもなかなか問題があり、そのために条例改正などを行い、その公平性を維持してきたところでございます。

横田議員の5つの質問項目に対しましては、詳細につきましては担当課長が説明をいたしますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。私の方からは以上でございます。

議長（下川正剛君） 太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） 横田議員のご質問に対して、お答えをいたします。

まず、1番目の下水道事業の経営状況と、東部農業集落排水の統合に関する今後の予定について説明を申し上げます。下水道工事につきましては、平成18年度以降は建設工事を休止しているために、歳出につきましては、施設等の維持管理に係る費用と地方債の償還金が主なものでございます。特に地方債の償還金は予算の8割ほどを占めており、償還のピークは、この先10年ほどは横ばい状態でございます。償還金につきましては、使用料と一般会計からの繰入金や、償還費を平準化するために、平成17年度より資本費平準化債を毎年借り入れまして、元金の一部を後年度に繰り延べております。収入につきましては、使用料がここ数年伸びてはおりますが、全体の3割ほどで、不足分につきましては一般会計より2億5,000万円前後の繰り入れを行っております。

東部農業集落排水の公共下水道統合につきましては、平成22年6月に長野県及び農水省、関東農水局へ公共下水道への統合計画書を提出して、今年度10月末に長期利用財産処分申請書を提出いたしました。今年度中には許可となる予定でございます。

また、長野県と同時に進めてまいりました都市計画決定及び公共下水道認可申請を国交省へ提出し、平成24年度中に実施設計と東部地区排水処理組合と統合のための協議を行います。そして、翌平成25年度に統合工事に着手し、年末までには公共下水道と接続をし、供用を開始したいと計画をしております。

次に、2番目から5番目までの質問につきまして、一括お答えをいたします。

下水道事業の受益者負担金の滞納額につきましては、基本的には税金の滞納者に対する扱いと同様の手法をとることといたしておりますが、9月30日現在、滞納件数316件で、約1億5,500万円でございます。その対策についてですが、誓約書をいただいている未納者に対しましては、順次催告書の提出、もしくは内入れをお願いしております。また、それらに応じない方で滞納処分が可能な方につきましては、差し押さえが可能となるような体制の整備を現在検討しております。

また会社倒産、個人自己破産、行方不明等の徴収不可能物件につきましては、今年度不納欠損処理をする予定でございます。現在、調査中でございます。なお、昨年度から滞納整理専任として、1名の職員をつけております。

過去、下水道区域を広げても宿泊施設では既に多額の費用を投資して、浄化槽を設置して水洗

化としている施設がほとんどでございました。そのため下水道には接続せず、受益者負担金を滞納する件数が区域を拡張するごとに増加をいたしました。また、建物の建っていない受益地についても、村外地主が多い分譲地等で滞納が増加していきました。

滞納額が9,000万円にまでなった平成12年度、新たに白馬村下水道加入分担金徴収規則を制定をし、あわせて受益者負担金条例も一部改正して、その3月議会で承認をいただきました。これは受益者負担金を賦課されて支払った人と、当面自家浄化槽で対応ができるので、下水道には接続をしないという考えで、受益者負担金の支払いに応じない人との不公平感を是正すること、受益者負担金は公法上の債権ですので、時効は賦課して5年を経過すると成立をいたしますが、差し押さえによらず、滞納物件の時効を防ぐためのものでもありました。

条例の改正内容は、受益者負担金を3年経過しても支払わないときは、加入分担金に賦課がえすることができるというもので、加入分担金の額は支払いの時間的な差を考慮し、公平性を考えて、受益者負担金の1.5倍の1平方メートル当たり1,350円といたしました。なお、加入分担金は下水道に接続をする30日前までに全額納入することとしております。

村では、この条例改正等により受益者負担金の公平性は保たれていると考えております。現在までに賦課がえした件数は539件で、金額については約7,500万円でございます。今後、自家浄化槽が老朽化をして、使用が困難になってきて、下水道に接続する件数が増えていくと考えております。また、1,000平方メートル以上の体育施設用地及び地目が山林、原野である土地については、受益者負担金の対象にするということは個人的負担が大きいため、加入分担金を賦課するものとししました。なお、農地につきましては、徴収猶予という制度が他市町村でも一般的に使用されて、白馬村もそうなっております。

説明につきましては、以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 答弁いただきましたが、先ほど不納欠損につきましては、今年度において取り組んでいくというようなことでございますが、大町市あるいは小谷村においても、大きな不納欠損が既に実施されておりましたが、今年度になって取り組むということは、非常に今まで破産者、倒産者がいて、どうしてそこまでいかなかったという疑問はあったわけですが、私法上の債権、公法上の債権の質問はそこにあったわけでございますが、もしかすれば、行政では私法上の債権と勘違いして、不納欠損しなかったんじゃないかというようなことで、質問したわけでございます。

それでは、水道料金は私法上の債権であり、また時効は2年となり、下水道料金は公法上の債権となり、時効は5年であります。分割を認め各納期ごとに期限が設定されていますので、税の納期と同様に、各納期ごとに時効の中断を行わなければならないわけですが、その点を十分に理解され、実施しているものと思いますが、その点を伺いますが、いかほどになっていますか。

それから、下水道第10条、11条にありますトイレの水洗化、3年以内と義務づけられていますが、その点についても、どのように取り組んでいるのかお伺いいたします。

それから、条例の第6条であります。地目が山林、原野（山林として現状有しているものに限る）である土地については、負担金の賦課にかえ加入規則により賦課するとなりますが、地目となれば、地目が原野で、当時開田ブーム時代に地目変更登記が済んでいない土地でも、農地法の適用を受け、農家基本台帳に記載されていますが、その点確認であります。地目は登記上か、課税台帳上か、あるいは土地リストか。農地は猶予の対象であります。農家基本台帳上の扱いとなるのかお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田建設水道課長。

建設水道課長（太田今朝治君） それでは、横田議員の再質問に対してお答えを申し上げます。

まず3点かと思いますが、滞納額の処理、いわゆる対策についてでございますが、上下水道事業を申し上げますと、まず私法上の債権であります水道使用料金、これにつきましては22年度末で5,300万円。また、これも私法上の債権でございますが、下水の使用料につきましては22年度末で2,200万円の滞納額。また、公法上の債権となりますが、下水道受益者負担金につきましては、22年度末で1億5,700万円でございます。

それで、これらの滞納額につきましては、先ほど対策について答弁させていただきましたが、時効の延長及び中断に対する対策を、今後もしていかなければいけない。先ほど申し上げましたけれど、滞納整理専任職員をつけましたので、滞納分につきまして小まめに出向く、電話する、誓約書をいただく、内入れをしていただくというようなことで、対応していきたいと考えておりますし、これも先ほど申し上げましたけれど、まだ差し押さえということは上下水道事業の場合しておらないわけですが、その辺も可能となるような体制の整備も検討しております。

加えて水道料金につきましては、3カ月以上滞納している方には給水停止勧告をしまして、停水の執行もしているところでございます。本年度23年度につきましては36件の停水勧告をし、12件の停水執行をしております。12件のうち停水継続につきましては5件でございます。停水勧告につきましては、非常に効果が高いということで、今後も取り組んでいきたいと考えております。

また、下水道法の関係ですが、浄化槽の場合は速やかに、くみ取りトイレの場合は3年以内という法律があるわけなんです。先ほどもこれ申し上げましたけれど、白馬は営業施設が、宿泊施設だけでも700、800と言われております。そのような施設につきましては、多額な費用をかけて浄化槽を設置し水洗化をしているもので、なかなか区域内になったからとはいえ、即座に下水道に接続していただけるというようなことが、なかなか進んでおりません。加入促進をしなければいけないのは事実でございますが、それぞれの経営者さんの経営状況の内情を見ますと、なかなか今あるものを破棄というか、使わないで、使用料がかかる下水道に接続するという

件数が少ないということですが、やはり浄化槽等は劣化していくものでございますので、今後そういった浄化槽で対応している施設の方々が、今後については下水道接続をしていただけるのかなというふうに考えております。

最後でございますが、受益者負担金の賦課につきましては、地目によって徴収猶予、それから加入分担金に賦課等を分けているわけですが、その地目については、あくまでも現況地目でございます。以上でございます。

議長（下川正剛君） 横田議員、よろしいでしょうか。ほかに。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 受益者負担金についてであります。当時の負担金の求め方で、非常に不公平といえますか、村民に理解を求めずして行った事例を紹介いたします。

それは土地一筆ごとの面積の求め方ですが、国調済みであり、その後供用開始され、負担金を求められた地区においては、国調済みの面積で計算されております。国調済み、あとは平均で約15%近く土地の面積に延びがあると報告を受けております。国調済みでない土地の差に問題があることが、私としては疑問を感じます。

また、余りにもひどい事例がありますので、これも参考までに紹介いたします。国土調査以前に登記面で約50坪であり、国調においては約150坪となったお宅がございます。受益者負担金は国調後の150坪で計算をされた事例の紹介になりますが、負担金についてはさまざまで、特に、南部地区においては余りにもひどい事例であります。登記簿で181.8平方メートルの約50坪、国調後では195.89平方メートルの150坪、約3倍ですが、その方は本来なら国調前の計算であるならば、全納した方ですが、30万6,100円払えばよいのでありますが、この方は国調後の関係でありまして、149.89平方メートル、約150坪になりますので、全納はしておりますが50万7,000円を支払ったというような、こんな事例がございます。

当時、国調を実施することに当たり、固定資産税は白馬村全域が終了するまでは課税しないとの村民との合意がなされております。村民無視の行政に、正直者は何とやら。現村長としての、このような状況をどのようにお考えでしょうか。村長の思いをお聞きしたいと思います。

これはいずれにせよ、いち早く庁内検討委員会を立ち上げ、この不公平解消に当たるように私としても提案したいところでございます。

それから、公共下水道事業受益者負担金の条例改正は、一口に言うと滞納者擁護の苦肉の策であり、宅地以外は3年間未納が続けば賦課がえとなり、家を建てなければ、将来において払わなくてもよい条例改正であったわけですが、以前に家を建てない状況の中でも、負担金を払ったというような事例で格差が生じております。

このような状況の中で、一体行政のコンプライアンスとは何なのか、倫理とは何なのか、これこそが条例の改正が必要であります。村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願

いたします。

議長（下川正剛君） 横田議員、3件ということによろしいですか、今の質問は。3問について質問。

第1番（横田孝穂君） はい、国調が実施されまして負担金を求められた、この未実施の国調の関係の格差でございます。

それから、賦課がえについても村長のお考えを、どのようにお考えするかお聞きしながら、条例改正を提言したいわけでございます。

議長（下川正剛君） それでは答弁を求めますが、村長整理ができましたでしょうか。今の質問については坪数に、国勢調査の坪数と格差があるという不公平感。

それから、条例改正をする検討委員会を立ち上げるという意見。

さらには家を建てなければ猶予ができるというような問題、その3点についてというふうに理解しておりますが、村長答弁をお願いいたします。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員から再質問をいただきましたが、大変難しい答弁になりそうでありまますけれども、この下水道事業そのものの実施方法が、やはりこういう問題を起こしている1つの理由でもあろうかと思えます。そしてまたこの下水道事業は、オリンピックを開催する村として、それぞれ世界各国から大勢のお客さん、選手が見える中で、文化的な生活を営んでいる生活実態の1つとして、下水道を布設しなければ、整備しなければいけないという、当時としては喫緊の課題があったと思えます。そして、オリンピック後については、国の政策でこの下水道事業を積極的に進めろという施策に乗って、非常に短期間でこの事業を導入したことが、今になってみれば、先ほど来お話しをしているように、大変財政状況が厳しい中で償還も難しいということから、資本費の平準化債等を使用しながら、非常に高額ではありますが、平準化のおかげで、財政状況もまあまあ楽になったとは申しませんが、支払いが平準化されたことで計画を立てやすくなったということで、10年間、今後この金額の支払いをしていかなければ、償還が終わらないということになるわけではありますが。

そうした状況の中で、この下水道料金の賦課がえについては、やはり一時的に負担を軽減するようということで、この条例をつくったものだというふうに解釈をいたしております。そういう意味では、納税者の立場に立って変更したものであるというふうに理解をすると同時に、議員ご指摘の賦課がえをするについても、その国調面積で賦課をしている南部地区の皆さんと、現状の台帳面積のまま賦課をしている北城地区と大変不公平ではないかと、こういうご質問だと思いますが、白馬村の公共下水道事業の受益者負担に関する条例及び施行規則では、賦課対象区域として公告をした区域で、受益者負担金の算定基準となる土地の地積は土地登記簿によるものというふうにしておりまして、下水道の受益者負担金につきましては、あくまでも受益地として賦課された時点での登記簿面積ということで、過去、平成6年から処理をされてきてい

るところであります。

この固定資産税と言われる土地の課税とは異なりますけれども、法律上の取り扱い、許された範囲での取り扱いをしているということで理解をしておりますが、この不公平感をとにかく早く取り除くためには、やはりこの国調を、一日も早く完成をさせるということになるわけですが、それを実現するには、もう多額の費用と人件費がかかるという、本当に裏腹の部分があるわけですので、一般論からすれば不公平と感じられる部分もあろうと思っておりますけれども、法律上そういう区分けの中でやっておりますことは、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

こうした問題について、議員ご指摘のようにこれが大きな問題と申しますか、行政のコンプライアンスにかかわる責任回避の話だというご指摘がありましたけれども、今後については、また議会の皆さん方とも相談をしなければいけないと思っておりますし、今現状では、もうそういう条例改正に基づいて、賦課がえも、また賦課もしているところでありますので、理論上はぜひご理解をいただきたいと、こんなふうに思っております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 横田議員、答弁はそれでよろしいですか。ほかに答弁はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） ただいまの答弁は大変苦しい答弁でございましたけれど、これは条例改正を進めていかなければ、村民の不公平は解決できない問題でございますので、また今後検討していただきたいと思っております。

滞納金であります。納期限の翌日から納付の日までの日数に応じて7.25%になっております。現在1億円をはるかに超えている未納額について。滞納金は常に徴収漏れなく、また督促状においても、督促状1通当たりの80円の手数料もあわせて徴収し、常に時効中断に努めてほしいものと思うところでございます。

次に、2番目の白馬クロスカントリー競技場スノーハープの現状と利活用についての質問に移ります。最近、にわかにはスノーハープ大規模改修の声を、村内あちこちで耳にするようになりましたが、その真意のほどについて、村長のご所見をお伺いいたします。

ご存じのとおり、白馬クロスカントリー競技場スノーハープは、1998年長野冬季オリンピッククロスカントリー競技場として、70億5,200万円を投じて建設した施設であります。建設当初の様子はオリンピック記念誌白馬会場の記録から読み取ることができます。それによりますと、自然との共生を目指した長野五輪の理念に基づき、環境影響評価、いわゆる環境アセスメントを経て、最大限に自然への配慮をしながら、陸上自衛隊が6万4,000立方メートルの土砂運搬を、造成を行い、2カ年間の工期で完成したものとされております。

オリンピック終了後はクロスカントリー競技場として、世界規模の大会や地元の選手育成につながる大会を開催し、また選手の練習会場として活用されていたと思っております。

一方、夏場の利用においては、毎年海の日に開催されるスノーハープクロスカントリー大会は今年で第14回を数え、参加者も2,000人を超える規模までになっています。

また、サッカー場としても多くの選手を受け入れており、夏の誘客の一翼を担っているものと思いますが、現況の利用率や維持管理費、整備構想など、幾つかの質問をさせていただきますので、わかりやすく、具体的にご答弁を求めます。

1番目の項目として、スノーハープの現状について。まず季節別の利用状況や使用料金収入の維持管理費はどのくらいなのか。今までに利用率を向上させる対策は講じてきたのか。

2番目の項目とし、さらなる利活用の可能性を求めるとして設置された、白馬村クロスカントリー競技場利活用検討委員会における提言の内容について。平成19年1月30日に設置された役場庁内利活用検討委員会の検討内容は。平成21年7月に設置され、数回にわたり検討された白馬クロスカントリー競技場利活用検討委員会の提言内容はどのようなものであったのか。

3番目の項目として、検討委員会の提言を踏まえての大規模改修の構想について、お尋ねをいたします。あわせてスノーハープの陸上競技場化構想についての財源も含めまして、お尋ねいたします。

ちまたではスノーハープの陸上競技場化、サッカー場の整備が話題となっておりますが、各施設の規模とそれにかかわる予算、完成後の維持管理費はどのくらい見込んでいるのか。財源として有利な辺地債との話があるが、村民の皆様に向かって、辺地債とはどんな起債なのかをわかりやすくご説明願います。

陸上競技場としての利用度はどの程度か。投資に見合った成果が期待できるのか。誘客に対して宣伝方法はどのようになるのか。スキー関係者が心配していると言われていますが、夏、冬の併用利用で支障はないか。あるとした場合の問題解消策は。

4項目として、自然との共生を目指した長野五輪理念の継続性と、環境影響評価との整合性は問題ないのか。以上4点についてお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 横田議員、2つ目のご質問であります、白馬クロスカントリー競技場スノーハープの現状と利活用についてのお尋ねでございます。

ちょっと最初にお断りと、そしてまたこの辺については太田議員、田中議員にもお答えしたことで重複する点があるかと思えますけれども、お許しをいただきたいと思います。

スノーハープの利用率、維持管理費、今までの利用向上策はというご質問でございますけれど

も、平成22年度の利用者は約1万3,300人で、夏季が7割、冬季が3割という数字になっております。種目別ではサッカーが約5割、クロスカンントリー大会を含めた陸上関連が約4割、マウンテンバイクが約1割という状況でございました。

平成22年度の維持管理費は、臨時的経費を除くと1,648万円余。平成21年度は修繕が多く1,720万円余。平成20年度は1,440万円余りとなり、平成19年度では1,480万円余でございます。

今までの利用向上策につきましては、利活用検討委員会から提言を受け、野芝コートとして整備を行い、平成11年4月から芝生の状態を見ながら貸し出しをしてきたところでありますが、冬季の圧雪機械などによる傷みもあり、本来の芝コートになるまでには苦労と日数を要したところでございます。その後、芝コートの過密な使用、雨天時の使用などにより、芝に大きな損傷が発生したことから、平成14年のシーズン途中から平成17年まで全面使用を中止して、1,000万円ほどをかけ養生に努め、平成18年よりサッカー等球技の利用の場合は試合のみで、1日の試合時間は3時間以内など、芝生の養生のために制限をさせていただいているところであります。

次に、庁内検討委員会及び競技団体からなる利活用検討委員会の提言内容であります。庁内検討委員会は平成19年11月に庁内の関係4課6名の委員で設置をし、全天候型陸上競技場の整備を中心に調査、検討を行い、村が事業を実施する場合の問題点と事業効果について、平成20年10月に報告がございました。内容につきましては、少ない雪の中で大会や練習をする場合は、全天候型トラックコートを圧雪車のつめで損傷を与えてしまうため、シーズン前の保護策が必要ではないか。使用料は先進地に比べて高い方なので現状維持にすべき、あるいは、今ある芝コート3面はトラック内の1面に縮小となり、球技と陸上の同時使用は難しいのではないか。あるいは多額の費用を要するため、財政指標から見て実施時期の検討が必要である。宿泊を伴う利用者の増加と広範囲の宿泊施設の利用が期待できる。さらに利害関係の団体、競技団体を含めた検討委員会の立ち上げの、以上この6項目が庁内検討委員会から出された報告でございます。

こうしたことに基づき、平成21年7月に、庁内委員会の提言による利活用検討委員会を観光協会、観光局、内山21会、スキークラブ、体育協会、サッカー連盟、陸上競技会、議会、教育委員会、そして公募からなる15名の委員でこの委員会を設置をし、6回の委員会を開催して検討が行われ、平成22年3月に報告書をいただいております。この報告書の内容について、ご希望でしたら、後ほどまたお知らせをいたしたいと思っております。

内容につきましては、平成23年第1回の定例会総務委員会でご報告をしてありますが、具体的な提言の1つ目として、水はけをよくする等の土壌改良、160センチある高低差のフラット化。2つ目として、メイン会場を400メートル、トラック6レーン、100メートルを8レーン、フィールド競技場を全天候に改修。3つ目として、外周ランニングコース及び西側ローラー

スキーコースの整備。4つ目として、蛍の生育にかかわる施設改良も含めた東側のり面等の整備。5つ目として、会場の出入り口、スロープ等の整備。6つ目として、器具倉庫及び管理棟の事務所、シャワールームの改修。7つ目として、クロスカントリー競技場のコース沿いを中心に間伐と森林整備をといる、こうした要望が提言されたわけであります。

次に、大規模改修に係る経費ですが、一般会計の補正予算（第4号）で、予備調査費ということで計上させていただきましたが、今後、調査を実施しながら、将来の維持管理費も含め経費等を初めて積算をできることとなりますので、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

なお、もし改修の方向、ある一部の改修というようなことで仮に結論が出た場合を想定すれば、それにふさわしい財源ということになれば、これは辺地債が一番有利ではないかと、こういうことは、各議員の皆様にも個々にお話をした経過があることは十分承知をしております。

そして、この投資効果の見込みにつきましても、改修すればそれなりきの利用者は増加をするものと思われておりますけれども、陸上の場合、利用単価が低いことなど、仮にまた単価アップをしたとしても、極端に使用料の増収につながるものというふうには思っておりませんが、しかしながら、こうした施設を充実することで、村内で宿泊等をしていただくことにつながれば、経済効果は非常に大きなものになると、このように考えております。

誘客宣伝方法につきましては、温泉、近在する宿泊施設、広いフィールドと景観を備えたスノーハープの陸上競技場化は、村を訪れた競技団体関係者からも期待をされているところであり、観光局と連携を図りながら、大学、実業団の長期合宿誘致等に取り組んでいくことは、方針としては当然のことだと、このように思っております。

しかしながら、まだまだ冬・夏の併用で支障はないのかというようなご質問を、横田議員以外からもいただいておりますので、各種競技団体からご意見をいただく中では、問題になる部分もありますので、今後、それこそまさに今後の調整にすべてかかってくることであり、このようにとらえております。

次に、環境アセスとの整合性についてでありますけれども、環境影響評価書による跡地利用計画では、メイン会場は草本緑化の多目的広場、真砂土舗装のローラースキーコースとなっているところであります。改修するにしても全天候型の検討は必要かと思いますが、フィールド内については現天然芝を再利用することも、これもまた選択肢の1つであります。まだ、決して具体的に積算もしてありませんし、最終的な決定もしてあるわけではございません。議会の皆様にもご理解をいただくために、今回補正予算10万円を計上させていただき、何とかご協議をいただく中で、今後の方針については、ともども検討をしていただきたいと、こんなふう思うところであります。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。横田議員、質問はありませんか。横田議員。

第1番（横田孝穂君） 再質問に移りますが、大変時間も迫ってまいりましたので、何件かちょっと多く質問をさせていただきますので、一括申し上げます。

スノーハープの陸上競技場化やサッカー場の整備により、観光局との連携を図りながら、競技者やスポーツ関係者の誘客と、実業団や大学の長期合宿の誘致を積極的に進めるとのお考えのようですが、6月の定例会で同僚の田中議員にスポーツ観光推進会議を設立すると答えていました。この推進会議はどのようなメンバーで、どのような誘客方法を計画しているのでしょうか。そして、効果はどのくらいなのでしょう、お伺いいたします。

また、有利な辺地債、起債を毎年のように一方的に白馬クロスカントリー競技場スノーハープに巨額の費用を突出して活用することで、辺地債の対象地域である落倉地区や野平地区及び幾つかの対象地区への有利な辺地債としての地域的なバランスなど、心配はないのでしょうか。

また、先日の地区役員懇談会においても、各地区より多くの要望事項があると伺っております。有利な辺地債で、いずれにせよ2割の負担金があるわけでございまして、各地区の要望に、今後こたえられるのでしょうか。

また、このクロスカントリー競技場は、白馬としての誘客宣伝としては立地条件が非常に悪く、ロケーションがよくないというのが一番の悩みの種でございます。スキー関係者が特に心配している夏、冬の併用問題、格納庫の必要性、人件費の増大とさまざまな問題が予想されます。整備基準はトレーニング施設なのか、あるいは公式競技場なのか。誘客宣伝はどの部署、観光局か、体育課が担当するのか、いずれかでしょうか。

いずれにせよ、この事業推進に向けて各種団体からの意見を伺い、村長自身で最終決断をすると思いますが、去る11月14日の午後に開催されました、切久保地区とのサッカー受け入れ対策懇談会では、具体的な整備計画のお話はあったのでしょうか。差しさわりのないようでしたら、あわせてお聞かせください。

議長（下川正剛君） 横田議員、ちょっとあんまり長くなり過ぎているので、ちょっとこら辺で項目を締めて、まだ時間、一気にやりますか。

第1番（横田孝穂君） そうですか。じゃあ、これ。

議長（下川正剛君） まだ、あります。

第1番（横田孝穂君） ちょっと待ってください。

平成20年の村当局の検討委員会の資料の試算によれば、陸上競技化した場合においては、平成19年に3,100人、平成24年に1万人、平成28年度以降は1万5,000人、宿泊率90%、宿泊単価6,000円で、宿泊収入8,775万円、その伸び率は326.1%とある。あくまでも推測であり、信濃町、妙高、菅平のデータベースを算出された数字かと思えます。その町の長年かけてきた実績でもあります。スノーハープにおいては、それほど新たな集客は望めるのかという疑問であります。いずれにせよ、想定外という言葉に終わればと懸念されますが、

村長にお尋ねいたします。陸上競技場でなく、まず初めに、私は多目的なグラウンドありきであると考えます。

また現在、北部地区を中心とした切久保、新田、みそら野、エコランド、瑞穂、飯田、飯森の7地区の夏場のサッカーの取り組みは目を見張る取り組みではありますが、それによりますと、白馬サマーカップ5大会を初め、信越大会ほか4大会が計9大会が行われ、千葉、埼玉、富山、新潟、群馬県、石川県、長野県の7県からなっております。宿泊延べ人員は平成21年度において8,305人となっておりますが、その後、毎年増える傾向となり、グラウンド不足が非常に懸念される状況下であります。その解消策が先ではないでしょうか。

その解消策として、現在、落倉区にあります白馬村村有地19ヘクタールを、有利な辺地債により多目的グラウンドとしての開発計画を私として提案いたしますが、村長のお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めますが、村長、答弁は残り7分でございますので、簡潔にお願いをしたいと思います。太田村長。

村長（太田紘熙君） 多岐にわたっての、項目が大変多くて、ちょっと落ちがあるかもしれませんが、残り時間が少ないようでありますので、答弁をさせていただきます。

1つは、辺地債の件であります。決してスノーハープだけ、陸上競技場を含めたものだけに辺地債を使っているわけではございません。ぜひ、横田議員にも村全体を見ていただいて、どういふところに辺地債を使われているか、過去の実績を見ていただければ、十分わかりだと思います。ただ、辺地債の該当地域が決まっているということだけは、ご理解の上でお願いをしたいと思います。

そうしたことにより、この整備をする地域が偏っているのではないかと、公平化を考えるべきではないかと、こういうお尋ねにつきましては、私は、決して南部地域だけがどうこうということじゃなくて、やはりあそこの、今あるあれだけ広いフィールドを何とか有効に活用したいということで、ご提案を申し上げているわけでありまして、ぜひその辺のところはご理解をいただきたいと思っております。

それから、切久保の集落懇談会での話を、差しさわりのないところというお話でございますけれども、まあちょっとかいつまんだお話をいたしますと、今まで切久保地区の皆さんも大変ご苦労をされて、サッカーの誘致に努めてこられたことは、もう周知の事実でございます。

しかしながら、世の中の変化とともに、そのサッカーを取り巻く環境も大変変わってきているようにお聞きをいたしました。というのは、同じサッカー誘致にしても、菅平地区にはサッカー場が100面もあり、それがもう本当に正式競技としてできる整備されたサッカー場だと。しかしながら、そういった面では切久保地区の皆様も、今後の維持管理、そしてお客さんの要望にこたえられるサッカー場としての整備は、大変厳しいものがあるということを言っておられました。

加えてスノーハープの芝生を今使ってやっているけれども、私はこれはじかに聞いた話でありませぬけれども、その競技団体の皆さんが言うには、村長、このスノーハープもサッカーをやる場所としては何ら問題はないけれども、これは通常サッカー場としては通用しませんと、こういうことも言っておられました。

そういうことを考えると、果たして村が冬の観光から夏のシーズンに切りかえて、誘客に努めていくという中で、これといった十分胸を張って招致をできる設備が整っているかといえば、大変その辺のところは弱いものがあるというふうに認識をしております。そうしたことも、本来ですと相対的に考えて、お客さんを誘致するための手法を考えるべきだと、こんなふうに思っていると同時に、あのスノーハープのクロスカントリー競技に当たっては、今年は最高の条件の中で開催をされたと思いますし、2日間で参加をされたお客さんが2,500名になりました。走ってくれた、たしか富士通の陸上部の監督の福島さんからも、こんなに環境がいいところとは知らなかったと。こういう環境であるならば、ぜひ富士通は来たいというようなことも言っておられました。まあ私は本音のところ、やあ、私も何回も来てはいますけれども、今年の雨にもあわず最高のコンディションの中でできたということは、大変そういう評価につながったと思います。というようなお話をしましたけれども、大変、今後を考えたときには、ただあそこだけの、1つのサッカー場としてではなくて、夏のお客を誘致する施設整備という点では、まだまだ不安に思うところは多々あるわけでありませぬ。

この、先ほど伸びの320%ということについては、ちょっと私はよく把握をしておりませぬので、後ほど担当課の方からもお答えはさせていただきたいと思っておりますが、横田議員から、あの場所は多目的広場として利用すべきだというお話でありましたが、具体的に多目的広場という位置づけの中で何をしていけばいいのか。ぜひまた、そんなお考えもお聞かせをいただければと思っております。

それから、落倉の村有地を利用したらどうかというのも、また1つの提案としてお聞きをいたしておきますけれども、なかなかあの周辺の環境保護というような点から、多々問題のあるところではないかなと、こんなふうに思っているところでありませぬし、また土壌等については村有地の地質と、またグラウンドができてるところとは地質が違うよというようなお話も、切久保の皆さんからもお聞きをしたところでありませぬ。

今、雑駁に申し上げましたけれども、重ねて申し上げますけれども、本格的に議会の皆さんともご協議をいただきたいのは、これからでありますので、ぜひその辺のところはご理解をいただき、お認めをいただける点についてはお認めをいただきたいと、こんなふうに思うところでありませぬ。以上でございます。

議長（下川正剛君） 横田議員。ちょうど質問時間が終了いたしました。以上をもちまして、横田議員の一般質問を終了いたします。

第1番（横田孝穂君） どうもありがとうございました。

議長（下川正剛君） 以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで本定例会第2日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日12月8日午前10時より本会議を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日12月8日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 3時03分

平成23年第4回白馬村議会定例会（第3日目）

1. 日 時 平成23年12月8日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 一般質問

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第4回白馬村議会定例会第3日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあります資料のとおりであります。

村長より発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） おわびと訂正をさせていただきたいと思いますが、昨日の横田議員への一般質問の中で、私が公式の場で発言はしていないとの表現は言葉足らずのところがあり、誤解を招く恐れもあることから、取り消しをいたしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上です。

議長（下川正剛君） ただいま太田村長から、12月7日の会議における発言について、公式に関する部分を取り消したいとの申し出がありました。

お諮りをいたします。

この村長の発言の取り消しについて、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。したがって、太田村長からの発言取り消しの申し出のとおりすることに決定をいたしました。

△日程第1 一般質問

議長（下川正剛君） 日程第1 一般質問を行います。

会議規則第61条第2項の規定により、本定例会に一般質問の通告をされた方は6名です。4名の方は一般質問は昨日終了をしておりますので、本日は2名の方の一般質問を行います。

質問をされる議員は、質問、答弁を含めた1時間の中で、質問事項を明確、簡潔に質問されるようお願いをいたします。

なお、本定例会の再質問につきましては、会議規則第63条の規定により、1議員1議題につき3回までと定められておりますので申し添えます。

それでは、あらかじめ質問の順位を定めてありますので、順次一般質問を許します。

最初に、第10番小林英雄議員の一般質問を許します。第10番小林英雄議員。

第10番（小林英雄君） 10番、小林英雄です。早速質問に入らせていただきます。

質問項目は全部で3項目ございます。まず最初に、五里霧中の観光行政について。2項目目は、新ごみ処理施設について。そして3項目目は、住宅リフォーム助成制度の継続についてでありま

す。

最初に、観光行政について質問をさせていただきます。読み上げます。

1つ目、東京電力福島第一原発事故による風評被害により、宿泊施設では予約キャンセルが相次いだだけでなく、今秋の予約も大きく落ち込んでおります。観光立村白馬村の責任者村長として、観光事業者の損害賠償請求を支援することはもちろんのこと、村としても、税収の落ち込みによる損害賠償請求をすべきだと考えますが、村長はどのように対処しますか。

2つ目は、信頼できる正確なデータがあれば、対策を立てるときに非常に役に立ちます。そのためにも、白馬村の観光関連諸データをもっと充実すべきだと考えます。統計資料に表示している観光関連数値をどのように活用していますか。また、どのようにして観光客数、宿泊の有無、男女別、年齢別、地域別を集計していますか。

3つ目は、村長公約の観光の活性化策は一向に進まず、今多くの村民が白馬村の観光ビジョンが欠けていると感じています。行政に村民の期待にこたえるだけの知恵とアイデアがないならば、村民有識者を交えた観光再生懇話会、これは仮の名称でございしますが、それを立ち上げることを提案いたします。

まず、観光行政について、ご答弁をよろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員から、3つにわたるご質問をいただいております。

まず最初の、五里霧中の観光行政について、3点ご質問をいただいております。順次お答えをさせていただきます。

初めの、福島原発事故の風評被害による観光業者への損害賠償支援と、税収落ち込みによる損害賠償請求についてでございますが、観光業者への損害賠償支援としましては、先月14日から白馬村の行政ホームページのお知らせ、新着情報に、福島原子力発電所事故による損害の賠償についてのタイトルで、長野県のホームページにリンクした形で、東京電力が発表している情報の提供を行っております。

また、先月10日には東京電力松本電力所の担当者を説明者とした、白馬商工会主催による賠償請求に関する説明会が商工会館で行われ、その開催につきましても、広報を行ったところがございます。風評被害の認定など、行政が判定できる事案はありませんので、照会があった場合は、東京電力の福島原子力補償相談室の電話番号をご紹介をし、直接事案の照会をお願いをしている次第であります。

また、白馬村が税収の落ち込み分の損害賠償を請求すべきとのご意見でございますが、税収の減額となる根拠データが必要となると思われておりますし、直接ではなく間接的な被害による減少という、これまでに例がない事案でありますので、損害賠償はなかなか難しいと思うところであります。

ちなみに、6月、10月までの平地観光における観光客数は、前年を上回る統計結果となっておりますので、大北管内等の他市町村の動向も注視をしながら、これからの推移を見守り対応をしていきたいと思っております。

2つ目の、村の観光関連諸データの充実、統計資料数値の活用と観光客数の集計方法についてのお尋ねであります。そして3つ目には、村民有識者を交えた懇話会の設置についてのご提案であります。関連がございますので、一括で答弁をさせていただきます。

現在、村で把握している観光客数については、村内のスキー場など、主要な観光地点の入り込み状況を取りまとめているにとどまり、宿泊の有無、男女別などの調査は実施をしておらず、したがって、精度のあるデータは持っていないというのが現状でございます。

また、県の発表数値もそれぞれの市町村からのデータをもとに作成しており、日帰り、宿泊、県内、県外、消費額なども、各市町村が県が作成した算定式に当てはめて算出をしているため、こちらも推計データとなっているのが現状でございます。そのため統計数値の活用については、観光戦略としては活用せず、前年や過去との比較資料として用いている程度でございます。

観光の活性化対策に、観光ビジョンの策定が必要であるが、進んでいないのではないかとのご意見ですが、この件につきましては、さきの6月定例会の折にも小林議員から同様のご質問があり、9月にも太谷議員からのご質問にお答えをしてきたところであります。

観光の活性化につきましては、国内外の景気の動向に大きく左右される面がありますが、そのような中でも、お客様に選ばれる訪ねたい地域になっていく必要があります。そのためには、白馬に訪れているお客様の来村目的、属性、地域性等の正確な把握を行い、そのデータに基づいた観光振興計画の策定が必要であるというふうには感じているところであります。

たまたま今期のウインターシーズンにおいては、財団法人日本交通公社の自主研究の一環として、観光客満足度調査が全国の調査地点の1つとして実施をされることになっております。また、夏季においても同様の調査が行われるとの話もありますので、その調査データを活用してまいりたいと思っております。

観光振興計画は中長期的な目標度、定量目標の設定、目標達成のマーケット戦略や地域づくり戦略、組織の役割等々の検討をイメージしており、新年度から2カ年をかけて策定してまいりたいと考えております。当然、計画策定の中では、村民や有識者の方々の話し合いの場なども、当然設けてまいることを考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問はありませんか。小林議員。

第10番（小林英雄君） 最初の賠償問題なんですけれども、これはどこでもやられていることであって、取り組んでいることであって、殊さら、今さら目新しい、新鮮なものは全然感じることができません。

ご存じだと思いますけれども、軽井沢が既に、これ新聞記事なんですけれども、賠償請求を行ったという、この事実はご存じだと思いますけれども、私はこの原発事故によるキャンセルが相次ぐという、これは本当に深刻だと思うんですね。それで、これは大きく新聞に出ておりますけれども、放射線量測定や除染費用、軽井沢町、東電に500万円請求、福島原発事故が原因ということで出ております。それからこれは12月の1日の記事でございますけれども、軽井沢町、東電に賠償請求書送付と書いております。

私は、この事故についてはね、もっと細かく、いろんな営業施設がたくさんありますけれども、全部そういうところを1つ1つチェックするぐらいの意気込みでやらないと、本当の、これはもうどうしてもこれは請求すべきだというような方向性が見つからないと思うんですね。その点で、これからまだまだキャンセルは続く可能性もありますし、それから先ほど商工会のお話もされましたけれども、私もそれに傍聴させていただきましたので、詳細については傍聴させていただいたので、わかっていると思いますけれども、やはりもっときめ細かくですね、本当にどれだけの被害があるのか、どれだけのキャンセルがあつて、本当に今は死活問題ですよ、この観光業者は。その点でもう少しきめの細かい、もっとこう数字がある程度明確になるような、そういう方向で、この福島原発事故による被害総額まではなかなか出ないでしょうけれども、そういう具体的にもっときめ細かい、それぞれのお宿を訪ねるとか、もう少し、ただ通り一遍の、今の県の取り組みもそうですし、それから商工会の話もそうですけれども、もう少し細かく、きめ細かく被害状況というのを把握される努力をされたらいかがでしょうか。もう一度、この件に対して、賠償の問題について、もう一度具体的に答弁いただけますでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 再質問でございますけれども、小林さんの言わんとするところはわかりますけれども、国政レベルでやることと、我々地域でやることとは、おのずとその違いはあろうかと思っておりますけれども、この原発に関しての白馬村が受けた影響ということについての、細かい情報ということになれば、これは本来、私も以前から申し上げているところでありますが、やはり観光施策の遂行、あるいは企画策定についても、おいでになるお客さんのそれぞれの属性等を詳しく理解をし、そしてお宿の方々から正確な宿泊数をお知らせをしていくことが一番大事だと、こういう思いで、皆さん方には観光局の会員等でも、正確なデータという必要性を申し上げてきたところでありますが、ここのデータということについては、お宿の皆さん方、それぞれ経営に直接かかわってくることから、なかなか正式な数値は把握できないというのが実情でございます。大変、思うところは一緒でありますけれども、その難しさは並大抵のものではないというふうにも、ぜひご理解をいただきたいと思っております。

ただ、そうした中でこの東日本大震災の結果、キャンセルが相次いで、大変深刻な状態だというふうにおっしゃられますけれども、意見は分かれるところかもしれませんが、我々3月

11日の事故の発生以来、宿泊客の動向、そして予約状況等についても、収集できる限りの情報は収集したつもりではありますが、結果として、昨年を上回る数値になったということは、まあまあ福島原発による影響、すべてが反映された数字ではないと、今までの宣伝効果もあるでしょうけれども、プラスに転じているということで、安堵はしているところでございますが、ただ、今ご指摘のことについて心配は、インバウンドにかかわるお客さんは冬がメインでございます。そういうことからお聞きをする範囲では、昨年の同月対比をしてみると、予約状況が大変厳しいと、こういうふうに聞いております。

したがって、今までの結果よりも、今後、冬の本格的なシーズンを迎えてどうなるかということは、今まだ予測ができない状況にいることは心配の種ではありますが、その結果を見守りながら、また他町村等の実情も情報収集しながら、できる対応はしてまいりたいと、このように思っているところであります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） このデータの活用のことについて質問いたしましたけれども、どうしてもね、毎回いろんなデータが示されるので、ほとんど長期低落傾向のデータばかりが示されるわけですけども、やはりもう少し知恵と工夫がやっぱり必要だと思うんですね。統計資料に表示されている観光関連の数値をどのように参考にしていますかということなんですけれども、これは一体、よくグラフや、折れ線グラフで示されるあのデータなんですけれども、出どころはどこなんでしょうか。具体的なああいうものが示されておりますけれども、それを1つお伺いしたいんですけれども、いかがでしょう。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） ただいまのご質問でございますが、観光データの調査につきましては、村内の各スキー場、それからジャンプ競技場、JR、それからバス会社、それからグリーンスポーツ等、主要な観光地点の数値をまとめております。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） そういうデータの積み上げということに、結果としてはなるんでしょうけれどもね、私はもう本当にこのデータを、本当に科学的に集計する、それでそのデータ、観光関連の数値が示されるわけですけども、本当にきめ細かくデータの収集をする、これは観光局なり、あるいは観光農政課ですね、今、課長の答弁もそういうことなんですけれども、もう通り一遍のそのデータの集め方では、本当に科学的なデータの集積というのはないんじゃないかと思うんですね。

それから、県の段階でもいろいろ示されているようですけど、ただ単なるそういう動向だけでもって、きめ細かな観光政策というのは、そこからはとて積み上げることができないんじゃないかということ、まず指摘しておきます。

それで私は申し上げたいのはですね、そういうデータの話は出どころは大体わかりますし、そういうことで、科学的なデータの積み上げがとてもできるとは思えません。それから宿を経営されている方々にも何回か、あるいはしょっちゅうと言った方がいいと思うんですけども、いろいろお話し聞いてみますとね、もう長年20年、30年と営業されている方のオーナーなんかには聞かれましてもね、余りそういう真剣にそういうことを聞かれたことがないという、宿のオーナーは結構多いですよ。ですから本当にね、本気でやっぱり村の具体的なそのデータを、本当に積み上げようという努力が感じられないというのが、私の率直な感想です。ですからもう少しきめ細かなデータをつくるという意気込みを、まず示していただきたいと思います。

時間の関係で、まず申し上げておきたいことが1つあります。先ほど質問でですね、観光再生懇話会というような、仮の名前を申し上げましたけれども、やはり観光局、あるいは観光農政課だけではね、やはり本当にお客さんを迎えるに当たっての、いまひとつね、やっぱりなかなかもてなしの心も持てませんし、本当の科学的なデータというものを持ち合わせていないというふうに私は申し上げているわけです。

1つ提案というか、ちょっと数字を並べさせていただきますと、今、これは世界的と言ってもいいと思うんですけども、ちょっと聞いていただきたいと思います。これは今の国の現状ですね、今の国情と言ってもいいと思うんですけど、所得の多い方、これは20%の人々が全所得額の45%を占めているという、こういう実態があります。これご存じでしょうか。小泉構造改革とよく言われておりました、93年、94年、95年ごろですね。15年間の間に上位、所得の多い人ですね、これがそういう多い人が20%いる。その人々のこれは全所得ですね、これが45.5%を占めているというデータがあります。

それから一方で、93年に所得下位の人20%、この人々の年収は平均で165万円、年収ですよ、それが今は、この10年から15年の間に122万円に落ち込んでいるという、こういう恐ろしいデータがあります。つまり真ん中がなくなっちゃったということですね。

それから、なぜこういう状況が生まれたかと言えば、その背景には非正規雇用の拡大と不安定化、雇用の不安定化ですね。それで年収が2,000万円以上の約1.5倍、それから200万円以下1.45倍、つまり真ん中がなくなっちゃったということですね。特に200万円以下の人たちが、この10年から15年の間に1.45倍に増えているという恐ろしいデータです。つまりこれを称して、世間でよく言われるワーキングプア、働く貧困層と言われているわけです。

それで、もう1つ数字を申し上げますと、1995年貯蓄が全くない世帯が8%、しかしこれでも大変な大きな数字です。しかし、これが2010年の段階で22.2%、つまり3倍近く、貯蓄なしの世帯が増えているという、そういう現実があります。それでこれも数字ですけども、4,000万円の貯蓄額、4,000万円ですよ、全貯蓄額の40%を占めている。ただし、こういう高額所得者の占める割合というのは、わずか1割です。こういう事態が現実に国で起こっ

ているという、そういう今の国のこの実情というものを、まず職員の皆さんもそうだし、村長はもちろんのこと、そういう時代、この今の現状というものをね、しっかり認識した上でないと、私は観光政策なんていうのはね、どだい組み上げられないというのが、私の思いです。

そういう意味で、ちょっと時間の関係で、観光の問題についてはまだいろいろお尋ねしたいことがあるんですけども、やはりこれは締めにあたって申し上げておきますけれども、今、非常に地球環境の悪化が叫ばれております。それから、いろいろ研究、対策も行われておりますが、特に福島原発事故以降、地球に優しい自然エネルギーを求める声が非常に大きくなっておりまして、大変増えております。

白馬村の観光の目玉は、何と言っても山岳を初め自然環境、最も積極的に小水力発電など自然エネルギー対策に知恵とアイデアを集める、そして逆に世界に発信するような、大きな目線というものがね、基本的に必要だと思うんですね。

ですから、ぜひ村長はよく観光に関しては、観光に限らず、旗振り役として、この白馬を売り込む、その姿勢は、もう決して間違っていないと思うんですけども、この原発事故に関してもやっぱりリーダーシップをとっていただきたい。白馬村を世界に発信する、そういう大きな視点をまず持っていただいて、その上で、先ほども申し上げたようなきめの細かい政策、データを、本当に科学的なデータをつくるんだという意気込みで、それこそ1軒1軒、それで観光局に加盟していないお宿だってもたくさんあるわけですから、そういうところのデータ、そういうものも、できるだけ細かいデータを集め切るというような、そういう視点で活動していただくことを切に求めてやみません。

すみません、次に移らせていただきますが、ごみ処理施設の問題についてであります。

1つ目の質問につきましては、これは先日、広域議会私も傍聴させていただきました、あそこ三日町が断念に追い込まれたという、そういう事態がございますので、この先の方針ですね、候補地整理の問題、候補地の選定の問題について、2番目の質問といたしまして、今、1つ目の質問についてはそういうことで、三日町が断念されたということで、これからの方針について伺います。

そして2つ目は、広域連合ごみ処理検討委員会、三日町を新ごみ処理施設建設候補地として提言しました。しかし、三日町の建設候補地については、地権者である金森商事と三日町自治会の間で交わされた誓約書の存在が明らかになりました。これは信濃毎日新聞9月23日付であります。誓約書により、地権者は三日町自治会の了解なしには候補地として申請できなかったのではないですか。申請受付の時点で広域連合事務局は誓約書の存在を知らなかったのですか。これが2つ目です。

3つ目は、ごみ処理施設検討委員会提言の趣旨に従えば、三日町自治会の建設反対により、総合評価の順に候補地を検討することになります。しかし、10月29日付信濃毎日新聞報道によ

ると、大町市平7889-2の土地は、長野県がメガソーラーの9カ所の建設候補地の1つとして発表したと報道されています。この土地は検討委員会が提言した第2順位の候補地ではないのですか。またメガソーラー建設候補地として応募したのは大町市ですか、という質問です。

4つ目に、メガソーラー建設候補地が第2順位のごみ処理施設建設候補地であり、応募したのが大町市だとすると、大町市の行為は、ごみ処理施設検討委員会提言を全く無視するものであり、検討委員会が1年間、13回にわたって審議を経てまとめた提言を無意味化し、税金をむだ遣いし、住民を愚弄することになります。初めに三日町ありき以外の何物でもないのではないのですか。副連合長としての責任について、どう考えますか。

また、第1順位の三日町建設候補地が、三日町自治会の反対により否定され、連合長である牛越大町市長が第2順位以下の候補地を無意味化したことになるのですから、広域処理はとんざしたとせざるを得ないのではないですかと。

以上でございます。よろしくご答弁をお願いします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 2つ目の、議員お尋ねの新ごみ処理施設について、お答えをさせていただきます。

大町市三日町を候補地とした建設計画は、おっしゃるとおり、先月25日の広域議会において正式に断念することになりました。小林議員からのご質問は、時間的経過の中で矛盾する部分がございますが、簡潔にお答えをまいります。

今回の候補地選定では、一般公募、自薦・他薦を含めた一般公募、自治体推薦、検討委員会事務局による抽出と複数の方法が採られ、公募の条件は、おおむね1ヘクタール程度の敷地が確保でき、平地もしくは造成により平地の確保が可能なこと。幹線道路が近く搬入路の確保が可能なこと。法的規制がないか、あるいは規制解除が容易であること。貴重な動植物と生息する地域、貴重な植生群落のある地域でないこととの条件による募集であり、金森商事と三日町との間に誓約書が交わされていた中での応募であっても、何ら応募条件に抵触するものではないというふうに考えておりますし、三日町はほかにも他薦、大町市からの推薦、事務局抽出のすべてで挙がっておりました。したがって、たとえ金森建設からの自薦がなかったとしても、候補地となったものと思っております。

次の、次点だった借馬の候補地を、大町市がメガソーラーの候補地として推挙したことに關しては、大町市のお考えでの事業であり、答弁は差し控えさせていただきたいと思ます。

第2位以下の候補地を無意味化したとのご指摘については、検討委員会の提言の中に附帯意見がついております。それは生活環境影響調査の結果等により、候補地を断念せざるを得ない場合には、総合評価の順に検討することを要望することとしたと記述されております。今回のように、地元理解が得られず断念することは、検討委員会からの付託意見の生活環境影響調査の結果等

により候補地を断念には該当をせず、したがって2位以下を無意味化したとの表現は適切ではないと考えております。

また、広域はとんざしたとのご指摘ですが、広域連合議会での広域連合長の表明は、あくまでも広域処理を取りやめたものではなく、三日町を建設候補地とする今後の調整を断念するとしたもので、広域処理がとんざしたとは考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 再質問をさせていただきます。

今後の、候補地調整の今後の進め方に関して伺いたと思いますが、3つほどございますけれども、先日の広域連合議会のいただいた資料によりますと、改めて選定方法を検討するとあります。改めて選定方法を検討するとありますが、これはどういう方法で検討するのかということが1点ですね。

それから、同じくいただいた資料の中で、地元の理解の要素をより重視し、思い切った手法の変更を含め広範な検討を早急に行うという、その方法について、どういうふうに想定されているのでしょうか。

それから、もう1点伺っておきますけれども、ごみ処理広域化基本計画及び処理施設基本計画については、関係市村と協力しながらその推進を図ると、こういうふうに書いております。

この3つの点について、村長のご答弁をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私から再質問にお答えをさせていただきます。

今、広域の連合議会のときの資料をすべて持ち合わせておりませんので、字句、語句等、そのとおりと表現になるかどうか、ちょっとお許しをいただきたいんですけども、改めて選定をするということは、三日町がだめになったので、次のその順位づけをした候補地を順次選定するというのではなくて、もっと全体的に考えるというふうに、今のところは理解をしております。

それから、地域の要望ということについては、この簡単な言い方をすれば、その施設を受け入れてもいいというような地域を探す手法というの、1つの方法ではないかというふうに、たしか連合長が答弁をしたように記憶をいたしております。

それから、ごみ処理の広域化について、基本計画に載っているということについては、あくまでもこのごみ処理については、広域化をしてやるという基本計画にのっとって、今後も進めていくというふうに理解をいたしておりますし、私はそのとおりだというふうに思っております。ただ、最初に申し上げました、改めて選定をするという具体的な方法、地元の意向を尊重しながら選定をしていくという具体的な手法については、これからの議会の中で十分審議をされていくことになるものというふうに理解をいたしております。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 申し上げておきますけれども、このごみ処理の減量、それから焼却炉の容量、これどちらも重要課題だと思います。一般廃棄物処理計画が、これ未策定ですよ。それから検討委員会では、ごみ減量と焼却炉の容量、これは十分検討されたとは言いがたいと思っております。私も何度か傍聴させていただきました。

それです、これはまず3市村が法律にのっとって、これ義務づけられているわけですよ。一般廃棄物処理計画を策定するということ、これは廃棄物処理法第6条で規定されておりますけれども、一般廃棄物処理計画を、これは早急に策定すべきだと思いますが、どういうふうを考えていらっしゃるんですか、お答えいただきたいと思っております。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。丸山環境課長。

環境課長（丸山勇太郎君） 一般廃棄物処理計画につきましては、白馬山麓と当時の白馬村、小谷村、当時の美麻村で策定した計画が本年度で切れることから、延長する計画について策定いたしまして、昨年度中の議会でお配りしたというふうに私は記憶しております。

また、焼却炉の容量につきましては、検討委員会の報告書の中でも、決してその40トンというものにこだわるものではなくて、その時点でのごみ減量化の様子を見て、改めてきちっと決めるというふうになっていたというように記憶しております。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） やはり基本計画ですよ、これが今、私は法律で義務づけられているということを申し上げたんで、ここはやはりその上に立ってね、これからのごみ処理、候補地も含めてそうですけれども、やっぱりもう今ここまで、2つとんざしたわけですから、もう出口が全くないというふうに私は感じています。

もう時間の関係で大変残念ですけれども、どうなんでしょうね、さっき3番目の質問のときにね、さきの広域連合議会では牛越連合長は、借馬の土地はごみ処理施設建設候補地がメガソーラー施設候補地とのダブル登録となっているという、こういう指摘が大町の議会でも、連合議会でもそういう話がありました。その問題の該当する土地、これはごみ処理施設とメガソーラー施設を合わせて建設する広さが問題はない、そういうふうに答弁されています。登記簿によれば、この土地、地権者は金森商事ですけれども、面積は3.36ヘクタールであり、ごみ処理候補地は1.23ヘクタールと、メガソーラー候補地3.3ヘクタールを合わせて、建設する広さがあるというふうに言われているんですけれども、連合長です、そういうふうに言われているんですけれども、とても候補地3.3ヘクタールを合わせて、建設する広さがあるとは言いがたいんじゃないでしょうか。

この事実について副連合長である村長は、こういうことをご存じだったんでしょうか。ダブル登録ですよ、この件について、ちょっと見解をお尋ねしたいんです。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 私はご指摘の土地が、当初からダブル登録ということは、さきの議会で初めてお聞きをいたしたところであります。大町市は、大町市の事情があつてのことだろうと思ひますし、ただ、私たち素人判断とすれば、ごみ処理場に必要な面積が1ヘクタール余、そして残余の土地が3ヘクタール近くあるということは、単純に両方の施設を整えても、面積的には十分間に合うから、こういう発想になつたんだらうなというふうに理解を、そのときお聞きをしたときに初めて理解をしたということでございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員。

第10番（小林英雄君） 今、副連合長の見解と申しますかね、答弁としては、ちょっと寂しいなと私は思います。やっぱり副連合長の立場でいらっしゃるわけですから、連合長と副連合長の関係でね、こういう今までのいきさつというものを、もう少し具体的に全村民、それから3市村です、そういう人たちに具体的な経緯とね、これから今後どうするのかというようなことについてはね、もっと真剣に考えていただかないと、このごみ処理施設候補地はおろか、これ進まないと思うんですね。私は、もう既に2度失敗しているわけですから、もっともっと真摯な態度で臨んでいただきたいと思ひます。

このごみ処理の問題については終わりますけれども、飯森や三日市場のようにね、候補地として決まるまで、候補地住民がそれを知らされないというようなやり方が、やっぱり目立つんですよ。やっぱり徹底してね、情報公開をこれからもしていただきたいということが1つですね。

それから、公正、公平、透明、今までの進め方ではね、とてもそういうものが担保されているとはとても思えません。そこで、今後の取り組みについて、これもこの間いただいた資料には書かれているんですけども、今回のアンケートの意見は、三日町候補地における立地が不可能な理由とは考えにくいというふうに記されているんですね。住民投票で反対と決定された。そのことに対する言いわけ文のように聞こえてしょうがないんですよ。40%の回収率と言えども、アンケートには相当な理由が示されているというふうに私は思ひます。ある意味でね、この文言は非常にこう恣意的なんですよ。こういう態度そのものを改めていかないと、このごみ問題というのは、ちょっと先が見えないんじゃないかということをおし上げておきます。

最後、もう時間の関係で、住宅リフォームの問題について質問をさせていただきます。

これは助成制度についての継続ということですよ。今年度2度にわたって実施した住宅リフォーム助成制度の経済効果は大変に高いものだというふうに認識しております。村民の間にはまだ需要も多く、継続への期待が高まっております。新年度における制度の継続を強く提案いたします。まず簡潔にお答えいただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の住宅リフォーム助成制度の継続に関するご質問ですが、今年の6月

議会の補正予算においてお認めをいただき実施をしたところ、申請が殺到し、7月に追加補正で対応するというほど好評であったわけであり、現時点で集計をしたところ126件の申請があり、工事等の事業費ベースで1億2,800万円、補助金の見込額は1,860万円となっております。この助成は対象を村内事業者に限定をし、対象事業も広く設定するなどをし、議員おっしゃるとおり経済効果はあったと評価しております。

そこで、継続についてでありますけれども、地域経済の活性化にどのような手を打っていくかということには、常に頭を悩ませており、この住宅リフォーム助成も含め、過去に行った白馬プレミアム商品券の発行、ローカル色を活用した取り組みなど、他の自治体の経済活性化の実践例なども研究するとともに、白馬村の財政状況を考慮しながら、経済活性化、景気刺激策を講じていきたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（下川正剛君） 小林議員、答弁が終わりました。質問はありませんか。小林議員、簡潔に質問するようにお願いいたします。

第10番（小林英雄君） この助成なんですけれども、今、私の感じでは、この助成制度がね、今、依然として人気を博しているというふうに私は認識しております。これ助成制度というのは、もう既に全国的にね、第2段階に入っているというふうに私は認識しております。実施する自治体をもっと増やそうじゃないか、こういう動きがございます。

それから、もっと活用しやすい制度への改善策がどんどん講じられております。

それから、これはもう時代を反映していると思うんですけれども、太陽光発電設置をリフォームの対象にするというような自治体も増えております。それから、この制度を通年で行われること。よく今回これ実施を、補正を2度組んでやっていただいたんですけれども、まだまだ迷っていらっしゃる方がいっぱいいたわけですよ。それから間に合わなかったという方もたくさんいらっしゃいます。

ですから、もうこれ2度で打ち切りというような、そういうことでは意味がないんですよ。やはり継続すること、経済波及効果、これは総務省でも言っておりますよ。これは簡単にね、ちょっと1度、2度やってみて経済効果があったと、たしか1億3,000万という数字が出ておりますけれども、あの表を見る限りでは、それは確かに今、村長も言われたように経済効果があるし、それから商工会でも引き続きね、これを12月の24年度の予算に反映するようにということを、行政の方にもお願いしたという話も聞いております。それからやはりこの間の議会での商工会との懇談会でも、やはりぜひそれを引き続き応援してくれというようなメッセージもいただいております。

ですから、ぜひこれを継続しなければ私は意味がないのと、それから、またこの次もやるよという、そういうようなことが現実に行行政側の方でね、そういう方向で示していただければ、今まで申し込もうと思うんだけれども、ちょっと資金が足りない、随分迷った人も大勢いるという話

も聞いております。ですからぜひこれは継続するという、これは秋田県の事例なんですけれども、これは25市町村あるんですけれども、22の市町村で既に実施をしております。そのほか、いろんなところでね、こう根強くて、このリフォーム制度というのは求める国民が非常に多いということを申し上げておきます。

やっぱり決意として、どうでしょうか。これからもできれば通年、それでまた24年度の予算に反映させるという、そういう村長の決意をぜひお聞きしたいと思うんですけれども、よろしくお願ひします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 小林議員の言わんとすることは十分理解もできます。ご意見として受けとめておきます。今後については、またその事情をよく勘案しながら、ご期待に添えるようになれば、また従来どおりの継続をしていくということもあり得ることだと。

ただ、申し上げておきますけれども、こういう制度をよしとする人、反対という人もいることも事実であります。そしてこのリフォーム制度について、正直なところ家を持っていない方、借り家をしている方等から、非常に不公平だというご意見もじかにお聞きをいたしております。そうしたご意見の中にも、我々も納税者だというご意見もある中で、商品券のとき、今回の助成金の問題等も、そしていただいたご意見等も含めながら、加えて今、議員ご指摘のことを十分勘案をさせていただきながら、今後の対応をしていくことにしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。小林議員、質問は。小林議員、あと答弁まで含めて4分です。

第10番（小林英雄君） もう少し決意を、継続すると、あるいは通年にするというような、そういう答弁をいただきましたかっただんですけれども、やはり再三申し上げ、繰り返し申し上げますけれどもね、これはもういろんな自治体でね、例えば、例は余り申し上げたくないんですけれども、例えば多重債務を抱えている方とかね、それから資金繰りの相談とか、そういうのが各機関で、いろいろそういう生活相談なんかも含めて、いろんな諸団体が受けているわけですね。非常に苦しいわけですよ。

ところがね、これはたまたま秋田県の事例なんですけれども、これはそういうのがめっきり減ったって言うんですね。それでやっぱりいろいろ、例えば、それから逆に業者の人からすると、例えば震災のあおり、これは大変な震災でしたから、その資材が間に合わなかったりすること、そういうことも現実に起きて、今度は逆に仕事は、注文が来たけれどもそれができない。資材がない。そういうときにね、やっぱり先ほど私が申し上げたのはね、この実施する自治体を増やす努力が、つまり第2段階にもう既にこのリフォーム制度というのは入っているわけですよ。いろいろ研究が進んでいるわけですよ。

ですから、白馬村なら白馬村だけで狭く考える必要はないと思うんですよ。近隣の市町村でいろいろ学び合うということ、それからその制度は、制度が少しずつ違うわけですからね、お互いに学び合うことによってね、それで、これ例えば資材が間に合わなくてできないなんていうときは、これはかなり全国的に深刻な事態があるんで、せっかくそういう要請があってもね、仕事にかかれないというときには、これは県の方へ要請するとか、その場合に白馬村は単独で、そういうようなことはなかなかやりにくい場合は、近隣の市町村がお互いにそういう制度を研究し合いながら、つまり第2段階というのはそういう意味なんですよ。そこまで来ているんで、これはぜひ継続していただきたい。このことを切に申し上げて、私の質問これで終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 質問時間が終了いたしましたので、第10番小林英雄議員の一般質問を終結をいたします。

次に、第3番太田伸子議員の一般質問を許します。第3番太田伸子議員。

第3番（太田伸子君） 3番、太田伸子でございます。12月定例会一般質問、最後でございます。前日の同僚議員の質問、再質問で、村長から回答を受けているところもありますが、ぜひよろしくお願ひします。

今回、会計検査院決算検査報告について。観光局について。スノーハーブについて。大きく3点について伺います。

11月8日、白馬村の国民健康保険過大申請が決算検査報告されました。一般被保険者の医療費の一部を国が負担する療養給付金の不当交付額877万円、普通調整交付金の不当交付額230万円となっております。この説明をお願ひいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員から、大きく3つの質問をいただいております。

最初に、会計検査院の決算報告についてのお尋ねにお答えをしております。

11月8日に新聞で報道されました、国民健康保険事業の会計検査指摘事項について、順次お答えをいたします。20年11月に、平成18年度分の国民健康保険事業の療養給付費負担金及び平成17、18年度分の普通調整交付金に関しての会計検査が行われたところであります。その結果、国民健康保険の療養給付費負担金が877万2,000円、国民健康保険の財政調整交付金が230万1,000円、合計1,107万3,000円が過大に交付されていると認められ、11月7日に会計検査院により内閣に報告をされたものでございます。

国民健康保険の資格には、一般と退職の2つがありますが、国保税や医療機関の窓口負担に差はございません。退職については会社等を退職した場合、国保に加入することとなりますが、中高年齢層の疾病の大半を占める慢性疾患の原因は、現役時代からの日常生活の積み重ねが大きな要因であることから、健保組合など被用者保険等の保険者が、その会社を退職した被保険者等の

医療費の一部を負担すべきであるという考えに基づき、昭和59年に退職者医療制度が創設されたものでございます。

医療費の保険給付は、一般分については国保税、国からの療養給付費等負担金と調整交付金、それと県費で、退職分については国保税と健保組合などの被用者保険等の保険者から交付される療養給付費交付金でそれぞれ賄われておりますので、先ほど説明した被保険者の資格が変更になった場合は、保険給付の財源も変更となります。厚生年金や共済年金などの受給を開始したときに退職の資格取得することになり、国民健康保険の保険者に届け出ることとされていますが、ほとんどが届け出がないのが実情でございます。届け出がない場合には、長野県国民健康保険団体連合会から送られてくる対象者リストから該当者を抜き出し、退職分の資格を取得した時点にさかのぼり、給付済みの保険給付の財源が変更となるため、次の年度において一般分で交付された療養給付費等負担金や調整交付金を控除をし、療養給付費交付金はその分を追加して申請を行わなければならないことになっております。

大変、専門的な用語が入ったりして、すべてご理解はいただけないかもしれませんが、プロセスはそういうことでございます。しかしながら、日常業務の中でこうした遡及する事務処理を行ってこなかったために、今回の会計検査院で、多くの市町村が同様の指摘を受けることとなりました。このため再発防止策として、その後は係員2名による総合チェック体制をとっており、対象年度以降における国庫負担金の交付申請等、手続については適切に行われております。

なお、返還に相当する金額については、本来、被用者保険等の保険者から療養給付費交付金として会計検査の指摘のあった平成20年度に精算をしており、これを今回指摘された金額の返還手続に備えておりましたので、国保財政には影響がない状況となっております。

しかしながら、白馬村に対する信用を大きく失墜させたことは甚だ遺憾であり、申しわけなく思っております。今後こうしたことが起きないように努めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 村長おっしゃられたように、大変難しい言葉というか、専門用語が多くあって、聞かれている方はちょっとわからないところとか、理解が難しくなっています。

そこで、先ほど健保組合の方からは、もう入っていて、20年の11月にこの会計検査院の報告で、早く言えば給付を受ける相手が変わってくるということですよ。手続がおくられて、退職者の場合、健保組合の方からお金が入らなければいけないものが、国の方からのお金が入っていたと、それで健保組合の方からは、先にもうその分は入っていたのなら、当然、国からいただいていたお金というのは返納しなければいけない、二重になりますので、そういうことですよ。

そういうときに、今回9月の定例会において補正が組まれています。返納金のお金として10款2項1目療養給付金負担金等返納金という項目のところで、1,563万2,000円という

ふうに入っています。それで、先ほど聞きました給付金、二重に受けていた不当なお金というのは、計算しましたら、村長がおっしゃったように1, 107万3, 000円、差額の455万9, 000円というのは、何かとても多いような気がするのですが、この差額についての説明をお願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科住民福祉課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） 確かに議員さんのおっしゃるとおり、わかっただけで返納すべきということだと思いますが、会計検査で不適切事例といいますか、指摘を受けた場合については、会計検査院から内閣の方に報告があり、それを受けてその受検した市町村に対して返還を指示する云々というようなところがあって、初めて返還になるというふうに理解しております。

ですので、平成20年の11月に会計検査を受検した場合については、平成21年の11月に内閣に報告になり、通常で言えば報告になり、それを受けて補助金の返還を行わなければいけないということになると思いますが、今回の場合については、今年の11月に内閣に報告されたということで、それが終わったところで手続をしていくということで、その辺がおくれた理由というのは、ちょっとこちらの方では承知しておりませんし、国からの指示があるまで、本年度まで待っていたという状況です。

補正予算との差額については、先ほど申し上げたように、過去の年度分を精算するというのが、そういう事務処理が必要になります。ですので、今回の国庫への返納金以外についても精算を行う中で、国へ返さなきゃいけないお金が出てくるということで、それも含めて補正を行ったものでございます。以上です。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） では、指摘はあったけれども、返納する機会が、国の方からの指示を待って返納するシステムになっているので、今年の11月の報告のときに返納するという指示があったということだと思います。

今の返納金ですけれども、国から来たもののお金が、すみません1, 107万3, 000円、返納金も1, 107万3, 000円だったんでしょうか。何か利息とか、いただいて何年もたっているのですが、返したときの利息とかというものはなかったのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。倉科課長。

住民福祉課長（倉科宜秀君） まだ国の方から、幾ら返せということは言ってきておりませんが、延滞金といいますか、利息分といいますか、そういう上乗せはないとふうに聞いてございます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 返納金に利息のようなものがない、実質、国からいただいていたお金を同額返納するということは、白馬村にとって、財政にとってはペナルティーがなかったと

いうことで、よかったとは思いますが、ちょっとここに記事を持ってきたんですけど、やっぱりすごく大きな記事に出ていました。こういうふうに出ていたんですけども、その中に、やはり白馬村は2番目に多い金額だとか、まだほかにも白馬村は2つのところで、そういうふうなことがあったとかというふうに、いろいろ書かれております。

やっぱり白馬村というのが、こういうところで新聞に載るといことは、とてもイメージの方で悪くなると思いますので、単なる計算上のミス、今お聞きすればとても煩雑で、後追いになっての事務処理だと思います。大変だとは思いますが、担当職員の方が1人というのではなくて、今2人にしていただいたと聞きましたが、こういうチェック体制を、ぜひ強化していただきたいと思います。こういう国保に限らず税務の方でもいろんなことが出ておりますので、ぜひチェック体制を考えていただきたいと思います。

次に行きたいと思います。次、観光局についてお伺いいたします。

1番目に、この1年間に観光局の局長、次長が退職されています。私たちも出させていただきましたが、組織の検討委員会で総会においてそれが承認され、新しい局長が決まり、執行部体制などいろいろな新しいことを刷新された観光局で、次長が突然退職されています。運営についての村長のお考えを伺います。

2番目に、いろいろ物議を醸しましたが、新民宿宣言、ムック本、白馬の小径の総括、今後の展望をお伺いいたします。

3番目に、3月の震災・原発問題で2次被害のように、白馬の冬の終わりは大変お客様が減りました。来る冬のシーズンにおいて、観光局の戦略をお伺いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 太田伸子議員、2番目のご質問であります観光局について、3項にわたってお尋ねをいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

昨日来、何人かの方にお答えもしたこともありますので、重複するところはございますけれども、お許しをいただきたいと思います。

私が村長に立候補したときから、やはり観光のみに頼る観光地は、景気の動向により好不況の影響を大変受けやすく、その経済基盤も弱いというふうに認識をしておりました。そうしたことから、これを補完する意味合いも含め、何とか企業誘致等も進めたいということで、企業訪問もしたところでございますけれども、大方の企業の皆さんとお話をする中で、白馬の現状、つまり高速道路は来ていない、そしてまたインターから1時間、繁忙期の、特に冬の混雑時には2時間、3時間も当たり前だというような状況のところへ進出していくということは大変厳しいと。さらには私どもは出ていったときに、一体優遇税制はどうなるのかと、土地の提供はどうなるのかという、そういうものを明確にしてくれないと、とても社会状況、資本の状況からいっても無理であるけれども、プラスそういうことも影響してくると。さらに多くの企業にとって、雪があるこ

とそのものがデメリットにつながっているという、大変厳しい答えが大半でございました。

そうしたことをお話をされる中で、常々このお隣の大町市、松川村さんにおいても、あれだけの条件にありながらも、企業誘致の難しさを聞くにつけ、まさにそうなのかなという実感を受けたところでございます。こうしたことを受けて、この白馬村が当面やることは、今まで築き上げてきた、観光をベースにしたその経験をさらに生かし、白馬ならではの観光地づくりが、当面の課題だというふうに認識をし、観光産業の振興にいろいろな角度から取り組みをしまいいりました。

観光局設立までいろいろ苦労があったようですが、こうしたことを経過を踏まえ、私としてはこの観光局をベースに、観光地としてさらなる飛躍を目指して、観光局長を公募することに始まり、新しい切り口で目指してきたところであります。局長もそうしたことを十分承知をし、成果をそれなりに上げてくる途上にあつたというふうに思っております。しかしながら、その手法を含めた情報の発信不足、会員とのコミュニケーション不足に加え、個性の強さと民間感覚が余りにも強く出過ぎたことから、その手法に理解を得られず、結果として局長をやめるようになったことは、私としては方針に間違いがなかっただけに大変残念でありました。

こうした経緯を踏まえ、観光局の組織見直し検討委員会の皆様から検討いただいた結果報告書をいただき、その報告書を十分に尊重し、理事会設置の一般社団法人白馬村観光局として運営に透明性を持たせるために、執行部制を導入し、委員会も充実させて、運営の透明性を図るとともに、そのプロセスと結果の情報を出していくことを確認をし、現在取り組みを進めているという状況でございます。

しかしながら、長きにわたる景気の低迷により、観光客の減少に歯どめがかからないことで、会員のそれぞれのお宿の経営状況は押しなべて厳しいことに加え、また個々の価値観の相違もあり、観光局とのかかわり合いをどのように構築していくか、さらには観光局と観光農政課との連携のあり方、そしてまた業務分担等をどのようにしていくかは、今後また残された課題だというふうに考えております。議会の皆様にも十分ご相談をさせていただきながら、慎重に今後検討をしまいいりたいと、このように思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に、新民宿宣言、白馬の小径の総括と今後の展望についてお答えをいたします。

まず、新民宿事業ですが、一昨年より村内常設観光協会及び関係者各位のご理解とご協力をいただきながら、白馬村新民宿事業を推進してまいりました。その結果、昨年7月にオープンしたモデル新民宿2軒につきましては、今の時代に対応した民宿スタイルの基本型をつくることができました。そこで新民宿とはどういうものかを皆様にお知らせをするために、これまでに取り組んできた経緯、おもてなしをする上での考え方、お客様の視点から見た空間づくり、オペレーションの流れ、品質基準などをまとめた事業報告会を、今月の2日に開催をいたしたところでございます。観光局全会員の皆様へも報告書の配付を行うこととしております。

この報告会で述べられたことは、宿泊施設を営む皆様方には当たり前のことばかりかもしれませんが、今後の経営の参考にしていただくとともに、観光局では村内の宿泊施設全体のレベルアップにつなげてまいりたいと考えているところであります。

また、説明会以後、観光局では新民宿に関する質問、ご意見等を受け付けており、詳しい話が聞きたい、実際にやってみたい等のご希望があった場合、細部にわたる説明を行うなど、次年度につながるよう事業推進を行ってまいりたいと考えております。

次に、ムック本についてのお尋ねでありますけれども、10月5日に上京をした折に、小学館とJTBを訪問し、日ごろのお礼と、今後についても白馬への集客につながるご協力、ご支援をお願いをしてきたところであります。そうした中で小学館の役員の方とムック本についての販売実績についての話の中で、小学館としては、今、全国に配布した在庫、ものが戻ってきていないし、在庫を抱えていないので、正確な数字の確認はできないけれども、10月5日の現在での報告では6,000部を超えているというお話をお聞きをいたしました。今後も機会をとらえて、小学館として販促に努めてくれるとのお話をお伺いをしてまいりました。

また、その折に編集長の方から、白馬村のムック本が店頭に並んでから半年で6,000部を超える実績が上がるということは、順調な販売状況にあるとの編集長の言葉もいただきましたので、つけ加えさせていただきます。

今後は、掲載されているポイント商材に加え、村全体の観光商材にさらに磨きをかけ、白馬に来てよかった、また来たいと実感していただけるように、各事業と連携をして整備を進めるとともに、情報の発信源となる旅行社への商談や、電子媒体なども活用していきながら、全国に情報発信していければと考えているところであります。

また、現在、友好関係のある都市部の企業の小学館、好日山荘、L. L. Bean（エル・エル・ビーン）などへ引き続き白馬の情報を発信し、互いにメリットのある方法で友好的関係が築いていければと、現在調整をしているところでありますので、よろしく願いをいたします。

次に、白馬小径についてであります。平成22年度に長野県の元気づくり支援金を活用し、白馬小径の全長35キロを5つのコースに分割し、各コースが10キロ程度の距離となるよう、村内の観光スポット、景勝地等を結ぶコースづくりを実施いたしました。加えて白馬小径の道標61カ所に、次のポイントまでの時間等を表記したサイン看板を設置し、マップもエリア版及び全村版の計6種類を作成し、ご利用をいただいているところであります。

今後につきましては、宿泊拡大につなげることを目的に、村内の回遊性を高め、滞在時間の延長を図るため、観光局において村内各所で取り組んでいるオープンガーデン、青空市場等の情報収集と整理を行っております。次年度において、より地元に着した観光商材として、白馬小径とあわせて、お客様へ情報発信をしていけるよう考えております。

なお、白馬小径の具体的な利活用方法としましては、1つに、着地型の旅行商品としてエリア

ごとのガイドマップツアーなどを企画し、観光局会員及び旅行社への商品提案。2つ目に、閑散期の集客対策としてのウォーキングイベント等の開催。3つ目に、白馬Alps花三昧と連携をし、里の魅力も楽しめる事業展開といったようなことを、現在検討しているところでありますので、また議員からも適切な、またご意見、ご提言等をいただければと、このように思っております。

それから、3つ目の観光局冬シーズンの戦略についてでございますが、太田修議員のご質問にもお答えをしておりますので、重複部分は省略をさせていただきますが、議員もご承知のとおり、冬季観光客の減少が大きく、昨シーズンでは100万人を割り込んでしまった状況であります。本年度は減少に歯どめをかけ、100万人台の回復を目指すところであります。

今年は長野県スキー発祥100周年の年であることから、2月10日から19日までの10日間を白馬雪恋まつりと題して、観光資源である雪を最大限アピールをし、各スキー場にも協力をいただき実施をしております。

各スキー場の100周年記念の企画は、白馬さのさかスキー場では、合わせて100歳でリフト無料。白馬五竜スキー場とHakuba47では、記念、お財布にやさしいキャンペーン第3弾。白馬八方尾根スキー場では、グループで合計年齢が100歳を超えると1名無料。白馬岩岳スノーフィールドではスタンプラリー。白馬嶺方スキー場ではスキーの原点に戻れ、歩くスキー10キロにチャレンジ。といったさまざまな内容で、さらにはこのほかにも各種イベントが予定されているところでございます。なお、岩岳スキー場におきましては、今シーズンから名称を白馬岩岳スノーフィールドに改めております。

また白馬商工会、白馬村観光局との連携事業としては、オリンピックメダリストである荻原健司氏と楽しむスキーツアーの開催や、そば関連事業の展開も予定をしているところでございます。

宣伝活動としましては、小谷村観光連盟と連携をし、白馬山ろく一帯をPRすることとし、首都圏、中京圏、関西圏、北陸圏等、15カ所での誘客キャンペーンを行ってきております。

インバウンド事業では、新たに白馬村と小谷村の9スキー場を掲載した白馬山ろくエリアとしてのスキー場、コースマップの製作に取り組むほか、オーストラリア、中国、台湾でのプロモーション、招聘事業として韓国や台湾教育旅行関係者、香港やロシアのメディア招聘に取り組んできております。加えて、在日外国人をターゲットにした雑誌広告や、ツアー造成にも取り組んできているところでありますが、何人ものご質問にもお答えをしましたとおり、東日本の大震災によるインバウンド事業による来客数が今のところ読めないという、大変ちょっと懸念材料もございます。そうしたことも何とか克服できるようにと取り組みを進めておりますので、よろしくお願いをいたします。

2つ目の質問については、以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 余り聞きたくはないですけれども、現在、観光局の職員の方というのは、何名いらっしゃるのでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。横川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 局の職員について回答させていただきます。

ただいま手元に資料がございません。調べまして、後ほど連絡をさせていただきたいと思いますが、よろしいでございましょうか。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりましたが、後ほどお答えをするという答弁であります。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） たしか十一、二名ぐらいだったと思うんですけれども、別に前局長とか次長とかの個人攻撃をすとか、そういう気持ちは全然ないんですけれども、半官半民で行われている観光局というふうに、よく言葉が出ます。半官半民と言われるんですけれども、職員で民間から出向で来ていただいているというか、出向で来られている方は4名です。あとは村の方で予算をつけて観光局の職員になっている方、それから役場からの出向というところで、官の方が多くなっているというところで、職員の方々も、もう少し半官半民だからというふうな考え方ではなく、やはり役場と同じような感覚で、ぜひ村のことも協力していただきたいというふうに思っています。

先日、あるところで新民宿宣言の宿に泊まっているという女性にお話を聞く機会がありました。それで今までは白馬に来るとコテージとか、ペンションとか、また貸し別荘を借りたりして、とてもよく白馬に来られている方だそうです。いろんな青鬼とかも研究に回っているという方でした。今この新民宿宣言の宿、モデルケースの1軒なんですけれども、すごく気に入って、もう何回も利用させてもらっている。すごく満足されておりました。料金も聞いていたんですけれども、私が知っている民宿よりも結構高い金額で泊まられています。高いですねって言いましたら、決して高いと思わないです。十分満足していますから、まだ高くてもいいって、ちょっとお世辞のようなことも言っておられました。

私はちょっと白馬の人間として、いい宿だと言われたので、とてもうれしくて、その宿に行っでちょっといろいろ聞いてみました。やっぱり初めこのモデルケースに手を挙げられて、いろんな学生の方とか、都会からアドバイスに来てくれる方たちの声を聞いたときに、いろんな戸惑いもあったと、しかし、今は手を挙げてよかったというふうにおっしゃっていました。地元でずっと住んでいると、都会からの見る目、都会から来ていただく人が、民宿という感覚で来る印象が、やっぱりわからなかったというところがあったというふうにおっしゃっていました。

これはやっぱり、このモデルケースに手を挙げられた方は成功していると思います。この新民宿宣言の事業はよかったのだと思いました。しかし、まだこのモデルケースたった2軒の事例であります。やはり高額というか、お金をいろいろかけて、そのうちに観光局の目玉事業として、

アドバイスをしたり、いろんなことの話をしたっていうところで、成功して当たり前だと思います。だけれども2軒で終わらすというわけにはいかないと思うんです。白馬は民宿発祥の地ということもあって、新民宿宣言ということを考えられたのですから、もう少し白馬の民宿をリードしていくところの、新民宿宣言の持って行き方を構築した方がいいというふうに思います。

モデルケースに手を挙げられた方々は、とても勇気もいっただろうし、自分たちも何とかしたいという気持ちがあって、手を挙げられたと思いますが、手を挙げるのに、観光局のモデルケースになるためのハードルが少し高かったのではないかと。いろんな民宿の方に、手を挙げたいけれども、あそこがこう、ここがこうって初めから言われて、うちは無理だというふうにあきらめられた方もありました。また、今回のモデルケースの方々も、アドバイスに従って宿を改修されたり、いいようには改修されたと思いますが、結構な投資も、そのおうちでされているように聞きました。

今、白馬の経済がこういうふうになっている中で、民宿の方も兼業されている方もありますし、今現状の民宿をやっと経営されている方もいらっしゃいます。ぜひその辺を構築するようなことというのは、お考えにならないでしょうか。村長、いかがお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

最初に局員の方は、臨時を入れて13名になろうかと思えます。また、違いがあれば訂正をさせていただきますが、多分そうではないかというふうに、今、勘定いたしました。

それから、今、新民宿についての取り組みに少し工夫を凝らしたらどうかと、ハードルが高過ぎたのではないかというようなご質問もいただきました。私どもとすれば、その2軒がモデルケースとしてできていれば、そこを訪れていただいて、その状況を見れば一番わかっていただけると、こんな思いでおりました。

ただ、なかなか情報を、すべて隅から隅まで出したつもりでありますけれども、受け取る方としては目を通していただけなかったというようなこと。さらには、たまたま新民宿をやるやらないにかかわらず、自分たちが今後経営に備えて、住宅を改造していったというようなことが、あたかも新民宿の事業の中でやられたというような誤解をされた方々も確かにおいでになりました。大変そういう点では、確かな情報が伝わらなかったことは残念でありますけれども、今、今年度に、23年度については、具体的な予算を計上しての取り組みはしておりませんが、いいモデルができていますので、これからそのモデルのお宅をご覧いただいて、もう一度、何とか自分たちも取り組んでみたいというような、そんな方向に局員が努力をすることで確認をしてありますので進めていきたいと。それに付随しているお尋ねのことについても、検討しながら進めていきたいということでおりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。先ほどの質問に対して答弁をお願いをいたします。横

川観光農政課長。

観光農政課長（横川宗幸君） 先ほどの観光局の職員の人数についてお答えをさせていただきます。

職員数については12名でございます。村からの派遣職員2名、企業等からの職員4名、プロパーが6名ということでございます。よろしく願いいたします。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） 新民宿宣言のお宅、ちょっと拝見させていただいたら、そんなに普通の民宿の方と変わらないんですけども、とてもすっきりしているというところが、すごく印象がありました。来られた方も気持ちがいいんじゃないかなあというふうにも思いました。そういういいところをぜひ皆さんに知らせていただいて、白馬の観光につなげていければなというふうに思っています。

次に、第3番のスノーハープについてお伺いいたします。

第4次総合計画後期計画の中で、アルプスの里観光プロジェクトにおいて、資源の利活用の方にクロスカントリー競技場の今後の利活用について、検討委員会から陸上競技場のタータントラック化等の整備を図ると答申されています。しかし、各種競技の方々からの意見もあり、計画がなかなかはっきりと決められておりません。村長のお考えを伺います。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 3つ目の、スノーハープについてのお尋ねでございますが、昨日、横田議員からのご質問で説明をしたつもりでありますけれども、重複いたす部分もありますけれども、もう一度お答えをさせていただきます。

各種競技団体からの意見でありますけれども、スキークラブからは、車重による強い圧雪がなければ近年のスキー技術には対応できないため、スノーハープ内での圧雪車両の使用許可と、雪上にネット等の設置に当たり、ドリルによる掘削作業が不可欠であり、掘削作業に支障が出ない構造での造成と、スタート・フィニッシュエリア付近を水平にする場合は、周回コースからの導入付近の傾斜角度もあわせて造成するようにとのご意見をいただき、サッカー関係者からは、サッカーの合宿等の受け入れは30年間継続をして行っているため、スノーハープの改修により使用できなくなると他市町村に移動してしまう。スノーハープで2面なくなれば、他に2面確保してほしい。排水状態が悪く悪臭がするといったようなご意見を、それぞれの団体の皆様からいただいております。

また、陸上協会の皆様からは、陸上は個人種目が多く、同時に同種目のアスリートができるため、個人利用人数の増につながると。400メートルトラックとクロスカントリーコースとを併用すれば、スノーハープは高いレベルの陸上競技場となるというご意見もいただいております。

これらのご意見を聴取する中で、陸上競技場の建設に向けて取り組みを進めたいということは、

もう既にお話をしてあるとおりでありますが、検討委員会から出されたもの、すべてを満足するようなことは到底できないであろうと、こんなふうを考え、さらに専門的な調査のための費用計上をさせていただいたところであり、克服する課題については、今後、議会の皆さんとお話し合いもさせていただきたいということも申し上げたところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 私は、この白馬のグリーンシーズンの観光というか、誘客というかをいろいろ考えて、白馬をどのようにしていけばいいのかを考えたときに、やはりスポーツ観光が一番よいと思います。温泉もいっぱい出てきてはおりますが、温泉はもういろんなところに、しにせの温泉の観光のところがいっぱいあります。温泉だけで白馬に夏、グリーンシーズンに来ていただける、ただ自然があるから来てくれというのは、日本じゅう自然だらけですので、それではなかなか来ていただけないと思います。

まずはスポーツ観光というところで、このフィールドとか、クロスカントリー場とか、いろいろあるものを、これからよくいい施設に改善しながら誘客していく、それが山岳もスポーツですし、いろんなランニング、今ウオーキングとかいろいろありますので、そういうふうに白馬を誘客に持っていくというのが大切ではないかなというふうに思います。

昨日の横田議員の質問の中でも、サッカー大会が9試合、まだ本当はやりたいぐらいだとはおっしゃっているんですけども、延べ夏は8、300人からの宿泊がある。また今年初めてなのですが、秋に行われました八方のトレイルラン、初めてにもかかわらず700人の参加があったと聞いております。また、毎年行われますスノーハープのクロスカントリー大会は14回を超え、2,000人以上を超える大会にもなっております。

現在、実績のあるサッカーの誘客をしている宿の方のことを考えると、フィールドのことも大切です。また、長年取り組んできておられますグリーンスポーツのランニングコースが完成され、きこりの道、東山のランニングコース整備等、地元の皆さんの熱意がとても伝わってくるようなこのランニングコースの整備、それも大切です。

それで、今ここで村長はスノーハープが陸上競技場というふうにしっかりおっしゃっています。じゃあ陸上競技をここに持っていくなればどういうふうにすべきか、私はその前に、夏にスノーハープに行くと、すごいもうにおいがするんですよね、草のにおい以外に。フィールドにするにしても、トラック化にするにしても、あの土壌は改修しないといけないと思っています。オリンピック施設として、ただ見学に来た方でも、あの異臭は大変、来ていただく方に失礼です。今回の補正で調査をしていただいて、まず土壌がにおいのしないようなものになるのか、そういう白馬の財産が有効利用できるように、まずは調査をしていただきたいと思います。村長、いかがお考えになりますか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） 昨日の答弁でも、たしか申し上げたと思いますけれども、私はあそこを村民も、そして訪れたお客様も、素晴らしい環境の中で十分楽しんでいただくことを考えれば、一番の問題点は、あの土から出る悪臭、そして水はけが悪いために雨が降ると使えない。これは我々が村民運動会をあの会場に設定しても、前日雨が降っていれば、もう使えないというような状況は、何回か村民の皆さんも、もう体験をされていることだと、こんなふうに思っております。

それと、その原因は排水が悪いと、この排水の悪さはグラウンドばかりではなくて、水路のまづさもあり、ホタルの里も末端部分が水浸しになってしまうということ。それに加えて南北に高低差があると、このことは陸上をする、サッカーをするとかいう以前の、あそこのフィールドとして直さなければ使えない、どのようなところへも使えないだろうというお話を申し上げました。そうしたことができて、初めて利用方法をサッカーにするのか、あるいは400メートルのトラックを1つにするのか、そしてその中にサッカー場として使える芝の面積が確保できるかとかいうようなことに進んでいくと思うんです。

ですから、やはりあそこで多目的に使えるという環境づくりは、1つトラックのためばかりではなくて整備をする必要があるはしないかと、こんなふうに考えております。

そういうための総合的な調査をするようになれば、またそれなりきの費用も必要もなるかもしれませんが、今やはり、当面あそこを利用するための総論としての調査をすることから始めたいということで、予算計上をさせていただいているということ、ぜひご理解をいただきたいと思っております。以上であります。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問は。太田議員。

第3番（太田伸子君） ぜひ、お弁当を持って芝生の上で広げたときに、お弁当が食べられるような、そういう土壌の調査をしていただきたいと思います。

今、スポーツ観光を打ち出すというときに、白馬のこれだけの自然があるのですから、白馬の中にどれだけの村有地があって、どれだけの平なところとか開発できるところがある。また自然を保護しなければいけないとか、白馬村じゅうを全体でランドデザインして、ここは保護地区として守る、ここはフィールドのメッカみたいなものにする、ここはランニングをつなげて健康のところにすとかっていう、ランドデザインをしてみたいかと思うんですが、村長、お考えはどうでしょうか。

議長（下川正剛君） 答弁を求めます。太田村長。

村長（太田紘熙君） お答えをさせていただきます。

今、太田議員が提案されたことは、たしか6月議会だったと思いますけれども、篠崎議員からこうした、要するにスポーツ施設も含めた施設のランドデザインを考えながらやるべきではないかというご提言をいただきました。まさにそのとおりであるというふうに考えておりますけれ

ども、やはり今まで進めた経緯の中で、できることならそれぞれの地域への公平性、施設の建設の公平性等も高めていかなければいけないというようなことで、そうしたことを前提にいろいろ考えられてきた経過も、歴史の中にはございます。

そうしたことを尊重をしながらも、今後の考えられる施設整備、開発等については、もう一度、議員の皆さん方とそのグランドデザインがきちんと書けるかどうか、そんな協議をしていく場も必要な時代かなと、こんなふうには思っておりますので、議会の皆さんの方でも、ぜひそうしたことに前向きのご提言をいただければと、こんなふうには思っておりますので、よろしくお願いをいたしたいと思えます。

議長（下川正剛君） 答弁が終わりました。太田議員、質問はありませんか。太田議員。

第3番（太田伸子君） 12月定例会が始まる直前に、私たち議員研修で河津町の議会を訪問してまいりました。昭和57年7月に河津と姉妹提携をして、来年30周年を迎えることとなります。何か記念行事とかを考えることを提案して質問を終わります。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） 太田伸子議員の質問時間が終了をいたしましたので、第3番、太田伸子議員の一般質問を終結をいたします。

以上で、日程第1 一般質問を終結をいたします。

これで、本定例会第3日目の議事日程はすべて終了をいたしました。

お諮りをいたします。明日から12月14日までの間を休会とし、その間、定例会日程予定表のとおり各委員会等を行い、12月15日午前10時より本会議を行いたいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、明日から12月の14日までの間を休会とし、その間、日程予定表のとおり各委員会等を行い、12月15日午前10時より本会議を行うことに決定をいたしました。

これもちまして、本日は散会といたします。ご苦労さまでした。

散会 午後 0時01分

平成23年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成23年12月15日（木）午前10時開議

（第4日目）

1. 開 議 宣 告

日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

平成23年第4回白馬村議会定例会議事日程

平成23年12月15日（木）

（第4日目）

追 加 日 程

- 日程第 2 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 3 発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 発委第12号 議案第47号平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議（案）について
- 日程第 5 議会運営委員会の閉会中の継続審査について
- 日程第 6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第 7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

平成23年第4回白馬村議会定例会（第4日目）

1. 日 時 平成23年12月15日 午前10時より

2. 場 所 白馬村議会議場

3. 応招議員

第1番	横 田 孝 穂	第8番	高 橋 賢 一
第2番	篠 崎 久美子	第10番	小 林 英 雄
第3番	太 田 伸 子	第11番	太 谷 正 治
第5番	太 田 修	第12番	松 沢 貞 一
第6番	柏 原 良 章	第13番	下 川 正 剛
第7番	田 中 榮 一		

4. 欠席議員

なし

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

村 長	太 田 紘 熙	副 村 長	窪田徳右衛門
教 育 長	福 島 総 一 郎	総 務 課 長	太 田 忠
税 務 課 長	横 澤 英 明	住 民 福 祉 課 長	倉 科 宜 秀
観 光 農 政 課 長	横 川 宗 幸	建 設 水 道 課 長	太 田 今 朝 治
環 境 課 長	丸 山 勇 太 郎	教 育 課 長 兼 スポーツ課長	平 林 豊
総務課長補佐兼総務係長	横 山 秋 一		

6. 職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 太 田 文 敏

7. 本日の日程

1) 常任委員長報告並びに議案の採決

2) 追加議案審議

議案第49号（村長提出議案）説明、質疑・討論、採決

発委第11号（議会運営委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

発委第12号（総務社会委員長提出議案）説明、質疑、討論、採決

3) 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

4) 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

5) 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

8. 地方自治法第149条第1項の規定により長より提出された議案は次のとおりである。

1. 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

9. 地方自治法第99条の規定により委員長から提出された議案は次のとおりである。

1. 発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について
2. 発委第12号 議案第47号平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）に対する附帯決議（案）について

1. 開議宣告

議長（下川正剛君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名全員です。

これより平成23年第4回白馬村議会定例会第4日目の会議を開きます。

2. 議事日程の報告

議長（下川正剛君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあります資料のとおりです。

△日程第 1 常任委員長報告並びに議案の採決

議長（下川正剛君） 日程第1 常任委員長報告並びに議案の採決を行います。

それぞれ常任委員会に付託されました案件について、順次、各委員長より審査結果の報告を求めます。

お諮りをいたします。

議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、分割審査をしていただいておりますので、常任委員長報告が終了をした後に、討論、採決をいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告終了後に討論、採決を行うことに決定をいたしました。

最初に、総務社会委員長より報告を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長（太田伸子君） 平成23年第4回議会定例会において総務社会委員会に付託されました案件は議案4件であります。審査の概要及び結果をご報告いたします。

議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定についてであります。この条例は、暴力団の排除について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本となる事項等を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって村民の安全で平穏な生活の確保及び社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的としています。

質疑に入り、条例はどの程度まで施行されているかとの質疑があり、県レベルでは全国で施行されている。暴力団排除に関しては、私たちが県民の一員として推進に協力するという意味で、村も条例をつくるのは当然と思うと説明がありました。

警察との連携が必要で大切ではとの質疑があり、条例が出てきた背景には警察に任せっきりだった暴力団対策に住民の声をぜひ上げて、警察の後押しをもらいたいということもあるのではと説明がありました。

討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定については、可決すべきものと決定されました。

議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例についてであります。地方税法の改定に伴う改正であります。主なものは、不申告に伴う過料の金額が3万円から10万円に改正されました。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例についてであります。地方税法の改正に伴う改正であります。改正に伴い、項の番号の変更が主なものです。

質疑、討論はなく、採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例については、可決すべきものと決定されました。

議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）についてであります。平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,361万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出予算それぞれ46億1,824万1,000円とするものであります。

総務課関係では、2款総務費1項総務管理費1目一般管理費14万9,000円の増額です。職員の共済組合の負担割合の変更に伴う増額であります。

2款総務費1項総務管理費6目企画費282万5,000円の増額です。通地区電柱移線に伴うケーブルテレビ白馬の配線移設工事費であります。

8款消防費1項消防費1目非常備消防費63万2,000円の増額です。新入団員8名の見込みが19名あったため、新入団員の備品と、非常時使用のLEDヘッドライトの購入代金であります。

8款消防費1項消防費4目防災費289万の増額です。防災ハザードマップ作成委託料と孤立集落のための衛星携帯電話、非常用電源の購入費用が主なものであります。

住民福祉課関係では、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費1目戸籍住民基本台帳費587万7,000円の増額です。広域システム共同化により、従来のシステム解約によるリース料の一括返還が主なものであります。

教育委員会関係では、2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費10万円の増額です。スノーハープ、クロスカントリー競技場の調査費用であります。

9款教育費3項中学校費2目教育振興費215万8,000円の増額です。中学校指導要領の改訂による教科書代105万7,000円と指導書、DVD、CDの備品購入費が主なものであります。

質疑に入り、総務課関係では孤立集落とはどこかとの質疑があり、立の間、通、青鬼、野平、嶺方で、道が1本寸断されると行き来ができなくなる恐れがある集落という限定がされているとの説明がありました。

防災ハザードマップの配布はとの質疑があり、基本的には全戸配布だが、まずは行政区単位で配布予定との説明がありました。

教育委員会関係では、積雪のあるこの時期に調査するののかとの質疑があり、将来の方向を見定めるための調査費であり、これまでの調査とあわせ、冬の間を検討するとの説明がありました。

陸上トラック化に向けた検討ではとの質疑があり、現在の競技場利活用のための基礎調査、検討のための費用であり、陸上トラック化に限っていないとの説明がありました。

陸上競技場があるのかとの質疑があり、スノーハープ利活用検討委員会から陸上競技場のタータン化等の設備整備を図ると答申されている。水はけの悪さもあり、要望にこたえるためにも調査が必要。前向きに取り組むためにも調査をしていきたい。調査をして協議を重ね、庁内でも検討を積み上げていくとの説明がありました。

討論に入り、教育委員会関係の2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費に10万円の増額に関して、まだまだ話し合っていない。建設のために調査をするというのはいかがか。前回の一般質問に陸上競技場と答弁している。陸上競技場ありきでは認められない。競技場にするか、現状に戻すのか検討するためにも、資料の提示が必要なことから調査が必要などの討論がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、可決すべきものと決定されました。

2款総務費7項スポーツ事業費3目スポーツ事業振興費の業務委託料を認めるに当たり、附帯決議をつけるという意見が出されました。附帯決議に関して、トラック化へ向け、誘導された予算では認めない文書にする。附帯決議ではなく、委員長報告でよいのでは。報告だけでなく文書にしなければならないという意見がありました。

附帯決議をつけることを採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、附帯決議をつけることは可決されました。

継続審査になっております、請願第8号 山の恩恵に感謝し、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書、受理年月日平成23年8月22日、提出者、白馬村宮沢敏文後援会会長、津滝和生であります。

審査に当たり、白馬の文化として山の講に、山に感謝するお祭りもあり、貞逸祭、開山祭も開いているが、他の地域でも制定の動きが見られる。目的とするところが休日とするのか「白馬の山の日」を制定するのか検討すべき。山岳関係者とも協議が必要。「山の日の制定」ということに対して、その趣旨には賛成するという意見がありました。

採決したところ、委員長を除く委員全員の賛成により、請願第8号 山の恩恵に感謝し、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書は、趣旨採択すべきものと決定されました。

総務社会委員会の報告は以上です。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第44号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第44号 白馬村暴力団排除条例の制定については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第44号は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、議案第45号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第45号 白馬村税条例等の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第45号は委員長報告のとおり可決されました。

議案第46号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第46号 白馬村都市計画税条例の一部を改正する条例については、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第46号は委員長報告のとおり可決をされました。

次に、請願第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本件に対する委員長報告は趣旨採択であります。請願第8号 山の恩恵に感謝をし、里山・山岳の自然とともに共生して地域づくりをする村民挙げての決意のため「白馬山の日の制定」を願う請願書の件は、委員長報告のとおり趣旨採択とすることに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、請願第8号は趣旨採択とすることに決定をいたしました。

続いて、産業経済委員長より報告を求めます。第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長(田中榮一君) 7番田中榮一です。

平成23年第4回白馬村議会定例会産業経済委員会審査報告書。

本定例会において、産業経済委員会に付託されました議案2件、陳情1件につきまして、審査の概要及び結果をご報告いたします。

初めに、議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)の所管事項であります。これは歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,361万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億1,824万1,000円とするものです。

環境課関係ですが、4款1項1目環境衛生費環境衛生事業69万3,000円の増額、雑排水収集処理委託料13万3,000円。くみ取り量が増え、6,300リットル分×21円であります。備品購入費に56万円、空間放射線測定器の購入代であります。

4款2項1目塵芥処理費塵芥処理事業195万7,000円の減額。塵芥処理委託料135万7,000円、これは粗大ごみ集積場不用額の不用額を減額するものであります。ごみ集積所設置補助金60万円。これは予定していたほどの設置がなかったのと、それは放射線測定器の方の財源としましたとの説明がありました。

質疑に入り、空間放射線測定器の具体的な活用はの質問があり、定期的に公共施設の測定と不安に思う個人の住宅の測定なども行う。観光で生きる村の安全・安心を積極的に情報提供していく。ただし、器械が届くのは2月末になるとの答弁がありました。

食材を検査できる機器なのかとの質問があり、それはできません。学校給食の食材については県教育委員会に検査を依頼しているとの答弁がありました。

次に、観光農政課であります。5款2項1目林業振興費376万2,000円の増額で、主なものとして、森林整備事業に274万円、そのうち20万円ということですが、これはペレットストーブの2台分の補助金ということになります。

有害鳥獣被害対策事業に49万8,000円。これは4月にクマの人身事故があり、パトロールやわなを仕掛けるなどの猟友会の出動が多かった。それから従事者補助金は銃の免許を取った場合2万円、それと免許の更新に対し1万5,000円などの補助をしている。村としても年々

猟友会員が減っており、支援をしていかねばと思っているとの説明がありました。

6款1項2目観光施設整備費のうち平地観光施設管理事業84万4,000円を増額するものです。これは岳の湯の建物を耐震診断をしてから、利活用に入りたいとの思いから診断するものとの説明がありました。

質疑に入り、岳の湯利活用耐震診断費84万4,000円は高いのではないかと質問があり、これは長野県建築事務所協会に見積もりをお願いし、この金額になったとの答弁がありました。

建設水道課関係であります。7款2項3目道路新設改良費に1億154万5,000円の増額であります。村道改良国庫補助事業、いわゆる神城山麓線ですが、実施設計委託料に600万円、工事請負費に9,300万円、今年度国の第3次補正での内示をいただき、前倒しで24年度の予算確保ができるもので、そのうちで250万円の補償費は何かといいますと、これは電柱の移転によるものとの説明がありました。

質疑に入り、白馬五竜スキー場近くに地下道の工事がなされているが、問題がないかと質問がありました。これは歩行者の機能回復の工事であり、問題ないとの答弁がありました。

以上、議案第47号について、環境課、観光農政課、建設水道課それぞれの所管事項の質疑終了後、討論もなく、採決をした結果、委員長を除く全員の賛成により、可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）であります。収入、水道事業収益160万円を増額し、2億9,514万3,000円とし、支出の水道事業費用208万5,000円を増額し、2億7,912万1,000円とするものです。

質疑、討論もなく、議案第48号 平成23年度白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長を除く委員全員の賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、陳情第8号 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の村内ルートについてであります。

平成23年11月21日、提出者、白馬商工会会長西沢信男。

陳情文ですが、1として、白馬村内ルートは地域活性化、観光並びに商工業振興などにつながる最適ルートとして、JRより東側ルート（案）で建設促進に向け強く要望します。

2、緊急輸送路として自動車専用道路並みの整備を要望いたします。

3、既存の道の駅は駐車場が狭いなどの難点があるため、白馬連峰の景色を眺望できるパーキングとして、新たに道の駅の設置をご検討いただきたいというものであります。

提出者である白馬商工会会長の西沢信男氏と、白馬商工会事務局長の松本喜美人氏のお二方に本委員会にご出席をいただき、陳情書に対する質疑にお答えをいただきました。

質疑に入り、まずお二方に対し、松本糸魚川連絡道路建設促進白馬村実行委員会より、平成22年1月22日付で議長あてに出されている要望書ルート案は線で示されている。今回出されている陳情ルートは丸表示で示されているが、違いは何かの質問があり、松本糸魚川連絡道路建設

促進白馬村実行委員会で示したルート案に対して、県より、選定に対して技術的工法、コスト面など困ることがあるので、余裕を持たせた範囲で示してほしいとの要望があった。今年、大町商工会議所が7月6日付で、市長と市議会議長あてに陳情書が出され、9月の大町市議会定例会で採択されている。そのルート案が線ではなく丸表示で示されており、同じ商工団体として、参考としたとの答弁がありました。

行政側に対しての質疑に入り、要望書が行政側にも出されているが、県に今までどのような対応をしてきたかとの質問に対し、県行政が小谷道路雨中地区を先行していること、豊科インター周辺など全精力がそちらに集中していることもあり、具体的なことはしてこなかったとの答弁がありました。

討論に入り、賛成の立場から白馬商工会が各団体、地域の要望を受けて、一刻も早くとの思いで提出されたものであり賛成。それから、以前からの住民要望であるが、村の動きがとまっているとの陳情者の思いがあったのかと思う。行政の積極的な姿勢を求めるものなので賛成との2つの討論がありました。

意見として、ルート案については丸表示で幅をもって出てきており、経済性、地元住民とのコンセンサスを取りつける環境面の配慮など、関係者、関係機関との協議をした上で進めていただくように、行政側に申し上げていただきたいとの意見がありました。

採決の結果、請願第8号は委員長を除く委員全員の賛成により、採択すべきものと決定をいたしました。

委員会の意見として、次のことをつけ加えさせていただきます。

希望するルート案の選定に際しては、経済性や環境保護及び景観に配慮すること。そして、何よりも地元住民とのコンセンサスを取りつけることが重要であることを確かに認識をし、それらを踏まえた上で、関係者間で十分な協議を持ち、柔軟な考えを持って選定するよう強く行政に要望をいたします。

以上です。ありがとうございました。

すみません。訂正をお願いいたします。採決の結果、請願第8号というように先ほど申しましたけれども、陳情第8号の誤りでありましたので訂正し、おわびをいたします。

議長（下川正剛君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

議案第48号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第48号 白馬村水道事業会計補正予算（第1号）は、委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第48号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、陳情第8号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は採択であります。陳情第8号 地域高規格道路松本糸魚川連絡道路の村内ルートの際は、委員長報告のとおり採択するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、陳情第8号は委員長報告のとおり採択と決定をいたしました。

次に、常任委員会において分割審査をしていただきました議案第47号の討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算（第4号）は、常任委員長報告のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

（全 員 起 立）

議長（下川正剛君） 起立全員です。よって、議案第47号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、村長から議案の提出の申し出、議会運営委員長及び総務社会委員長より発議の申し出、議会運営委員長より閉会中の継続審査の申し出、また各常任委員長より閉会中の所管事務の調査の申し出、議会運営委員長より閉会中の所掌事務調査の申し出があり、議長において受理をいたしました。よって、会議規則第22条の規定により議事日程を変更し、追加議案を審議したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議事日程を変更し、追加議案を審議することに決定をいたしました。

ただいまから事務局より議事日程を配付をいたします。

配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 配付漏れなしと認めます。

お諮りをいたします。

日程第2 議案第49号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認めます。よって、議案第49号は委員会付託を省略し、質疑、討論、採決をすることに決定をいたしました。

これより議案の審議に入ります。

△日程第2 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（下川正剛君） 日程第2 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。太田総務課長。

総務課長（太田 忠君） 議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきましては、本年9月30日に出された国の人事院勧告に準拠して、本村の一般職の職員の給与を平均で0.23%引き下げのための給与表の改正を、平成24年1月1日より行うものであります。

ご存じのように、国においては人事院勧告を実施しないとの閣議決定がなされ、別に国家公務員の給与を平均7.8%カットするための法案が予定されておりますが、与野党の攻防により、来年の通常国会に持ち越されているところであります。

また、長野県では本年度の給与表の改正は行わないこととしております。

12月1日現在での県内市町村の動向は、未実施が29団体、人勧実施が48団体との状況でございますが、本村においてはこれまでどおり人事院勧告に準拠するという方法をとることとしたものであります。

以上、よろしく願いをいたします。

議長（下川正剛君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

議案第49号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

△日程第3 発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について

議長(下川正剛君) 日程第3 発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第8番高橋賢一議会運営委員長。

議会運営委員長(高橋賢一君) 議会運営委員会より、発委について申し上げます。

発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例について。

白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出。

白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例。

白馬村政治倫理条例(平成7年白馬村条例第17号)の一部を次のように改正する。

以下、条例中の改正部分のみを申し上げますが、前後の整合についてわかりにくい部分があるかと思われますので、新旧対照表をご覧いただきながら、ご覧いただきたいと思えます。

第1条中、「その担い手たる村長、村議会議員(以下「議員」という。)及び副村長、教育長(以下「副村長等」という。)が村民全体の奉仕者として、」を「村長、村議会議員(以下「議員」という。)及び副村長、教育長(以下「副村長等」という。)は、村民全体の奉仕者として」に、「自己の」を「その」に、「るとともに、併せて村民にも村政に対する正しい認識と自覚を喚起し、もって開かれた民主的な村政に」を「、もって公正で開かれた民主的な村政の発展に」というように改めます。

第2条中、「村民の代表者として」を「その職務を遂行するにあたり」に改める。

第3条第2項中、「潔い」を「誠実な」に、「するように努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

第5条第1項中、「当該者」を「その者」に改める。

第9条中、「第168条、」を削る。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上であります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第11号 白馬村政治倫理条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第11号は原案のとおり可決されました。

△日程第4 発委第12号 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議(案)について

議長(下川正剛君) 日程第4 発委第12号 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議(案)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。第3番太田伸子総務社会委員長。

総務社会委員長(太田伸子君) 発委第12号 議案第47号 白馬村一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議(案)について。

白馬村議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成23年12月15日提出。

議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議(案)。

今回、村長から提案された、平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)の2款総務費、7項スポーツ事業費、3目スポーツ事業振興費の11節委託料の100千円の増額補正は、スノーハープの今後の方針を立てるための資料作成調査費用であるものとする。どのような事業を施行するかについては、調査結果を検討し十分な議論を尽くすことを強く求める。

以上、決議する。

平成23年12月15日、白馬村議会。

以上であります。

議長(下川正剛君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 質疑なしと認め、質疑を終結をいたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 討論なしと認め、討論を終結をいたします。

採決をいたします。

発委第12号 議案第47号 平成23年度白馬村一般会計補正予算(第4号)に対する附帯決議(案)については、原案のとおり決定するに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

議長(下川正剛君) 起立全員です。よって、発委第12号は原案のとおり可決されました。

△日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査について

議長(下川正剛君) 日程第5 議会運営委員会の閉会中の継続審査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、目下委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りをいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

△日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

議長(下川正剛君) 次に、日程第6 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

△日程第7 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

議長(下川正剛君) 日程第7 議会運営委員会の閉会中の事務調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りをいたします。

議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(下川正剛君) 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

第7番の田中榮一産業経済委員長より、発言の訂正の申し出がありました。発言を許します。

第7番田中榮一産業経済委員長。

産業経済委員長（田中榮一君） 先ほどの産業経済委員長としての報告において、県からの指示と申し上げましたが、団体の意見と訂正をしたいと思っておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。

議長（下川正剛君） お諮りをいたします。

ただいま、田中榮一産業経済委員長より訂正の申し出がありましたので、訂正をすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（下川正剛君） 異議なしと認め、訂正することに決定をいたしました。

以上で、本定例会に付された議事日程は、すべて終了をいたしました。

ここで、太田村長よりあいさつをしたい旨の申し出がありましたので、これを許します。太田村長。

村長（太田紘熙君） 平成23年第4回白馬村議会定例会閉会に当たりまして、一言お礼のごあいさつを申し上げます。

12月6日の招集、開会以来10日間にわたり、本会議並びに委員会審議等に連日お取り組みをいただき、提出いたしました案件についてご承認をいただき、まことにありがとうございます。

地球温暖化の影響か、近年は降雪が遅く、この時期はやきもきしながら毎日を過ごすことが通例となってしまった感があるところでございます。残念ながら本年も、本日までにまとまった雪はありませんけれども、白馬五竜、白馬47、八方尾根ゲレンデは一部滑走可能とのことでございます。これから始まる冬の観光のよし悪しが、そのまま村の経済の行方にも大きな影響を及ぼしますので、今後十分な降雪があり、村内スキー場ににぎわいが訪れることを切に願っているところでございます。

さて、新しい年が明けますと、新年度予算の編成も大詰めを迎えるときとなります。地域役員懇談会等の中で、各地区から提案をされました要望は大変多岐にわたり、大変な数に上っております。議員各位からも、今定例会で来年度予算に向けてさまざまなご意見をいただいたところでございます。総合計画、広域計画の実施計画をローリングするとともに、緊急度、優先度、事業効果、地域バランス、財源確保等の観点から予算編成に臨み、平成24年度予算に反映してまいりたいと考えております。

また、長野県スキー発祥100周年を記念した、さまざまな行事が行われるに当たり、議員の皆様方にも、それぞれのお立場でご出席やご支援をいただくこともあろうかと思っておりますが、よろしくお願いをいたします。

振り返りますと、今年は3月11日の東日本大震災に始まって、全国的に災害が多く、大変悲

しく、そして残念な年となってしまいました。バンクーバー五輪後、休養をとっていた上村愛子さんがソチ五輪に向かって、今シーズンから新たな選手生活のスタートを切ったとのことでございます。白馬村にとっても、来る新しい年が希望を持ってスタートできる明るい年になることを願うとともに、議員各位にも、それぞれ輝かしい年になりますようお祈りをし、あわせて引き続き村政運営に変わらぬご支援、ご協力をいただきますことをお願いを申し上げ、12月議会閉会に当たりましてのごあいさつといたします。

よい年をお迎えをいただきたいと思います。ありがとうございました。

議長（下川正剛君） これをもちまして、平成23年第4回白馬村議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時55分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成23年12月15日

白馬村議会議長

白馬村議会議員

白馬村議会議員

白馬村議会議員